

(第一類 第十四号)

衆議院 予 算 委 員 会 議 録 第 三 号

令和二年十一月四日(水曜日)

午前八時五十八分開議

出席委員

委員長 金田 勝年君

理事 後藤 茂之君

理事 橋本 岳君

理事 細田 健一君

理事 奥野 総一郎君

理事 瀧地 雅一君

理事 秋葉 賢也君

理事 伊藤 達也君

理事 今村 雅弘君

理事 うさぎの賢一郎君

理事 衛藤 徹三郎君

理事 大岡 敏孝君

理事 河村 健夫君

理事 田中 和徳君

理事 谷 公一君

理事 中村 裕之君

理事 長島 昭久君

理事 野田 毅君

理事 福田 守君

理事 牧島 かれん君

理事 村上 誠一郎君

理事 山本 幸三君

理事 渡辺 博道君

理事 今井 雅人君

理事 大西 健介君

理事 岡崎 一正君

理事 岡本 充功君

理事 玄葉 光一郎君

理事 近藤 和也君

理事 櫻井 周君

理事 高木 健太郎君

理事 長谷川 嘉一君

理事 齋藤 健君

理事 藤原 崇君

理事 山際 大志郎君

理事 辻元 清美君

理事 秋本 真利君

理事 石破 茂君

理事 岩屋 毅君

理事 江藤 拓君

理事 小倉 將信君

理事 神山 佐市君

理事 菅原 一秀君

理事 竹本 直一君

理事 富樫 博之君

理事 中山 展宏君

理事 根本 匠君

理事 原田 義昭君

理事 古屋 圭司君

理事 村井 英樹君

理事 八木 哲也君

理事 山本 有二君

理事 石川 香織君

理事 枝野 幸男君

理事 逢坂 誠二君

理事 岡田 克也君

理事 川内 博史君

理事 後藤 祐一君

理事 齊木 武志君

理事 関 健一郎君

理事 中谷 一馬君

理事 日吉 雄太君

堀越 啓仁君

松平 浩一君

森山 浩行君

早稲田 夕季君

佐藤 英道君

末位 和夫君

宮本 徹君

藤田 文武君

西岡 秀子君

本多 平直君

宮川 伸君

山本 和嘉子君

太田 昌孝君

濱村 進君

藤野 保史君

浦野 靖人君

玉木雄一郎君

青 義徳君

麻生 太郎君

武田 良太君

上川 陽子君

茂木 敏充君

萩生田 光一君

田村 憲久君

野上 浩太郎君

堀山 弘志君

赤羽 一嘉君

小泉進次郎君

岸 信太君

加藤 勝信君

平沢 勝栄君

小此木八郎君

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

環境大臣

防衛大臣

内閣官房長官

復興大臣

国家公安委員会委員長

防犯担当

海洋政策担当

支那担当

支那担当

支那担当

支那担当

支那担当

支那担当

支那担当

支那担当

支那担当

支那担当

支那担当

支那担当

支那担当

支那担当

支那担当

予算の実施状況に関する件

○金田委員長 これより会議を開きます。
予算の実施状況に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官川辺英一郎君、内閣官房土地調査室長三上明輝君、総務省自治行政局長高原剛君、総務省総合通信基盤局長竹内芳明君、総務省統計局長佐伯修司君、厚生労働省健康局長正林賢章君、厚生労働省労働安全衛生局長中誠二君、厚生労働省雇用環境・均等局長坂口卓君、厚生労働省社会・援護局長橋本泰宏君、農林水産省生産局長水田正和君、水産庁長官山口英彰君、海上保安庁長官奥島高弘君の出席を求め、説明を聴取いたします。

（異議なしと仰る者あり）
○金田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○金田委員長 基本的質疑を行います。
去る二日の江田浩司君の質疑に関連し、枝野幸男君から質疑の申出があります。江田君の持ち時間の範囲内でこれを許します。枝野幸男君。

○枝野委員 立憲民主党政代表の枝野でございます。

満日の代表質問での答え、あるいはおとこの同僚議員の質疑などを踏まえて、総理に基本的な考え方を述べてお尋ねをしたいと思います。
また、残念ながら、新型コロナウイルス感染症の新たな感染者の数がじわじわとふえている状況でございます。
保健所、医療機関を始め関係機関の皆さんの御尽力に敬意を表するとともに、広くなられた皆さんに哀悼の意を表し、患者の皆さんにお見舞いを申し上げます。

この新型コロナウイルス感染症による影響で仕事を失われた方、そのことによって生活困難に追い込まれている方、残念ながらこれが減るという状況にはまだなっていない、むしろ、失業、雇用状況は悪化している状況にあります。

代表質問でも、そうした皆さんの立場に立った施策が必要であるということをおっしゃいました。特に、その代表として、一人親家庭、特に母子家庭において、従来から母親の仕事が非正規で低賃金という方が多い中で、仕事を失われて困窮をされている方が多くなっています。

代表質問で申し上げた支援団体の調査、認定NPO法人しんぐるまが、ふおーらわの調査では、児童扶養手当を受け取っている一人親家庭の六割は、この間、収入が減少しており、一割は収入自体がゼロになっているという状況で、一日の食事は一回だけとか、残っているお金はもう数円とか、そういう声が多数届いております。

参議院の代表質問で我が党の福山幹事長から、七兆円の予備費を活用しても、年内にこうした家庭への臨時特別給付金、二度目を支給するべきではないかというふうに提案をいたしました。が、残念ながら、総理の御答弁は前向きなものはいただけませんでした。

今、二次補正などという話がある飛び交っていますが、二次補正では、年が明けて、実際に施行されるのはむしろ新年度になるかもしれないような状況です。

この年末年始に向けて、この一人親家庭に対する支援、年を越せないという声が多々あるという状況を総理はどう認識し、そして、この予備費の活用をお考えになりますか。いかがですか。

○管内閣総理大臣 新型コロナウイルスの影響を踏まえて、子育てと仕事を、一人で担う、いわゆる一人親家庭を緊急的に支援するために、第二次補正予算で臨時特別給付金の支給を実施したところでありました。

今後の対応としては、まずは、さまざまな困難な課題を抱えている一人親家庭の状況をしっかりと

と把握し、個々の家庭のニーズに沿った生活支援を、また就労支援など、多様な支援策につなげていく必要があるというふうに考えています。

このため、現在、自治体の相談窓口において、創設工夫をしながら、多様な支援策につなげている好事例を収集をし、横展開を図るなど、一人親家庭が個々のニーズに沿った支援を受けられるよう、自治体の取組をしっかりと支援をしていきたいと思っております。

○枝野委員 総理、それは、平時の一人親家庭に対する支援策の原稿をお読みになっているんじゃないかと感じざるを得ません。

就労支援とおっしゃいましたけれども、今、仕事が減っていて、この雇用状況はむしろ悪化をしている状況です。一人親でなかなか働く時間などの確保自体も困難な皆さんですから、この状況で就労支援してもすぐに就労できるという可能性の方が圧倒的に低い状況で、年を越せないとし上げているんです。年内にやはり次の支援策を行わなきゃいけないと思っております。どうですか、総理。

○管内閣総理大臣 そういふ状況の中で、二次補正予算の中で臨時特別給付金の支給を実施したところですが、また、状況を見ながら、緊急的に対応が必要なきは対応するというのが政府の考え方です。

○枝野委員 代表質問では、私も、それから福山幹事長もこの問題を取り上げて、具体的に、こうした皆さんを支援している団体の現場からの状況、一割は収入自体が途絶えているという状況、一口の食事を一回に絞ってそれで何とかしているという状況、こういう状況なのに聞きわめなきゃいけないんですか、総理。

○管内閣総理大臣 そうした指摘もありましたので、現状というものも、厚生労働省の中でしっかりと今対応しておりますので、厚生大臣から説明させます。

○枝野委員 今、現に、例えば収入が途絶えていらっしゃる方、仕事を失い収入が途絶えていらっしゃる方が既に民間の報告でも、一定程度いるとい

石川 香織君	川内 博史君
枝野 幸男君	今井 雅人君
岡島 一正君	早稲田夕季君
日吉 雄太君	関 健一郎君
佐藤 英道君	濱村 進君
志位 和夫君	宮本 徹君
浦野 将人君	藤田 文武君
玉木雄一郎君	西岡 秀子君
同席	
富樫 博之君	補欠選任 石城 茂君
長島 昭久君	河村 建夫君
牧島かれん君	岩屋 敏君
関 健一郎君	長谷川嘉一君
早稲田夕季君	近藤 和也君
同席	
近藤 和也君	補欠選任 齊木 武志君
長谷川嘉一君	櫻井 周君
同席	
齊木 武志君	補欠選任 山本和嘉子君
櫻井 周君	高木銀太郎君
同席	
高木銀太郎君	補欠選任 宮川 伸君
山本和嘉子君	中谷 馬君
同席	
中谷 馬君	補欠選任 堀越 啓仁君
同席	
堀越 啓仁君	松平 浩一君
松平 浩一君	補欠選任 森山 浩行君
同席	
森山 浩行君	玄葉光一郎君

本日の会議に付した案件
政府参考人出席要求に関する件

うことが我々のところにも届いているという状況なんですから、遅いと言わざるを得ません。

これは一事が万事です。一人親家庭だけではな
い、いろんなところで、本当に年を越せない。
いつか、年越し派遣村というのがありました。
あれを超えるような、この年末年始、大変な状況
になるということを、私たちは真剣に、そして強
い危機感を持って感じています。ぜひ、予備費を
早期に活用してこうした皆さんの下支えをしてい
ただきたいというふうに強く求めておきたいと思
います。

もう一点。

脱炭素社会、二〇五〇年というのは結構なこと
ですが、これに対して、どうも、原子力発電を活
用すると、選択肢としてお認めになっていきます。
脱炭素社会実現のためには、原子力発電所の新
設、新たにつくったり、あるいは、新たにつく
増したり、増設をしたりすることも選択肢として
考えておられる、こういう認識でよろしいん
でしようか。総理。

〇梶山国務大臣 徹底した省エネ、再エネの最大
限の導入に取り組みとともに、原発依存度を可能
な限り低減する、これが政府の考え方でありま
す。

その上で、カーボンニュートラルは簡単なこと
ではなく、日本の総力を挙げての取組が必要と考
えております。このため、あらゆる選択肢を追求
する中で、必要を限りにおいて原子力も活用する
というものであります。

今後、原子力を含む二〇五〇年のエネルギー需
給構造やカーボンニュートラルを目指す道筋につ
いては、エネルギーの安定供給を確保しつつ、経
済と環境の好循環をつくり出していきけるよう、集
中の議論をしてまいります。

〇枝野委員長 今の経産大臣の御答弁は、代表質問
等で総理からお答えをいただきました。
総理にお尋ねをします。

二〇五〇年を目標にしている。これから二十年
あります。普通に考えれば、今稼働させることが
可能な原発もいずれも耐用年数が切れます。選択
肢として選ぶというところは、新しい原子力発電所
をつくることとあり得ると総理はお考えになって
いるということでしょうか。総理。

〇菅内閣総理大臣 原発の新増設について、現時
点においては考えていません。

〇枝野委員長 答弁が矛盾しているんですけれど
も、原子力発電は選択肢だとおっしゃっている
でも、原発の新増設について今のようなお答えで
は矛盾しませんか。

活用するためには新増設しないと、二十年後で
すよ。我々は一口も早くゼロにすべきだと思っ
ています。そうじゃない立場だったとしても、ほと
んどの原子力発電はもう耐用年数が切れますよ。
それで原子力も選択肢なのですか。総理、どうい
うお答えだったと、今のお答えについて説明く
ださい。総理。

〇菅内閣総理大臣 これまでもそういう説明をし
てきています。現時点においては新増設は想定を
していない。

〇枝野委員長 カーボンゼロ、二〇五〇年脱炭素社
会を実現するためにも、原子力の活用は選択肢だ
けれども、新増設は考えていない、これでいいで
すね。総理。

〇菅内閣総理大臣 先ほど来申し上げていますけ
れども、現時点においては従来どおり想定はして
いません。

〇枝野委員長 現時点でというのは、どういう、何
か条件が変わったら変わるんですか。

〇菅内閣総理大臣 これまでと全く同じことで
ない。これまでそういう説明をしました。現時点
においては新増設は想定をしていません。(発言
する者あり)

〇金田委員長 静岡に願います。

〇枝野委員長 これまでもそういう説明なのはよく
知っていますが、現時点でとおっしゃるというこ
とは、将来変わる可能性があるから現時点でと
おっしゃっているんじゃないですか。違います
か。総理。

〇菅内閣総理大臣 でも、現時点においてはまさ
に現時点であって、従来どおりの方針と変わらな
いということではありません。

〇枝野委員長 先ほど申しましたとおり、二〇五〇
年ってここから二十年後なんです。我々が目指
しているところに一日も早く原発に依存しない社会
をつくるという方向性ではない御究の立場だとし
ても、それでも二十年後には、今稼働可能、動か
すことが可能だとされている原発のほとんどが耐
用年数を終わるんです。それで、選択肢だ、新
増設はしないと。矛盾しませんか。聞いているん
です。

〇梶山国務大臣 原子力が二〇五〇年においても
選択肢として活用できるように、新型、革新炉を
含めた技術開発等、不断の安全性向上に向けた取
組は進めてまいります。

今後、原子力を含む二〇五〇年のカーボン
ニュートラルを目指す道筋において、総合エネル
ギー調査会とグリーンイノベーション戦略推進
会議で集中的に議論をしてまいります。

〇枝野委員長 総理の御発言と矛盾をしているん
ですけれども、整理をさせていただきます。委員長。
新増設は今考えていないとおっしゃったのが、
新型炉で出てくるじゃないですか。答弁を整
理させていただきます。閣内不一致です。

〇梶山国務大臣 現時点で原発の新増設やリブ
レースについては想定していないというのが政府
の立場であります。

昨日の質疑の中でもありましたように、技術開
発や研究開発というものはしていかなければなら
ない。そういった中で、革新炉を含めた、例えば
高温ガス炉であるとかSMR、小型炉というもの
もですけれども、技術開発等、不断の安全性向上
に向けた取組は進めていくこと。それらも含
めて、今後、総合エネルギー調査会とグリーン
イノベーション戦略推進会議で集中的に議論をし
ていくということでもあります。

〇枝野委員長 委員長、わかりません、矛盾してい
ますよね。

研究開発は大事です。これから原発依存をなく
していくにしても、原子力についての技術開発、
これは大事です。

だけれども、新増設を考えていないならば、新
しいタイプの原子炉についての研究は、原子力の
研究は必要だけれども、それは必要じゃないん
じゃないですか。これから新しいタイプの原子力につ
いて研究があるから、新しいタイプの原子力につ
いて研究するんじゃないですか。それは必要な
じゃないですか。今新増設を考えていないなら
総理、違いますか。矛盾していますよ。総理。

〇梶山国務大臣 国際協力のもとに研究開発は進
めていくことでもあります。

そして、現時点では、先ほど申しましたけれ
ども、新増設、リブレースは想定していませんけれ
ども、二〇五〇年のカーボンニュートラルを目指
す道筋については、総合エネルギー調査会とグ
リーンイノベーション戦略推進会議で集中的に議
論をして、できる限り低減をしていくという努力
の方向であります。

〇枝野委員長 我々も実は、二〇一一年の三月十
日までは、脱炭素社会実現のためには原子力発電
を活用せざるを得ないだろうという考え方に立っ
ていました。しかし、あの東京電力福島第一原発
事故があって、今もなおおそれるに帰れない人た
ちがたくさんいる、これだけ広大な我が国の周
辺、残念ながら立ち入れない、住めない地域をた
くさんつくってしまったという、こうした状況を考
えるならば、一日も早く原発依存から脱却しなけ
ればならないし、そのためには新しい発電所をつ
くるんだというのはいちよと考えられない。

あの反省と教訓は、総理、ないんですか。

〇梶山国務大臣 二〇五〇年のカーボンニュート
ラルを目指す上で、全ての手段、技術というもの
を考慮に入れていくということでありまして、例
えば、イギリスにおいても、政府の見解ではあり
ませんけれども、委員会の答申として、原子力や
火力発電所というのも二〇五〇年の総案の一つ
として入っているということでもあります。

また、これは幾つかのシナリオがありますけれども、その中の平均でも入っているというところとあります。

と申しますのは、原子力もある程度必要、そして火力というものの調整電源として必要ということとを、二〇五〇年の段階、今から考える二〇五〇年では必要かどうかであります。

○枝野委員 脱炭素社会も大変重要なことです。後世の世代に人間が住める地球を残す、まさに命にかかわる問題です。しかし、現に私たちはわずか十年前に、そこに住み続けたら命の危険がある、そういう事故を目前で見ているんです。その直前まで、原発は事故を起こさないんだという前提で自民党政府はずっとやってきました。我々もそれを引き継いで、一年間の間に案を練ることなく、三・一を迎えてしまいました。その経験と教訓を踏まえるならば、原子力に依存しないで脱炭素社会を目指すからこそ、新たなさまざまなところでの脱炭素に向けた技術革新が生まれて、それが日本の競争力になるんだと思うんです。

総理御自身が、この脱炭素社会を所信で高々と掲げられたんです。原発の事故の教訓を踏まえれば、そういう道を選ぶべきじゃないですか。いかがですか、総理。

○菅内閣総理大臣 私は、日本として二〇五〇年カーボンニュートラルをゼロにすべきだ、党内にもいろいろ意見がありましたけれども、ここをやり遂げる、そういう思いの中で宣言しました。そして、去る三十日に閣僚会議を開催をし、閣僚にこのことを指示しました。その中で、原発については先ほど堀山大臣がここで答弁したとおりであります。

○小泉国務大臣 枝野議員から、福島教訓を忘れていないのかという話がありました。かつて原発の立地だった福島県の大熊町、そしてまた近くの浪江町というのがあります。そこはゼロカーボン宣言をされて、今、環境省が新たに再生可能エネルギーの導入など支援をやっています。福島県全体としても、二〇四〇年までに再生

可能エネルギーを実質一〇〇%で賄うことをやる、こういった未来に向けたまちづくりを環境省と業務を進めています。

決して福島のことを忘れることなく、脱炭素、これをいかに実現していくか。まさに総理から、地球温暖化対策推進法の見直しも含めて早速検討に入るように指示がありました。環境省としても、あしたからそのキックオフをしますが、しっかりとその中で道筋を描いていきたいと考えております。

○枝野委員 小泉大臣、私が総理に聞いたことはそういう話じゃないんです。事故を起こして、これだけの多くの皆さんが今も苦しんでいる。その直前まで、事故はない前提でいろいろ組み立てていたんです。その反省と教訓があるならば、確かに、カーボンゼロのために、原子力発電を活用すればそれは相対的にずっと楽になります。いや、原発を使えば簡単にできるとまで言うつもりはありませんが、しかし、原発を使えば相当楽になります。

でも、世界各国、多くの国々が、原発に依存をせず、なおかつカーボンゼロを目指すということで、さまざまな技術革新など取り組んでいる。そこに初めて我々が同じ土俵に集まれるという、総理が宣言されたから、その総理がこの原発についてどう思うのか。

本場にある事故の教訓を踏まえていたら、新増設が視野に入るようなやり方ではないその道で、苦しいけれども進んでいくこと、これが私は進むべき道だと思います。

私は野党第一の党首です。総理に聞いています。総理の認識をお答えください。

○菅内閣総理大臣 先ほど申し上げていますが、けれども、原発の新増設については現時点では想定をしていない、これが政府としての明確な考えです。

○枝野委員 現時点では新増設は考えていないけれども、新しい原子炉についての研究開発を進める、これを矛盾していると、私はそう受け取らざるを得ません。

学術会議について聞かざるを得ません。内閣法制局の了解を得た政府としての一貫した考えだと答弁をされていますが、総理、総理が答弁されているんです。総理、この一貫したというのはいくつかですか。総理の答弁について聞いています。

○加藤国務大臣 一貫したというのは、日本学術会議が選挙制から現在の推薦に基づく任命制に変わった、それ以来一貫した、そういう意味でございます。

○枝野委員 そうすると、中曽根元総理が形式的任命とおっしゃいました。その後ですか、一貫したというのは、その前からですか。

これはいいですよ、官房長官が今お答えになったから。官房長官、お答えください。

○加藤国務大臣 今お話があったのは、昭和五十八年、九十八三年の中曽根総理の御答弁だと思えます。このときに、まさに先ほど申し上げた、日本学術会議の委員の選出について、いわゆるそれまでの選挙制から推薦制に移行された、そうした法案の中でのそうした発言だというふうに承知をしております。

したがって、先ほど申し上げましたように、新たな制度、そのときの、そういう意味での、選挙制から推薦、任命という形に変わった、その段階からまさに一貫して、委員おっしゃった、平成三十年の法制局の答弁、見解、法制局と確認した見解、これは一貫しているということであります。

○枝野委員 中曽根総理が形式的任命とおっしゃって、これは政府の見解として残っているんです。形式的任命というのとはどういう意味ですか。

○加藤国務大臣 御指摘の答弁は約四十年前のことでありますから、その趣旨を今から把握するということはなかなか難しいと思いますけれども、

当時は、先ほど申し上げた、選挙制を廃止して新たに学会からの推薦に基づく任命制に移行しようとしたところであります。まさにそうした推薦に基づく任命というように踏まえて、また、当時の国会答弁にもあるように、その新しい制度によって国会答弁としてふさわしい者が推薦されるということになる、こういう期待も含めた答弁ではないかというふうに思います。

○枝野委員 官房長官、御自身の答弁が矛盾しているのをお気づきでしょうか。

当時から一貫した考えだと、当時の考え方について官房長官は答えているんです。でも、古いことだから形式的任命というのの意味がわからない。矛盾しているでしよう。形式的任命が古いことだから意味がわからないんだから、当時から一貫したなんて言えないじゃないですか。

○加藤国務大臣 いや、ですから、当時から一貫した考えの中で、その中曽根当時総理が形式的任命と言った、その趣旨そのもの、それは今時点でも把握するということは難しいけれども、先ほど申し上げましたように、そうした一貫した考え方であり、また、そうした当時の国会答弁にあるように、新しい制度によって国会としてふさわしい者が推薦されることになる、こういう期待、これを踏まえた答弁だということを申し上げているわけであります。

○枝野委員 どうして当時も、必ず推薦のとおりに任命しなければならぬわけではない、これが一貫しているわけですか。当時、内閣法制局の了解を得た政府としての考えだというのは、何か記録が残っているんですか。記録に残っているのは形式的任命という総理の答弁ですよ。当時から一貫した考えだとおっしゃっているけれども、必ず推薦のとおりに任命しなければならぬわけではないというのとは、何か記録が残っているんですか。

○加藤国務大臣 まず一つは、その平成三十年の法制局との、合意しましたというか、法制局の確認をとった見解において、これまでの、当時の中

菅根総理の答弁も含めて、国会でのやりとり等なども踏まえた上で一貫したことを申し上げているわけでありませう。

○枝野委員 聞かれたことに答えていただいていいですか、平成三十年の法制局と相談をした話だとしても、平成三十年でも大旨です。わずか二年前でしかありませんから。

当時、中曽根総理が形式的任命とおっしゃったことは、ちゃんと議事録に残っているんです。記録が残っているんです。でも、そのときから一貫して、必ず推薦のとおり任命しなければならぬというわけではないという解釈だということについて、何か記録、証拠が残っているんですかと聞いています。

○加藤国務大臣 先ほど申し上げましたように、平成三十年の法制局との間の確認において、過去の中曽根総理等々も含めて、それを踏まえた上でそうした見解を確認したということでありまして、詳細は法制局長官から答弁をさせていただきます。

○金田委員長 法制局長官。(枝野委員「呼んでいない。呼んでいない。登録していません」と呼ぶ)

もとい。下がってください。それじゃ、戻ってください。(発音する者あり)

いいですか。説明します。質問者の、指名がありましたけれども、でも、それは登録されていなくて、確認しましたから、お戻りください。

○枝野委員 法制局とやり合いたいときは、法制局をちゃんと呼んで法制局中心にやりますから。私が聞いているのは、普通に考えればわかる論議の話をしているんです。

平成三十年に法制局と相談したら、一貫して、今の制度になったスタートから、必ず推薦のとおり任命しなければならぬわけではないというところになった。それは平成三十年になったん

です。そのスタートの時点では、中曽根総理は、当時、形式的任命だと言っていたんじゃないんです。だから、当時の記録に、推薦のとおり任命しなければならぬわけではないという記録がありませうかと聞いているんです。法制局の解釈を聞いています。あるかないか聞いています。

○加藤国務大臣 先ほどから申し上げておりますように、その確認の際には、過去の答弁等も踏まえて、そうした見解を法制局との間でつくり上げてきたということでありませう。

日本学術会議からの推薦に基づいて、その推薦を十分に尊重する必要があるとの考え方のもとで任命を行う限りにおいて、そういった意味では、形式的任命ということ、こういった言い方もあるのではないかと聞いています。

○枝野委員 聞かれたことに相変わらず答えていないんです。でも、そのとき、形式的任命とか言っていないで、その前後の議事録を見れば、形式的任命だから総理が実質的な判断権は行使しないんだという趣旨のことまで明確に記録が残っているんです。

同じ時期から一貫した解釈だったと言ったならば、法制局なりなんなりにちゃんと記録が残っているはずだし、記録が残っているから初めて三十年も四十年も前のことを一貫してそう言ったと答えるのに、当時の記録はありますかと言ったと何も答えないというところは、ないかと受けとめざるを得ない、ということでは、平成三十年になって解釈を変えたんだと受け取らざるを得ません。

憲法第十五条について伺います。

憲法第十五条一項に基づいて、公務員の選定は国民固有の権利と規定していることを総理大臣に書いてあるんですか。国民固有の権利と書いてあるだけで、誰も、総理大臣の権限とも国会の権限とも、何にも書いてありません。

憲法第十五条一項からどうして総理大臣の実質的な判断権が読めるのか。総理の御答弁です。総理、お答えください。総理、お答えください。総理が御答弁されている、総理の御判断。

これは官房長官が権限を持っているんじゃないんです。この任命権、形式的とはいえ、任命権は官房長官ではなくて内閣総理大臣です。内閣です。権限、関係ない人がしゃべっているんです。総理大臣が答えてください。権限を持っているのは総理大臣だけです。

○金田委員長 まず初めに、内閣官房長官。

○加藤国務大臣 御指名でありますので。まず、今委員御指摘のように、憲法第十五条第一項で、公務員の選定は国民固有の権利と規定をされております。この憲法第十五条一項は、まさに公務員の選定を民主的統制に置くことが求められる規定であり、それを受け定められた日本学術会議法第七條第二項、内閣総理大臣を公務員たる委員の任命者、任命権者として定めているわけでありませう。

したがって、内閣総理大臣は、委員の任命について、まさに国民からの負託をされ、そしてそれゆえに国民の責任を果たしていくという必要があるということでありませう。

○枝野委員 憲法に基づくとさまざまな、例えば国民の人権などについても、抽象的な権利は発生していますけれども、具体的な権利になったりとか具体的な手続になるかどうかというのは、その憲法を受けて、憲法を踏まえた法律に基づいて権限が付与される、そのときに初めてその権限は行使されるんです。国民の人権は行使されるんです。どうしてその法律上の規定がないときに、憲法に基づいて、解釈に基づいてそうした人権が認められるケースがありますが、その場合も、憲法に基づいて、こういう範囲の権利であるとか、そういうことが定められます。

総理大臣の権限、民主的な統制だ、だとしたら、そのことについてちゃんと法律上規定がなければいけない。それが本来の姿です。法律がま

に法の不作為だというのであっても、それは、憲法の趣旨に基づいて、一定の制約のもとでの権限のはずです。

じゃ、憲法第十五条一項に基づいて、もし総理に実質的な判断権があるなら、それは専断裁量ですか、自由裁量ですか。総理、お答えください。

○菅内閣総理大臣 官房長官からいろいろの答弁しておりますように、第一項との関係で、推薦された方々を必ずそのまま任命しなかならないという点ではないという点については、内閣法制局の了解を得た政府の考え方でありませう。それに基づいて、その時点で任命権者として適切に判断したいです。

いずれにしても、法制局、私も政権、とってあり、法制局のそうした了解を得た上での判断です。

○枝野委員 国民の皆さん、内閣法制局とて独立機関じゃないですか。内閣の一機関です。総理大臣が農林水産省の了解を得ていますと答えているのと意味は変わらなせんから、ほとんど意味のない発言だということを申し上げておきたいんです。

質問に答えていただいていません。推薦のとおり任命しなければならぬわけではないという総理大臣の権限が仮にあるとしても、その権限行使は自由裁量ですか、専断裁量ですかと聞いています。

○加藤国務大臣 これは全く、総理が全く白紙で自由にやれるのかということではないことは法文上明らかであります。日本学術会議からの推薦に基づいて、そして総理が任命をするということでありませう。

ただ一方で、じゃ、推薦のとおりしなければならぬのかという今委員の御指摘については、これまでも御説明しておりますように、必ずしも推薦のとおり任命しなければならぬわけではない。そして、そうした任命に当たって、任命権者、この場合は内閣総理大臣でありますけれども、日本学術会議法に基づき、会議の目的及び職

務等を踏まえ適切に任命を行う、これは当然のことだと思ひます。

○枝野委員 ですから、その推薦とおり任命する、これは法律上決められていますよ。推薦された人を任命しなくてもいいケースがあるという権限が総理にあるんだとしたら、そうおっしゃっているわけですね、その権限は自由裁量で行使できるんですか、それとも、それは一定の制約のもと、基準のもとにこうしなきゃならないような制束性があるんですかということを尋ねておられます。

○加藤国務大臣 ですから、推薦に基づいてと法律にはたしか書いてあったと思ひますけれども、当然、その推薦の範囲の中で総理は任命をしていくわけでありまして、そうした推薦は尊重するということは当然でありますけれども、しかし一方で、任命権者が、先ほど申し上げましたように、日本学術会議の趣旨や目的等に照らして、会員の任命について国民及び国会に対して責任を負えないような場合にまで推薦のとおり任命しなければならぬわけではないということも申し上げておきます。

○枝野委員 いや、今回の六人は、任命したらそういうことになる人たちなんですね。そうお認めになった、いいですね、今回の六人は、加藤陽子先生始め、そういう人たちが起る人なら、そういうふうにお認めになった、よろしいですね。

○菅内閣総理大臣 政府の法案に反対しているからとか、特定の分野の研究者だということで任命を判断したわけではあります。

私は、たびたび申し上げていますが、年四十億円の予算を使って活動している政府の機関です。任命された場合、公務員となるのですから、その前提で、社会的課題に対して提言などを行うために、専門分野の枠にとらわれない広い視点に立つてバランスのとれた活動を確保するためには必要な判断を行ったものです。

さらに、今回の個々人の任命の判断とは直結し

ておりませんが、私は学術会議自体に官房長官時代からさまざまな懸念を持っていた。かねて多様な会員を選出すると言われていたが、現状は出身や大学に大きな偏りがある。そして、産業界や四十九歳以下の若手はわずか三割。また、会員の選考は、全国に約九十万の研究者のうち約二百人の現在の会員や二千人の選考委員、この人たちとつながりがない方については選ばれないんです。閉鎖的で既得権のようなものになっていると言われても私はこれは仕方がない状況だと思ひます。

そうした中で、推薦された方々をそのまま任命されてきた前例踏襲をやめて、総合的な判断として九十九人を任命する判断をいたしました。

また、個々人の任命の理由については、政府の機関に所属する公務員の任命であり、通常の公務員の任命と同様に、その理由については、人事に関するものであり、お答えを差し控えるということとを私は今日まで申し上げてきました。

○枝野委員 壊れたレコードみたいなことをやるなら、もう原稿を読むのはおやめになって、自分でお話しになった方がいんじゃないですか。

今、総理が前段でおっしゃられたことは、制度論としてどうあるべきかということについていろいろ御意見があるのは結構です。だけれども、今の制度は、推薦に基づいて、だから、推薦された人の中で任命しない人があることはあるんだということまでは言っているんだけれども、偏りがあるから偏らないように推薦しろとか、偏らない人を推薦して上げていこうだなんていうことを、全然、権限上、今認められていないんですよ。出てきた人の中で、この人はだめだ、嫌だということしかできないと御自身ですつと言っているんですよ。偏りなんか、変わるわけじゃないじゃないですか。

そもそも、女性の比率が少ない、でも、そこに並んでいらっしゃる閣僚の中の女性比率よりも高いですよ、学術会議の方がよっぽど。たった一人しか学術会議に選ばれていない大学の先生を今回

排除していますよ。たった二人しか選ばれていない大学の先生を排除していますよ。偏りをむしろ強めるような人事をしておいて、偏っているから、だから推薦とおり任命しなかつたんだと。じゃ、どういう基準で推薦が上がつてきてもはねる人が出てくるんですかということについては貫してお答えにならないから、それは恣意的じゃないですか。気に入らない人が排除されるんだ、それは推薦する側、学術会議の学者さん側からすれば、何か基準もわからないで排除された、何か政権に都合の悪いことを言っていると排除されるのかな、そんなくしなさいじゃないのかなというふうな受け取るのが普通の人じゃありませんか。

それは、ルールとして総理が選ぶという制度であるならば、それはそれで一つの考え方だけれども、推薦されたとおりに基本的に選ぶんだ、そこまではちゃんと現状でも認めておきながら、何かわけのわからない、基準もない状況で、この人だけは排除する、こんなばかな話があるかということを書いておられます。

別の切り口から、最後に一問聞きましょう。会員として不適当な行為があつてやめさせる場合に、どういう要件が必要ですか。総理大臣が勝手にやめさせられますか。どういう手続が必要ですか。

○金田委員長 内閣官房長官加藤勝信君、(枝野委員)「わからないならいいです、いいです」と呼ぶ。

進めていいですか。(枝野委員)「はい」と呼ぶ。

○枝野委員 いいですが、学術会議法二十六条ではこう書いてあるんです。「内閣総理大臣は、会員に会員として不適当な行為があると認め、日本学術会議の申出に基づき、当該会員を退職させることができる。」学術会議の了解、申出がなければ、総理大臣は勝手に、会員として不適当な行為があつた、やめさせられたいんですよ。出がないとやめさせることができないのに、学術会議の推薦を合理的な理由も説明できずにはいねの

けるだなんて、法律上、できるはずないじゃないですか。

○加藤国務大臣 今の御指摘、二十六条、この退職規定、あるいはその前に解職規定もありますけれども、これはまさに、一度会員として認めただ方についてということでありまして、

今議論しているのは、会員として任命するに当たつてということであり、そして、先ほどから御答弁申し上げておりますように……(発音する者あり)

○金田委員長 総理に預います。

○加藤国務大臣 まず、日本学術会議の趣旨や目的、こうしたものを踏まえて適切に任命を行っていく、これはまさに、国民から総理が責任を受けているわけでありまして、通した責任を果たしていくのは当然だということに思ひます。

○枝野委員 いや、国民の皆さんもちよつと考えていただければわかると思うんですけども、会員として不適当な行為があつた、不適当な行為があつた、これは、外に向かつて会員として何か行動したことが、おかしなことを言つたとかおかしな言動があつたというように言つたことがあつた、総理大臣は勝手にやめさせることはできないんですよ。それぐらいの独立性を確保する法律になつておられます。

なつてしまった後の話と、なるよきの話は違ふ。なるよきこそ、むしろ、そういう問題があるかどうかともわからない人なんだから、まず推薦とおり決める。問題があつた場合ですら、学術会議の申出がなければ総理大臣は勝手にやめさせられない。これぐらいの独立性を高めている組織であるのに、抽象的な憲法十五条を持ち出してきてだなんていう話ば、どう考えたって成り立たない話だということこそ指摘しておきたいと思ひます。

最後、これこそ最後にしたいと思ひますが、先口、おとこの川内議員の質疑の中で、理論的には川内議員の言うとおりとお答えになつていますが、どういう意味ですか、総理。総理の御答弁ですから、総理しか答えられません。

○金田委員長 枝野さん、質問をちょっとわかりやすく、もう少し加えてください。どの部分をおっしゃっているか。

○枝野委員 その後の報道などでは、番注日されていますよ。

今、任命していない、欠員になっている状態、違法状態です。これは勝手に、学術会議の推薦もない状態で、勝手に指名することはできません。したがって、学術会議から推薦を六名していただいて任命しないと、六名の欠員がいるというの違法状態だし、学術会議が推薦をしてくれないならば任命は経理はできないんだから、違法状態は続くし、だとしたら、学術会議が納得するつもり、六名をもう一回推薦してもらってその人を任命しない限り、違法状態はずっと続く、こういうことですねという議論の中で、理論的には川内委員が言われるとおりだと思いますと答えるにやっています。

だとしたら、学術会議、既に要望という形で、この六名を任命してくれと言っているの、これは改めて推薦があったとみなすことは法的に十分可能だと思いますので、憲法十五条からあそこまでの解釈をするぐらいですから、直ちに六名を任命して違法状態を一日も早く終わらせて、この議論は終わらせたいと思うので、ぜひ理論どおりにやっていたらいいと思います。お願いを申し上げます。

○菅内閣総理大臣 私、当日はこういう答弁をしています。学術会議の推薦は、あくまで今回の任命のために行われたものであり、推薦された者の扱いを含め、任命権者として最終判断したものです。したがって、一連の手続は終わっており、仮に新たに任命を行うことは、日本学術会議法に沿って改めて補充のための推薦手続がとられる必要がある。

ですから、一緒です。

○枝野委員 時間が来たので終わりますが、経理がおっしゃっているのは、そこもおっしゃっていますが、今は欠員状態、これは違法状態ですよ。学術会議から推薦がなければこの六名を埋め

られない、この解釈もさすがにお認めになつてい

るんですよ。

だとしたら、学術会議にもう一回あの六人を、私は先ほど、事実上再度の推薦をしているんだからそれでいいじゃないか、このまま任命すればいい、どうしてもとおっしゃるならば、あれで任命行為が終わっているとおっしゃるならば、もう一回あの六名を推薦していただいてそれで任命をする、と、とにかくこの問題を早く終わらせましょというのを強く提案をさせていたが、同僚議員に時間を譲りたいと思います。

○金田委員長 この際、岡田克也君から関連質疑の申出があります。江田君の持ち時間の範囲内でこれを許します。岡田克也君。

○岡田委員 立憲民主党の岡田克也です。きょうは、外交、安全保障の問題について質疑をしたいと思っています。

まず、対北朝鮮外交、経理は官房長官としても深くかわつてこられた問題だと思います。

まず最初に、一点確認です。

経理は所信表明演説の中でも、日朝関係に關して、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算し、同交正常化を目指す、こう述べられました。従来の方針を確認されたということだと思います。

ただ、私、もう一つ確認していただきたいことがあります。

それは、対北朝鮮に対してCVID、つまり、北朝鮮の核とミサイルについて完全な、検証可能な、かつ不可逆的な方法での廃棄を求める、これは日米韓の共通認識だと思いますが、基本的にはこの方針を受け継いでいるというふうに考えてよろしいでしょうか。

いく方針に変わりはありません。

また、この方針については、米、韓、韓とも完全には共有をいたしております。

今後とも、日米韓の三方で緊密に連携をし、中国、ロシアを含む国際社会とも協力をして、北朝鮮のCVIDの実現に向け、関連する関連安保理決議の完全な履行を進め、朝鮮半島の非核化、これはぜひ進めていきたいと思っています。

○岡田委員 そこで、拉致問題を含む対北朝鮮外交、これは安倍前総理にとっても最優先課題だったと思います。その前に、拉致問題に関しては安倍総理のもとで国際的な理解と協力が拡大した、これは政権としての大きな成果だというふうに思っています。

しかし、現実には北との交渉の状況を見ると、残念ながら拉致被害者が帰ることはなかった。そして、この間、北朝鮮の核、ミサイルの開発はどんどん進んで、現実には日本に核ミサイルが到達し得る、そういった脅威が生まれるようになった。

なぜ、この対北朝鮮外交、安倍政権のもとでうまくいかなかったのか、総理はどういうふうに認識しておられますか。これは総理が官房長官としてやってこられた話なので、外務大臣に聞くつもりはありません。

○菅内閣総理大臣 日朝関係を前に進めるべく、北朝鮮に対して影響力を行使する各国の首脳と緊密に連携をいたしました。トランプ・アメリカ大統領、習近平中国国家主席、文在寅韓国大統領、それぞれから、金正恩委員長に対して、我が国の立場というものを直接伝えてもらいました。

同時に、我が国自身、自主的な取組を進めてきており、北朝鮮に対してさまざまな働きかけも行ってきたところでありますが、詳細は、今後の交渉に影響を及ぼすおそれがあるために、明らかにすることは差し控えておいたままですけれども、いずれにせよ、我が国としては、日朝平壤宣言に基づいて、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決をし、不幸な過去を清算して、同交正常

化を目指す考えに変わりはなく、今後とも国際社会と緊密に連携して取り組んでいきたいと思っています。

○岡田委員 私は、安倍政権、対北朝鮮外交という意味では成果が残念ながら出なかった、失敗したというふうに思っています。それがなぜかというのを少し検証してみたいと思います。これは、菅総理のもとでぜひ前に進めてもらいたい、そういうふうに考えて検証するものであります。資料をちょっとごらんいただきたく思います。安倍首相の今までの発言などをまとめてみたものです。

この中で、一つの転機になったのは、二〇一八年九月二十五日の国連総会の演説で、ここで安倍総理は、金正恩委員長と直接向き合う用意があるというふうに言われました。その後、条件をつけずに会って話したい。この方針は菅総理も引き継いでおられる。

疑問は、同じ国連総会演説、更にその一年前で、一年前には、対話とは、北朝鮮にとって、我々を欺き、時間を稼ぐための最良の手段であった、必要なのは対話ではなく圧力だ、こういうふうに言われたんです。

なぜ一年間で、対話を否定するような発言から、直接向き合う用意があるというふうに変化したのでしょうか。その理由をお聞かせください。総理、直接やってこられたのは総理ですよ、官房長官として。

○茂木国務大臣 もう御案内のとおり、日朝平壤宣言の当時から、対話と圧力、その両方をもって北朝鮮の前進を促す対応を引き出していき、こういったことを続けてきたわけでありまして、日朝平壤宣言に基づいて、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決して、不幸な過去を清算して、同交正常化を目指す、我が国の北朝鮮外交の基本方針は一貫をしている、そのように考えて、その上……（岡田委員）質問にちゃんと答えてください（と呼ぶ）ちゃんと答えていますからね……（岡田委員）「長く答えてもらふ必要はない

ですから、と呼ぶ。大切な問題なので。

米國は、制裁を維持しながら、對話を通じて、朝鮮半島の完全な非核化について北朝鮮との間で合意し、その履行を促しているわけでありまして、我が国としては、米朝プロセスを支持して、また国連安保理決議の完全な履行を確保していくことが重要である、こういう文脈の中においても、もちろん、条件をつけずに話し合う、こういう對話の路線を聞きしているわけではありませんが、きちんとした制裁等々によって圧力をかける、こういうこともやめているわけではあります。

○岡田委員 これは総理が官房長官として深くかわつてきた話なので、総理にお聞きをしたいんですが、今の外相の答弁にありますように、実は米朝首脳会議というのがその間にあったということですね。トランプ大統領が米朝首脳会議を提案した。突然のことで世界は驚いたと思います。それがあって、慌てて日本の方針も変わった、そういうふうにししか私には思えないわけです。

私が気になるのは、二〇一七年の国連総会演説で対話を否定したということです。必要なのは対話ではなく圧力だ、ここまで言う必要があったのか。みずから対話の道を閉ざしてしまった。ここには、総理、どう思われますか。

○宮内閣総理大臣　政府として、具體的対応については、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を優先的に、包括的に解決するために何が最も効果的であるかと、この観点から不断の検討を進めてきており、その方針に変わりはないということです。

○岡田委員　事務方も困って、お粗末な答弁しか用意できなかった、それを読む総理もお気の毒だと思えますけれども、やはり、ここで対話の可能性を、国連総会、そういう大きな場で日本国総理大臣が否定したというのは、私は、これは絶対に間違っていたというふうに思います。

もう一つ聞きます。その前ですね、口米首脳電話会議がありました。その中でトランプ大統領は、全ての選民股がテーブルの上にあるというふ

うに述べられました。その間、米朝の首脳間では激しい言葉のやりとりがあつて、本島に戦争になるんじゃないか、そういうふううに世界は心配をされていたわけです。

そのときに、この電話会談の中で安倍総理が何と言ったかという点、トランプ大統領の発言を一言として支持をする、高く評価する。これは適切だったんですか。

○茂木國務大臣 岡田委員 先ほどから申し上げておりますように、日本の基本的な方針、これは対話一辺倒でもなく圧力一辺倒でもない。相手のためであったりとか、また米国の対応、こういうこともともしながら、時には圧力を使うことによって相手の前向きな反応を引き出す、時には対話することによって、実際に米朝の間で二回の対話が行われて、そこの中での合意というのが行われているわけであります。

そういうった連携のもとで、圧力が必要なときに圧力に重さを置いた発言をする、また、対話の機会が醸成してきたら、日本としても条件をつけずに金正恩委員長と直接向き合いますよ、こういううた話をしていく。そういうった中で、拉致、核、ミサイル、こういうった問題を包括的に解決して、不幸な過去を清算して、国交正常化を目指していきます。この方針は一貫いたしております。

○岡田委員 状況に應じて発言の中身が少し変わるというのはいちじやありませんが、問題は、これは一國の總理大臣の発言ですからね。對話にやなくて庄力だというふうに対応を否定する、そういう發言があった。そして、トランプ大統領が、全ての選擧肢がテーブルの上にある、つまり武力行使を視野に置いた發言をしたときに、一貫して支持するとか、高く評價する。

もし米朝間で武力行使という事態になれば、それは最も影響を受ける、戦場になる可能性があるのは日本でしょう。日本國民の命と暮らしを守るというのは日本國總理大臣の最も大事なことで、とすれば、こんな軽率な發言、できるんですか。私は、總理に同じことを言ってもらいたくないから

聞いているんです。総理、どうですか？」

○管内閣総理大臣 日朝平壤宣言に基づいて、拉致、核、ミサイルという諸懸案を包括的に解決をし、不幸な過去を清算し、国交正常化を目指すという我が国の対北朝鮮の外交基本方針は一貫しておりますので、そういう中で、御指摘は当たらな
いというふうに思います。

私自身も、条件をつけずに金正恩委員長と直接向き合う決意です。

○岡田委員 私は今までの経緯についてお話をしているわけです。率直に言って、これは支離滅裂、場当たり的、そう言われても仕方のない、今までの安倍政権下での、特に安倍総理の発言が思ったと思います。同じことを皆さんには繰り返してはいたくない。やはり、口朝間で話合いをするということに、もちろんいろいろな要素がありますが、相手が信頼できるかどうかというのを重要素だと思うんですね。それを否定するようなことは私はしてほしくない、そういうふうに思っているわけです。

もう一つ、ストットホルム合意というのがありました。これは、その少しさかのぼる二〇一四一年五月、北朝鮮と日本との間で、一つの、私、これは外交成果だったと思うんですが、北朝鮮は特別委員会を設置して拉致被害者を含む日本人行方不明者の全面的調査を約束する、日本は見返りに独自制裁の一部を解除する、こういう合意ができました。

當時、警官房長官はいつまでにその結果が出るのかというふうに聞かれて、調査が一年を越えることはないと思っている。これは二〇一四年五月二十日の記者会見での発言です。非常に樂觀的なことも言われていた。しかし、結果的には、これはかなわなかった。

これは、なぜうまくいかなかったんですか。当時の官房長官としての発言もありました、樂觀的な。そのときは、本当に一年でできると思っていた。それなんだと思うんですね。なぜうまくいかなかったんですか。総理の発言を求めたいと思います。

३-

○管内閣総理大臣　二〇一四年五月のストックホルム合意については、拉致問題は解決済みである、北朝鮮はそう言い続けてきたんですけれども、北朝鮮との間でかたく閉ざされていた交渉の扉を開き、北朝鮮に拉致問題を、者を始めとする日本人に関する全ての問題解決をするという意思を表明させた、そのことは有意義だったというふうに思います。

我が国としては、引き続き、同合意は有効であると考へており、他方、同合意以降、北朝鮮の特別調査会によつて調査、それについて北朝鮮から調査結果の報告がなく、報告書も受け取つておりません。

いずれにしろ、問題は、北朝鮮がストックホルム合意の履行に向けた具体的な行動を示していないことにあるわけでありまして、我が国としては、北朝鮮に対して同合意の履行を求めつつ、一口も早い拉致問題解決、拉致被害者の帰国実現、そこに向かつてあらゆる努力をこころは傾注して

るところであります。

○岡田委員 これは、全面調査を北朝鮮側が約束した、合意したという中で、残念ながら途中で頓挫してしまったということです。

今、総理は、北朝鮮側から調査結果が示されたことはないというふうに言われました。一部には、北朝鮮からの調査結果が余りにも不十分だったから日本政府が拒否した、そういう報道もあり

ました。総理はそれを今否定されたと思います
が、いずれにしても、これは非常に惜しかったと
思うんですね。

拉致問題の解決のためには、やはり日本が納得
できるだけのきちんとした調査結果、生きている
方について、じつかりその特定と日本に帰すこ
と、北朝鮮側が不幸にして亡くなった方がいるよ
うな客観的な結果、エビデンスを示すこと、そう
いうことがなければ、私は、拉致問題の前進とい
うのはないと思うように思うんですね。

もう一回きちんと再調査することについて、提案するお気持ちがありますか。

○茂木国務大臣 拉致問題の解決のためには、事実関係の確認、委員おっしゃる通りに極めて重要でありまして、ですから、一四年の五月に、厳しき交渉を経てストックホルム合意を引き出したわけでありまして、それにもかかわらず、今総理の方から答弁されましたように、調査が実施をされていないということは極めて遺憾であると思っております。

岡田委員の考えがどうかはわかりませんが、じゃ、ストックホルム合意と違った形で何らかの調査をするということになりますと、我々は、ストックホルム合意、これは生きていてと考えておりますけれども、その見直しにもつながりかねない、このような懸念を持っております。

恐らく、ストックホルム合意が動かなくなつた、これは北朝鮮の問題があるんですよ。二〇一六年、一月に核実験をやつて、二月に弾道ミサイルの発射をする、そこからやはり北朝鮮の姿勢が変わる。それによって、先生の年表にも出ております、二〇一七年から、やはりなかなか対話では物事が動かない、圧力をかける必要があるということ、アメリカも日本も、そういうことを重点にしながら、相手の前向きな対応を引き出してきた、こういう経緯だと考えております。

○岡田委員 私は、北朝鮮と日本との直接交渉、これは、先ほどの拉致問題が当然あります、それだけではなくて、核、ミサイルの問題は日本自身の安全保障に極めてかかわる問題だ、そういう中で、両国間で直接交渉するということとはとても人事だというふうに思ふんですね。そのための条件をどう整えていくかということだと思ひます。

今、北朝鮮はかなり厳しい状況にあると言われています。経済制裁、そして、新型ミサイルの開発、金正恩委員長の内閣向けの発言も、かなり異例のものがあつた。

そういう中で、例えば、国連のWDP、世界食糧計画では、北朝鮮の人口の四〇%ほどが栄養不足の状況にあるという報告も出ています。制裁に反しない限りでの食料支援、人道支援、そういうものを提案するおつもりはありますか。

○茂木国務大臣 現在、北朝鮮は、委員おっしゃる通りに、二重苦とも言われるわけでありまして、けれども、二つの困難。一つが新型ミサイルの影響、これによって中国等との物資のやりとりも途絶えている、人のやりとりも途絶えている。さらには台風と水害、台風も相次いであります。そして経済制裁、これによって経済状況も悪化を

している、また、さまざまな食料そして物資が不足をしている、これは間違いないと思っております。その上で、少なくとも現状において経済制裁の緩和というものは時期尚早だと考えておりますが、一般的に、人道支援につきましても、その必要性を含めて総合的かつ慎重に見きわめた上で適切に判断をしていくことにしております。北朝鮮の経済の動向であつたりとかさまざまな動き、常口ごろからしっかりと情報収集、分析をしていきたいと思っております。

○岡田委員 私は役人の答弁を聞きたいわけではあります。これは政治的な判断の問題ですね。ここで、日本の総理大臣がかわつた、これは一つのチャンスだというふうに思ふんです。物事が変わるわけですね。今までの流れとは違う流れになる。アメリカは、大統領選挙、結果がどうなるかわかりませんが、トランプ大統領のもとでの米朝協議は事実上行き詰つていた。そして、バ

イデン大統領になれば、外交の布陣が決まつて、そして動き出すまで恐らく、一月以降、数カ月かかるというふうに思ふんですね。だから、ここは空白期間がある。

私は、ここで、総理はどんな小さなチャンスも逃さないとおっしゃるだけけれども、来るチャンスは逃さないんじゃないかと、チャンスをつくり出すことこそが外交じゃないかと思ふんですね。そういう総理のお気持ちはありますか。これは北も

聞いていますと思ふので、ぜひお述べいただきたいと思ひます。

○菅内閣総理大臣 まず、米大統領選挙について手断をする、これは差し控えますけれども、政府としては、これまでも、条件をつけずに金正恩委員長と向き合う決意のもとに、北朝鮮に働きかけを行つてきております。

いづれにしても、私自身も、被害者の皆さんとの会合でも、どんな小さなチャンスでも逃さないというのを申し上げております。そうした中で、そうした状況をつくるべくいろいろ努力もしていることも事実であります。そうしたことで御理解をいただければと思ひます。

○岡田委員 恐らく水面下でいろいろな御努力はされていることだと思ひます。最後はやはりトランプの発動だということに思ふんですね。ぜひ、このチャンスを逃さずに、チャンスを見ずからつくっていく、出していだきたい、そのことをお願いしておきたいと思ひます。

次に行きます。敵基地攻撃能力です。安倍総理の九月十一日の談話の一部をここに載せておきました。総理も、四大臣でこれを議論しているそのうちのお一人だし、内閣でこれを取りまとめているわけですから、中心人物だつたと思ふので聞くんですが、ここで、この談話の中で、「迎撃能力を向上させるだけで本意に国民の命と平和な暮らしを守り抜くことが出来るのか」というふうに言っています。これは問題提起ですね。だから、迎撃能力だけでは十分じゃない、そういう前提で談話ができています。

というところは、迎撃能力の反対は、私は攻撃能力があるいは反撃能力ということだと思ふんですが、そういう理解でいいですか。

○菅内閣総理大臣 これは、今委員から御指摘ありました内閣総理大臣談話、安倍総理が退任に当たり、弾道ミサイルなどの脅威への対応のあり方について、政府としての問題意識、それと検討の状況を整理したものであります。ただ、閣議決定

は行つておりません。

その上で、弾道ミサイルなどの脅威から我が国を防衛するために迎撃能力を向上させることは当然として、それだけで将来にわたる我が国を守り抜くことができるかどうかという議論で述べた問題意識のもとに、迎撃能力以外に抑止力を強化する方策について、現在、これは検討している段階であります。

これ以上の詳細については、政府内でまだ検討の段階でありますので、お答えすることは差し控えていただきますけれども、政府としては、この議論を踏まえて議論を進めていき、あるべき方策というものを取りまとめていく考えであります。

○岡田委員 具体的に採用するかどうかは、それは今検討しておられるんですから、私はそこまで求めているわけではないんです。しかし、迎撃能力以外の能力といえ、攻撃能力あるいは反撃能力、そういったことしかないですねという確認をしているんです。いかがですか。

○茂木国務大臣 言葉の上で反対語がどうかというところであれば、一般的には、迎撃能力の反対の意味で攻撃能力、反撃能力というのは出てきませんが、例えればミサイルの発射能力、さまざまな外交努力も含めて、それを削減させることも含めて、相手の攻撃能力の低下、これも無念上、迎撃能力の向上につながるものだと考えております。

○岡田委員 今、政府の中で、あるいは四大臣会合の中で、この攻撃能力というのについて議論はしていないということですか。それとも、議論はしているんですか。そのぐらい明確にしないきや、いきなり、年内にとつていますから、結論が出てきて、もう手算措置もしますというんじや、これは議論の余地がないじゃないですか。そのぐらいのことじゃないとお答えになるべきじゃないですか。非常に大事な話ですから、これは、どうですか、総理。

○岸田国務大臣 お答えいたします。談話にありますが、この抑止力をいかに高

めていくか、我が国への弾道ミサイル等による攻撃の可能性を一種低下させていくかという点について、迎撃能力以外にこのような能力としてどのようなものが考えられるかということについて検討しているということでございます。

また政府として結論を出していない状況です。お答えは差し控えていただきたいと思います。

○岡田委員 もともと安倍総理は敵基地攻撃能力ということでこれは問題提起された話です。攻撃能力を持つかどうかということについて議論しているかどうかということも認めないんですか。それじゃ、これは、議論で言いたいことだけ言って、中身はこれからです。少なくとも、この議論の意味するところの意味についてきちんと説明する責任が、総理、あるんじゃないですか。どうですか。

○菅内閣総理大臣 この公表されました談話は、安倍前総理の退任に当たって、国家安全保障会議において重ねていただいた議論について、政府としての問題意識、その検討の状況を改めて整理したものであります。私自身も、四大臣会合に当然、官房長官として議論には参加をさせていただきました。

また、この談話は、閣議決定を得ていない、そういう意味において、原則として効力が後の内閣に及ぶものではないと考えておりますが、私の内閣においても、談話を踏まえて議論を進めて、あるべき方策というものは考えていきたいと思っております。

○岡田委員 攻撃能力を持つという議論をしているのかしていないのか、そのことも明確にしないというのには、私は、余りにもおかしな話だということに思っています。談話まで出している、その前に、敵基地攻撃能力ということも使っている。結論としてそういう攻撃能力を持つべきかどうかという、その結論については私は開いているんじゃないんです。ただ、議論はしているんです。それすらお答えに

ならないというのは、私は全く理解できないわけですね。

そして、抑止力ということをはっきりと防衛大臣も言われました。もし何らかの攻撃能力を持つて抑止力の向上ということにすれば、これは抑止力に

は、例えば、相手が数発ミサイルを撃ってきたから敵攻撃を返す、こういう話では抑止力に對抗して更に撃ってきたときに、それに対してもきちっと対応できるということがなければ、これは抑止力にはならない。

北朝鮮も、そして中国も数百発以上のミサイルを持つている中で、中途半端なミサイル能力を持つても、私は抑止力にならないというふうに思っています。その点、いかがですか。そういう議論はされていますか。

○岸田総理 今政府で検討している抑止力とは、安倍前総理も述べていますとおり、例えば、日本にミサイルを撃ち込まうとしている相手にそれはやめた方がいいと思わせる、そういう能力を意味しているものだと解しております。ということでございます。

○岡田委員 やめた方がいいと思わせるにはそれ相應のものを持たないと抑止力にはなりませんね。ということをおっしゃっているわけですね。中途半端な、数発ミサイルを撃てたとしても、相手はそのときには更に撃ち返す、それを抑止させるためには、ある程度のものを日本も持たざるを得ませんね。

逆に言うと、そういう形でいけば、もちろん、きょうは議論は時間がないのでしませんが、専守防衛との関係も出てくるし、そもそも防衛予算を、例えば、イー・ジス・ア・シオの後継、代替をどうするか、あるいは宇宙もある、サイバーもある、そういう中でどういうふうにして割り振っていくのかということも考えたときに、大きなそういう抑止力あるいは攻撃能力を持つということとが果たして適切なかどうかという観点では、私はこれはしつかりやってもいいと思うんです。

が、総理、いかがですか。

○菅内閣総理大臣 いずれにしても、我が国が自衛権を行使できるのは、他国が武力攻撃に着手した時点でであり、いわゆる先制攻撃を行うことは許されない、その考え方のほうは変わっておりません。

○岡田委員 それは当然だと思いますし、私、別に聞いていないんです。

ただ、反撃するというのは場合に、着手した段階でそれに対応するというのは、移動式の発射装置というものがあつた以上、ほとんどそれはあり得ない。だから、撃たれたときにそれに対してどう反撃するかという、この議論だと思いませんか。抑止力の議論というのは、それが中途半端なものだとほとんど意味がありませんね。もつとほかに防衛政策として予算を投入すべきことがあるんじゃないですか。ということを聞いています。

○茂木国務大臣 日本としてどういった形で防衛力を持つかと。抑止力も含めると、基本的には日米の役割分担のもとで、主に打撃力は米軍に依存をし、防衛については日本が担う、こういうもので役割分担も変わっていき、当然、憲法、そして国際法の範囲でやっていくということになります。けれども、今変わってきている、例えば北朝鮮の持っているミサイルがどれくらいあるか、こういったことも考えて、単純に今までの迎撃能力、この向上で国民の命や平和な暮らしを守り抜くことができるのか、こういう問題意識を持って議論を進めているということでもあります。

○岡田委員 私の議論を余り聞いていたいていなかったのかもしれませんが、北朝鮮が数百発のミサイル、あるいは中国も同じですね、それ以上のもつ持っているという中で、日本が攻撃能力を持つて抑止力だということなら、それは中途半端なことでは済まなくなりますが、それを本場に踏み切らなすか、憲法の議論は横に置いたとしても、それは果たして日本の防衛政策として適切なことなすかということをお聞きしています。

○菅内閣総理大臣 いずれにしても、これは年内に意思決定するといふふうに書いてある「今年末までに」と書いてあるんですが、そういうスケジュールは変わっていないんですか、総理。

○岸田総理 現在、我が国を取り巻く安全保障環境が大変厳しさを増している状況です。特に、今委員も御指摘の北朝鮮、弾道ミサイルの発射や核実験、こういったものを繰り返している。こうした軍事動向は、我が国の安全に対して重大かつ差し迫った脅威となっているわけですね。

こうした中で、国民の命と平和な暮らしを守り抜く、こういう政府でも重大な責務である、これを果たしていかなければいけないわけですね。でも、これについては、やはり、先々の総理談話を踏まえて議論を進めているところでございます。総理談話を踏まえて、これからスケジュールを詰めていくということでございます。

（山本委員代理出席、委員長着席）
○岡田委員 私は、そもそもこれは、イー・ジス・ア・シオが頓挫したから今度は敵基地攻撃能力だ、という、その脈絡で出てきている話だと思わんですが、そんな軽いものじゃないというふうに思うんです。極めて重要、確かに、北朝鮮あるいは中国の核能力、ミサイル能力、そういう中で日本が国民の命と暮らしを守り抜く、しつかりした議論は必要だと思えます。だけれども、余り安易に攻撃能力ということに行ってしまうと、かえって中途半端なことになって、木を見て森を見ずの議論になるんじゃないかということを私は指摘をしておきたいと思えます。

もちろん、憲法上の問題、専守防衛、他に手段がないとどこか必要最小限のとか、そういう制約がかかっている中でどういったミサイル能力、攻撃能力を持つということが、私は、今の憲法は許容しているというふうには思っておりません。

いずれにしても、しつかりと国会でこのことを議論する時間をつくっていただきたいというふう

に思います。いさなり結果が出てきて予算措置に
ましたという点では、私は、許されない問題だ
と。国政上の、この安全保障政策の非常に大きな
転換点ということだと思っておりますので、国民的議論
も必要だということを申し上げておきたいと思
います。

時間も限られておりますので、もう一つ、核禁
止条約についてお聞きをしたいと思います。

かつて総理は、宮内省時代、この核禁条約に
ついて、核兵器国と非核兵器国の対立を深め、か
えって核兵器のない世界を遠ざけるというふう
に答弁されております。今もそういう認識ですか。

○青内閣総理大臣 そういふ認識ではありませ
れども、まさに世界で唯一の被爆国でありますか
ら、そうした中で、この核問題を、核兵器のない
国、ない世界をつくる、そういう出口というの
同じであります。

○岡田委員 核兵器のない世界を目指すという目
的は共有しているというのが政府の従来の答弁で
すね。

その前に、核兵器の非人道性ということと核禁
止条約は強調してあります、そのことについては認識
を共有されますか。

○茂木閣僚大臣 核兵器禁止条約、五十カ国とい
うことで、来年には批准ということになる。そこ
の中に核兵器の非人道性という言葉は出てまい
ります。

我が国は、唯一の戦争被爆国として、核の非人
道性、これについてはどの国よりもよく理解を
し、そして、核兵器のない世界の実現に向けた国
際社会の取組をリードする使命を有していると思
います。

同時に、これを具体的に達成させるためには、
総理先ほど答弁したように、核保有国、残念なが
ら、どの国もこの核兵器禁止条約に入っておりま
せん。一方で、ドイツ、カナダといった核を持っ
ていない国も入っていない。こういう中で、どう
その間の橋渡しをして、具体的に、地道に、着実
に、核兵器の廃棄に向けた、軍縮に向けた取組を

進めていくか、その役割をしっかりと日本として
は担っていくか、と考えております。

○岡田委員 橋渡しとか、地道に、現実的にとい
う言葉をよく使われるんですが、例えば、外務大
臣、今、地道に、現実的に核軍縮を進めると言わ
れた。具体的に、日本政府、最近何をやりまし
たか。お答えください。

○茂木閣僚大臣 毎年そうでありまして、国連総
会におきまして核軍縮の決議、これを行って
いるところでありまして、今、最終的に文書に詰
めて、これは多くの国の採択、恐らく昨年よりも多
くの国の賛同を得て採択されることになるので
はないかな。

また、核軍縮・不拡散イニシアチブにつきま
しても、日本がリードして、昨年は議長国として取
りまとめを行い、また、この間の外相声明、これ
も明確に発出をさせていただきました。

さらには、賢人会議における提言、よくごらん
いただいたと思っておりますけれども、それも日本のイ
ニシアチブによって行われたことだと思っており
まして、一つ一つ、そういうイニシアチブをと
りながら、さまざまな国を巻き込む、こういった
努力をしながら、各国が一緒に取り組める共通の
基盤をどうつくっていくかということに最大限努
力をいたしております。

○岡田委員 いつも同じ説明をされるんですが、
私は、かなり各国の日本を見る目は変わってき
ていると思えます。橋渡しといったって、今、核
軍縮のことをいろいろ言われてきたが、同じ答弁
です。いつも、だけれども、具体的に何をしてい
るのか。例えば決議、だんだん賛同国も減ってき
ているじゃないですか。それから、決議を出せば
いい、もちろん出さないと出た方がいけれど、
でも、それがどういう意味があるのか。私は、免
罪符じやないと思うんです。意味のある決議でな
きゃならない。外相会議、私が外務大臣のときに
提案したものです。これも、でも、実質的にはさ
ういふ中で、私は総理に最後お伺いしたいん

ですが、今、外務大臣は、非人道性については発
言されました。この核禁条約にある核兵器の非人
道性の認識は日本政府としても共有しているこ
と、それからもう一つは、第一回締約国会議にオ
ブザーバーとして出席すること、この二点、約束
していただけないか。いかがですか。

○菅内閣総理大臣 オブザーバーへの参加につ
いては慎重に見ざる必要があるというふうにお思
います。日本とすれば、先ほど外務大臣が申し上
げましたように、立場の異なる国々の橋渡し役、
核軍縮の進展に向けた国際議論に積極的に参加を
していきたいと思っております。

○岡田委員 総理、もうちょっと自分の言葉で
しつかりと、核のない世界を目指す、その先頭に
立つということを世界に伝えるように答弁しても
らいいたんではないか。ほそぼそと言われても、
私にはよくわかりませんでした。

○金田委員 長、この際、本多平直君から閣議質疑
の申出があります。江田君の持ち時間の範囲内で
これを許します。本多平直君。

○本多委員 立憲民主党の本多平直君です。
野党の大きな役割の一つは政府をしつかりと
チェックをすることだと思っておりますので、そう
いうつもりで質問をさせていただきます。

菅総理には初めての質問になります。菅総理、
御就任おめでとうございます。

最初に、まず、なぜ私たちが今、日本学術会議
の任命拒否問題をこれだけ重要に考えているかと
いうことについて、総理の基本的なお考えを聞
きたいと思っております。

日本は、太平洋戦争前、一時期、学問の自由が
奪われてしまつて、大学の先生のみならず、一般
の人々も物が言にくい社会になった、そういう
歴史を経験していると思うんですが、そういう
ことでよろしいですか。

○菅内閣総理大臣 そこはそのとおりです。
○本多委員 総理、それはどういう手段で行われ
たか。こういう学説を言うという法律ができた

のか、それとも別な手段で大学の先生が物が言
にくくなったのか、若しくはその両方か。どう
だったかという御認識はありますか。

○菅内閣総理大臣 旧憲法下において、国家権力
により学問の自由が圧迫されたことなどを踏ま
え、特に明文で学問の自由を保障したものだとい
うふうに思います。また、京都帝国大学の滝川
教授が、その学説を批判され、文部省により休職
処分されたことなどが濫用事件と呼ばれたとい
うことは承知しております。

○本多委員 ありがとうございます。
実は、今総理がおっしゃった一九三二年の滝川
事件という、京都帝国大学の刑法の先生が休職処
分に、その学説が何とか主義的だとかなんだとか言
われてやられ、その後、人事でやられ、さらに出
版法という法律でその先生の木が発表禁止にされ
たわけなんです。つまり、法律でどんだん大学の先生
の学問の自由が奪われたという部分と、人事で始
まっているんです。

総理、今回は大学じゃないからいいだろうと総
理は時々言っているしやんすけれども、私
たちはやはり、今回の学術会議、もちろん直轄大
学じゃないけれども、学者の先生たちが集
まっている組織の人事、こういう戦前の経緯を踏
まえて、あれだけ独立権を持って、菅総理が幾ら
こいつ嫌だと思っても特定の人を、この人のけ
でとか言えないように仕組みをつくってきた。こ
の歴史との関係は理解されていますよね。

○菅内閣総理大臣 そこは承知しております。
○本多委員 それから、総理、日本は辛いこと
に今、学問の自由があります。憲法でも保障され
ています。世界のほかの国々で学問の自由がいろ
いろな形で制限されている国があるかどうか、こ
れは総理、どう認識されていますか。

○菅内閣総理大臣 それはあると思っております。
○本多委員 そうなんです。
私は、戦前に戻すなどという面もありますし、日
本に近い国でも、学問の自由が多分ないだろう
なと思う国があります。そういう国にしたくな

い、そういう思いで、そういう語の第一歩にこの人事の問題がなっていない、そういう思いで、一生懸命、我々質問していますので、ぜひそういうつもりでお答えをいただきたいと思ひます。

さつき言つたとおり、実は、こういう学問の自由の弾圧なんかというのは、法律でやるやり方だと、人事で抑えていくというやり方があるんですけど、いずれも、ずっと疑問だったんですけれども、総理、総理はすうつと官房長官のころからこの学術会議に問題意識を持たれていたわけですね。

ここで、法律を改正しまつて、日本學術會議法の、法案の、それを検討するとかそういうこと、多分それをやられても私は反対だと思うんですが、総理、そういう方法で、法律を改正してこの日本學術會議の問題に取り組んでいくという方法をとらなかつたのはなぜなんです。何で紙が出るんですか。

○管内閣総理大臣　日本學術會議法上の推薦に基
づく会員の任命については、憲法第十五条第一項
に基づけば、推薦された方々を必ずそのまま任命
しなきゃならないということではないという、この
点について、内閣法制局の了解を得たことだ、
このように私は思っています。

○本多委員 百穂理、今、何を聞かれても、出てきた紙を読むのをやめていたが、ききたいんですね。いいですか。つまり、法律を変えなくても済むからということなんですか。法律を変えなくても學術會議の任命のあり方を変えられるから、法律を出さなかつた。

結構、安倍政権で、例えば農協法とか、何で農協の人事のこんなことを改正するのか、農協の自由で、いろいろな判断で、全国にある農協が自由に人事をやればいいのに、その改正法とか出してきて、いろいろな議論をさせられたんですよ、我々も。そういう方法をとらなかったのはなぜですかと聞いているので、その紙と関係なく、お願いします。

○管内閣総理大臣　ですから、今申し上げました

ように、内閣法制局の了解を得た政府としての一貫の考え方であり、今回の任命も法律に基づいて行っている、そういうふうに思っています。

○本多委員 今回の任命について聞いていないんです。学術会議の問題点をいろいろ言われているので、そういうものを改めるのに、任命の仕方、でやるんにはなくて、根本的に、農協法とか漁業法とかやつたじゃないですか、法律を改正したらいいかなんですかということを知っているんですよ。

など、法律を改正しないで、その人事を、六人だけしないとかそういう方法でやるのが、それが適法か、その秘書官さん、要らないです、紙。紙が要ることは聞いていないですから、いいですか。秘書官、いいですか。

なぜ法律の改正で、いろいろな学術会議の問題点を感じていらつしやるんだつたら、我々国会に諮って、残念なことに自民党さんは多数を持っているんだから、多分総理が提出した法案は通るんですよ。その方法をとられなかったのはなぜなんですか。

○菅内閣総理大臣　ですから、法律に基づいてできることだから法律に基づいて行ったということです。

○本多委員 私、なぜこれを聞いているかという
と、人事が大事だと。学園の自由を奪っていくと
きに、法律でやるやり方もけしからぬと思いま
すよ。でも、人事でやるやり方ももっと見えにく
くてけしからぬと思っているんですよ。

んが、例えば、今香港で非常に弾圧が起こっているが、これさえ、これ自体けしからぬです。し、法律をつくったからいいというわけじゃない。んですけれども、香港国家安全法とかという法律

をつくって、あの中国が香港をやっている弾圧でさえ法律をつくってやっているんですよ。つくったからいいというわけじゃないから誤解しないでください。だけれども、ああいうことでさえ、あの中国政府でもああいう法律をつくってやって

い
る
ん
で
す

それを、こういう弾圧につながっていく第一歩になりかねないような人事を、法律ではない形でやっていく方が私はけしからぬと思うんですけれども、いかがですか。

○管内閣総理大臣 先ほど申上げていますけれども、例えば、今回、推薦された方々を必ずそのまま任命しなさんなというところではない、この点について、私どもも法制局に相談をした上の中で判断をしまして、今回の任命も法律に基づいて行っていることでありますから、本多委員の言っていることと変わらないんじゃないでしょうか。

○本多委員 法律に基づいているかどうかを私たちは今議論しているので、そこをこれから詰めていきたいと思ひます。

一昨日の議論で、いろいろおかしいことをおっしゃっているんですけども、私、気になった点が幾つかあります。

安保法制に反対したとか政府に反対したとかそんなことは理出じゃないという議論の中で、総理、総理は一回同じ反論をされているんですよ。政府に反対する人というのは、任命された方の中にもたくさんいらっしゃるとおっしゃっているんですよ。

つまりこの六名は、反対している、同僚の今井さんなんかが生懸命調べて、六名はいろいろ政府に意見を言っていたということ調べてんですけれども、残りの九十九の中にも政府にいろいろ反対したり安保法制に反対したり意見を言っていた人がいると総理はおっしゃったんです、一

どういうふうにこれをお知りになったんですか。
 ○管内閣総理大臣 賛同者として署名していらつしやる方です。それは新聞でもあつたんじゃないでしょうか。

○本多委員 何の賛同者に署名しているんですか。

○管内閣総理大臣 例えば安保法制とか、そういう政府の法案に反対をしているというのは、そういういう学者の会で署名された方、そういうことで私は承知しているということです。

○本多委員　そういうリストがあるんですか。そういうリストがあるんですか、政府の中に。

（型）開線型目 傾きに傾いたものを高所にオ
ブンで、賛同者として名を連ねている方じやない
でしょうか。

一人しか知らなかったわけですよ。九十九人の方のうち、何人そんなことを知っているんですか、政府に反対したことがあるとかないとか。そのリストもちゃんと見ていないみたいじゃないですか。この任命に關して。

秘書官 あなたの言うとおりに総理は話しているんですよ、今テレビを見ている方は気づかないかもしれませんが、そこで耳打しするのはやめてくださいよ。総理しかわからないはずなんですから。いいですか、総理。

○管内閣総理大臣 たしか新聞とかいろいろなものにあつたと思いますよ。私もこの学術問題の記事についてはずっと見ていますので。

○本多要員 そういふ情報をお持ちになっているということはよくわかりました。

さて、私、反対する人は任命された方の中にもいると自信満々におっしゃっているんですけれども、ここが実は問題だと思っているんですよ。

つまり もちろん、安保法制とかに反対した人を全部きれいに外したら、それはそれで見え見えですね。そういう形じやなく、安保法制に反対した六人は今回任命せず、もちろんと残して、何かわからないようにしている、そういうことじやないんですか、これは。

○管内閣総理大臣　私がそういう人がいるということとは、質問されたからお答えをさせていたのだいんです。全く今の、素人の質問ということは、

ら、そんなこと、定かに承知していないというのはどういふことなんですか。通告もしてありますよ、この問題は。

こういうやりとりをして、事前に難色を示されたらリストを出さないなんて、こんなことをして本当にいいんですか、それで。

○井上国務大臣 先ほど官房長官からお答えしたとおり、委員が御指摘のそのケースにつきましては、正式な推薦があった後、手続に入った後の話ではありません。後の話であれば当然そういつたやりとりを承知もしておりますけれども、そうじゃない、その段階での話ということですから、承知していないと申し上げました。

○本多委員 百歩譲って、大臣が絡んでいるんだという話があるんです、全部官房副長官がやっていると。話があるんです、杉田官房副長官。安倍内閣からずっと官房副長官をやって、内閣人事局長までやって、また今回も留任をしていられる方が、学術会議の会長が説明をされたと言っている、事実関係、総理。過去に、説明させてくれと書いておいた、杉田官房副長官が学術会議側と会うことを拒否した、この事実はありませんか。

○加藤国務大臣 二年前の補充人事のときのお話だと思います。杉田副長官と山極、当時、前会長との間で直接的なやりとりは行われておりませんけれども、ただ……（本多委員）そんなことは聞いていないです。門前払いをしたかどうかです。……（本多委員）いやいや、ですから、事務局を通じていろいろの具体的な、会う会わない、どんなやりとりがあったか、これは一つ一つ詳細にお答えすることは差し控えたいと思いますけれども、そういう状況、お二人が会うということではないにしても、杉田副長官が間に必要なやりとりは行われていたというふうに考えております。

○本多委員 門前払いされてたんですから、その事実には別にわざわざ確認しなくていいですよ。門前払いされているんです。

○本多委員 杉田副長官の上司であった当時の菅官房長官は御存じですか。この問題に際していろいろな調整をして、本来だったら学術会議の言うとおりの名簿を出さなければならぬのを、事前に、まあ、官房長官が絡んでいたのだからちよっとはましですけれども、杉田副長官という役人のトップが、学術会議の人と勝手に内々で調整して、会長とも会わず事務局と、事務局というの役人ですからね、役人同士で調整して名簿を出させないようにした。こんなことがあっていいんですか。それを御存じですか。

○菅内閣総理大臣 承知していません。官房長官に相談をしないで杉田副長官が、本当は総理大臣なんですよ、本当は当時の安倍総理に、事前調整はするかもしれない、しかし、こういうこと、こんな、官邸が難色を示して推薦させないんじゃないことをやっていると。杉田副長官も、官房長官にも杉田副長官という人はいない、ということですよ、こういうことが事実であれば。

○菅内閣総理大臣 それを官房長官はどう思いますか。部下である副長官が、杉田副長官が、官房長官にも相談しないで、総理大臣でさえいじれないといつて今話題になっている日本学術会議の人事にこういう内部調整をして、そのことを官房長官にも報告してなかった。これは本当に正しいことですか。

○菅内閣総理大臣 事実関係を私は承知していませんけれども、各々の人事への調整ですよ、ね、総合調整をやるわけでありまして、そのことについては承知していませんけれども、そこについては、先ほど官房長官が説明しましたように、当

然、事務方等が入っているんじゃないでしょうか。○本多委員 何かもうごなんですよ。ずっと問題意識を持ってきたと言っていて、こんな問題が官邸で起こっていて、直属の部下がこんなことをやっていると、官房長官が知らなかったはずはないと思うので、後でまた事実とかが出てきたら困るので、国会での答弁は正確にしてください。記憶がないなら記憶がないと言ってください。

○菅内閣総理大臣 それで、では、この過程を知るには、官房副長官を、知りたかったのでお呼びをされているんですけれども、来ていただけないんです、委員長。安倍総理にも相談をせず、今の菅総理のお答えとおりで、菅官房長官にも相談をせず、杉田官房副長官、もう八年もやっていると、副長官を、この方が勝手にこんな人事をやっていたというところについてお聞きしたいので、何度言っても自民党が拒否するんですけれども、ぜひ呼んでいただけないですか。

○金田委員長 ただいまの件は、理事会で協議を続けております。○本多委員 事はさきのように、ずっとお話ししてきたとおり、この日本学術会議の問題というのは私は大変重要だと思っているんです。それで、先ほど枝野代表、一昨日、川内さんに答弁になって、論理的には正しいと二度も菅総理はおっしゃっていただきました、川内さんの質問に。このままほっておくわけにはいかないということですよ。枝野代表とのやりとりでは、ちゃんと任命してくれたら総合的に考えるということなんですけれども。

○菅内閣総理大臣 私、堀田会長とお会いをいた

しました。堀田会長に、学術会議が国民から理解をされる組織、そしてよりよい組織になるように、それは努力していきますよということでは一致いたしました。

○本多委員 よりよい組織にする話と同時に、その前提として、手続論は総理にお任せしますけれども、今回、まだ任命されていない、拒否したという言い方をされているんです、総理は、幸いなことに。ですから、なぜか、リストは出して推薦はしたけれども、まだ任命されていない六人をしっかりと任命をしていただきたいということをお願いをしておきます。

最後に、準備をされた質問を一つしたいんですけれども、総理、この世に、掛金を払っていないのに死ぬまで年二百五十万円とか年三百五十万円とかもらえる年金があるのを御存じですか。

○菅内閣総理大臣 承知していません。○本多委員 承知していません。ちよっとびっくりいたしました。

実は、今回、この問題が出てから、日本学術会議の皆さんにブマが飛んで、年金をもらっているんじゃないかというところでもないブマが出たので、私もいろいろ調べてみたんです。そうしたら、別な組織に、何とそこに任命されたら年二百五十万円、年二百五十万円、日本学士院、日本芸術院、そして文化功労者と三つあるんですけれども、芸術院は二百五十万円、そして学士院は二百五十万円、文化功労者は年三百五十万円、死ぬまでもらえるんですよ。全然、学術会議と関係ないんですよ。でも、今回気づいて、調べて、お知りになっておいた方がいいと思うんですよ。

なぜかという、総理、学術会議にけちをつけるときに、十億使っている、十億使っているというんですけれども、例えば、ちよっと文化功労者、主な方を、私の知っている人なので偏っているんですけれども、こういうふうなメン

バーなんです。伝統芸術の方はちよっと詳しくないので、画家の方が入っていないと済みませんという感じなんですけれども。私が知ってい

る方、王貞治さん、吉水小百合さん、ことしでいえば西川きよしさん、こういう素晴らしい方々なので、こういう方々にこういうことを、文化の功勞に当たってこういうことを、お金をもらおうということにけちをつけているわけじゃありませんけれども、しかし、これにかかっている予算、幾らかかっていますか。

○萩生田国務大臣 現在の文化功勞者は二百二十三名でありまして、文化功勞者年金施行法令において、年金の額は年間二百五十万円と規定されておりまして、

年間総額は、今年度の文化功勞者を含めて八億一千五百五十万円となります。

○本多委員 学術会議の、十億、十億といいますが、これも、こういうことも、総理、知っておいて考えた方がいいんです。

それで、私、この方々に金くちをつけるつもりはありません、文化に功勞があった方、ところが、最近おかしな現象が起っていて、名前はいませんが、ここの二年、三年、会社の社長が入ってきているんです。大手食品会社とか大手化粧品会社とか、ここの大手グルメサイト会社の会長なんかも入っているんです。

もちろん、誰だって、僕だって文化にちよつとは功勞しているかもしれないよ。それから、大きな会社というのは人抵、最近、文化にお金を出したたりして功勞されているんですが、年三百五十万円出す組織に経済人の方を、特に、最近入った方は総理とお知り合いなんです。たまたま、こういうことをすると、非常にいろいろな嫌念が生じるんです。

何でこういうことを言うかという、実はこれとどうやって選ぶか知っていますか、総理。この選ぶところも杉田さんがちよろちよろしているんです。つまり、杉田さんがこれを選ぶ人を選ぶんです。杉田さんがこれに直接介入したという証拠はないんです。ただ、これを選ぶ分科会というのがあつたんです。そのことに杉田さんがちよろちよろしているんです。

これ、いいですか……（発言する者あり）いや、証言があるんです。前川元文部科学次官が、この問題なんか全然気づかなかったんです。僕、学術会議のリアリテを話しているときに、いや、このことは、学術会議の話はわかっているけれども、文化功勞者を決める会議の人選を持っていったんです。文部科学省から、そうしたら、杉田さんに、こいつとこいつは安保法制反対だからだめと言われたというんです。

これは事実を確認しておくように言っていますけれども、この文化功勞者を選ぶ会議があるんです。さよ、一人ぐらいの。これも、林真理子さんとか、そういう文化人の方が入ってこれを選ばないで、その会議を議決するところの人事を、杉田官房副長官が絡んでいるんですけれども、これは公正ですか、こんなことをして。

○萩生田国務大臣 文化審議会委員は、文化審議会令第二条の規定に基づき、文部科学大臣が任命するものとされており、年度ごとに、法令に基づき、学識経験者のある者のうちから適切に判断しております。

今御指摘の件は、最終的に閣議了解をいただく案件については、これは文部科学省に限らず、事前に官房長官や副長官に相談することはございまして、それはなぜかといいますが、文部科学省から見たその人の評価だけじゃなくて、もしかすると、結果として利益相反を起す可能性がありまして、他省庁に照会をかけることもありまして、御理解いただきたいと思います。

○本多委員 こういう人事もちゃんと聞きたいので、杉田官房副長官をしつかりこの国会にお呼びをしたいと思います。これを重ねて申し上げて、私の質問を終わります。

○金田委員長 この際、石川香織君から関連質疑の申出があります。江田君の持ち時間の範囲内でこれを許します。石川香織君。

○石川（香）委員 立憲民主黨の石川香織でございます。

さようは、委員の皆様は御配慮いただきまして、会派を代表して質問させていただきたいと思っております。

私は、国家の基本は食、一次産業だと思っておりますので、きょうは主に一次産業のことについて質問させていただきます。

一次産業の現場も非常にコロナの影響を受けております。私の選挙区であります小豆の北海道の十勝というところでありまして、小麦の生産量が全国の二五％、小豆が六〇％、それからジャガイモ、大豆も主産地であります。生乳の生産量も全国の一五％を占めるところで、酪農、畜産、水産業、林業があるところであります。食料自給率は一二〇％を誇ることであります。

きょうは、ぜひこの一次産業の課題について伺いをしたいと思います。そういう地域でありますので、菅総理の農業、農村に対する姿勢というものが大変注目をしております。

まず、菅総理にお伺いをしますけれども、菅総理の農政の一丁目一番地の政策とはどんなものでしょうか。

○菅内閣総理大臣 私は、地方を活性化させるためには、やはり農業が強くなりなかならないというふうには思っています。

私、官房長官でありましたけれども、農業改革、農協法の改正を六十年ぶり、漁業法改正、森林法改正、それぞれ七十年ぶりでありましたけれども、地元でやる気のある方が働いて、そこで活力がでるような、そうしたものを後押ししてきただというところは事実であります。

ですから、私自身、農林水産業、これから海外に輸出すべきだというふうに思っています。農林水産省に輸出本部ができましたけれども、これについても私は後押しをさせていただきます。

いずれにしても、日本の農林水産品というのは、非常にいいところ、特にアジアにおいては人気な人気があるというところでありますので、こうした農林水産品を海外に向けて輸出することができるようになって、地方の活力につながればいいなと

いうふうに思っています。

○石川（香）委員 いろいろお話しいただきましたけれども、やはり規制改革会議、いわゆる官邸直結の経済重視の政策と言われるものが多かったなと思っております。今、輸出のお話もございました。

菅総理は、御自身のお話をされるときに、御実家が秋田の農家ということであつたという話をされますけれども、農家の出身の総理大臣ということ、非常に親しみを感じている方も多いとは思いますが、しかし、その割には、先日の所信表明の中では、この農業、農村のみならず、一次産業のことについてほとんど触れられておりませんでした。唯一触れられていたのが、先ほどお話しなさった輸出五兆円の話。

輸出の大切さはもちろん否定はしませんけれども、果たしてそれだけでしょうか。もっと大事なことがあつたよ。例えば、この二十年間で若手の農業者が百万人減っていると聞かれています。自給率も先進国の中で最低水準です。コロナの中で、やはり自国で食糧を供給していくという大切なことも痛感したと思つています。そういう重要なことがあるにもかかわらず、それしかなかったというの、非常にがっかりしたなと思つています。

そもそも、菅総理が、農業、農村のみならず、地方に対してしっかりと目を向けてくださっているのかということについて、過去の発信や発言を含めて、少し私は疑問に感じておるところがありますので、ワリツプを出していただいて少し御紹介したいと思つています。

以前、菅総理御自身のホームページの中で、私の目指す政治というところに、年功序列、地方優先政治の打破という主張をされておりました。少し内容を読みますと、皆さんの支払う国税の大部分は地方の道路や施設の投資に使われています。大都市はさまざまな都市問題を抱え、財政も火の車です。世界を採りても日本しかない地方交付税制度はもう見直しをしなければなりませんと書いております。

また、平成三十三年の衆議院の決算行政監視委員会の中では、こんな御質問もされています。地方交付税制度について、市町村によっては煩雑なところがある、自分たちの負担とか受益はほとんど関係ない、地方自治団体の自立を阻害、甘えの構造をもちあわしている大きな要因と発言をされていると思います。これは間違いなく地方切捨ての危険な発想だと思っています。

菅総理は、大学を卒業されてから、御自身の御実家へ行くというところに抵抗を感じて東京に就職したという話を御自身でされておられますけれども、恐らく想像をはかるに越える御苦労はあったかと思えます。こうして総理大臣になられたというのは、本当にサクセスストーリーだと思うんです。今、選挙区も大都市ということもあるんでしようけれども、心までもが金で都会に行っちゃったんだということであれば、ふるさとや地方の方はとてもがっかりするんじゃないでしょうか。

ぜひ、さようは、ふるさとや地方の方に対して思いやりを持った答弁をしていただけたらと思います。さて、大混乱を招いた高収益作物次期作支援交付金についてお伺いをしたいと思います。

流通がストップした影響を受けて、生産者が丹精を込めた農産物が、在庫がたまり、そして価格が下落をしているということで、大変大きな影響が出ています。長期的な影響というものは今後見ていかなくてはならないかと思えます。そんな状況の中で、コロナでの影響にめげずに、営農を断念することがないように、次期作に前向きに取り組む農家の方に交付するというところでつくったのがこの高収益作物次期作支援交付金でありました。これは、コロナの減収を問わずにというところで、とにかく次に向けて投資をする人を後押しするという目的でありました。

申請の締切りが終わりまして、その間、管内閣も参院いたしました。十月の十二日、申請締切りから実に一か月半以上たってから、突然の要件変更が起きました。申請が終わった段階で、後から公算の要件が急に厳しくなったということでも、もたざるはずだった交付金ももらえない、若しくはかなり減額されるということでも、計画が大幅に狂って、全国の農家の方から怒りの声、困惑の声が噴出してきている問題です。

まず、農水大臣にお伺いします。なぜ要件変更を行ったんでしょうか。

○野上国務大臣 お答え申し上げます。

本事業は、四月三十日に成立しました第一次補正予算により創設した事業であります。創設した当初は、生産現場には新型コロナウイルスの影響が更に拡大、深刻化する中への不安が蔓延を懸念がございました。このような状況下で、本事業の要件が厳しかったために、申請ができずに営農を断念するといったことが生じないようにすることを最優先として、要件を簡素で弾力的にするなど、申請しやすい仕組みとしたところであります。

その結果、非常に多くの申請をいただいたところであります。減収を要件としていなかったところから、中には減収していない品目の申請も含まれておりました。これは、農業者の皆様が不手際があったというだけでは決してなく、農業者の皆様には要件に即して申請をいただいたところであります。このまま交付金をお支払いすることになれば、新型コロナウイルスの影響を受けていないのに交付金が支払われることになりかねず、国民の理解を得ることは難しいものと考えております。このため、減収のあった品目を対象とし、減収額を超えない範囲で交付金をお支払いすることなど、運用を見直すとしたところであります。

他方、運用の見直し前に、交付金を見込んで、コロナ禍において積極的に機械や資材への投資を行った農業者の皆様が経営に影響が生じ、前向きな取組が続けられなくなることがないように、追加措置も講じたところであります。

結果として、関係者の皆様に御負担をおかけすることになり、これは大変申しわけなく思っておりますが、御理解がいただけるように丁寧に説明するとともに、追加措置も含めてしっかりと現場の皆様をお支えしてまいりたいと考えております。

○石川（香）委員 コロナの影響を受けていない人が交付金を受け取ることに對しての不満の声ということがありますけれども、そもそも最初の要件では、どのぐらい減収したかというのとは関係なかったはずなんです。まるで農家側には何か落ち度、責任があるような言い方は絶対にいけないと思います。

この要件変更をした理由がどうしても、結局、申請がすく come 予算が大幅に足りなくなってしまうという制度設計の甘さだと思えますけれども、申請額の総額というものがわからないと議論の前提がとれないということですので、二百四十億円の予算に対してどのぐらいの申請が来たのかということをお教えいただきたいと思います。

○野上国務大臣 お答え申し上げます。

高収益作物次期作支援金につきましては、これまで、第一次公募として、五月二十日から六月一日までの間、事業申請窓口を対象とした第一回の事務費の申請を受け付けました。また、第二次公募として、六月二十日から七月三十一日までの間、また七月豪雨の被災地域については八月三十一日までの間、事業申請窓口を対象とした二回目の事務費の申請と、農業者を対象とした一回目の交付金の申請を受け付けましたところでありました。

運用見直し前にいただいたこれらの申請について調査しましたところ、十一月二日時点で、第一次公募と第二次公募の申請を合わせまして、事業申請窓口から申請件数は八百九十六件、また申請総額は四百六十億三千円、うち、事業申請窓口の事務費が四億五千円、農業者向け交付金が四百五十五億八千万円となっております。

○石川（香）委員 二次までの公募の時点の数字というところで、二百六十億とおっしゃいましたか。（答）そうあり、ごめんなさい、失礼しました。四百四十六億ということでした。

これは、一千九百億円という数字が既に出ております。この数字についてお伺いしますけれども、初めから三次までの公募がありまして、この交付金はスタートしたしておりますので、一次から三次までの予算の総額として二百四十一億だったということだと思います。

二次公募が終わった段階で、こういう交付金は、次はどれぐらいの方が申請を見込むかということでも着目調査しようというのがありますけれども、ここで二次公募にしようという人の額が恐らく千億円以上になったんじゃないか、二次までの今の数字と二次の意向調査で出てきた申請額を合計して千九百億円という数字になったんじゃないかと思うんですけれども、まず、この千九百億円の数字が間違いないのかということと、それから、二次公募で大幅にオーバーしてしまつと、当然要件を変更しなくちゃいけません。とすると、二次で公募した方と三次で公募した人の要件が変更すると、とてもこれは不公平だということになつてしまうので、二次公募の要件を変更せざるを得なくなったということではないかと思えますけれども、農水大臣、いかがでしょうか。

○野上国務大臣 まず、千九百億円との報道があるということですが、本交付金の所要額につきましまして、令和二年八月十九日の事務連絡で、公募申請を行っている事業申請窓口と、今後公募申請を行う予定の事業申請窓口を通じて調査を行ったということは事実であります。

しかしながら、地域の作付面積など単純な設定をもとに報告をした事業申請窓口もあれば、地域の関係農業者の要望額の積み上げで報告した事業申請窓口もあり、所要額の見込み方が多様であったことがありまして、また、事業申請窓口の要望に重複があることが見込まれたことがありまして、

たり、あるいは、本調査後に対象となる品目の追加があったこと等から取りまとめに差がなかったということでありまして、当省としては、先ほど申し上げました数字、公表した数字が全てでありまして、千九百億円という数字は承知をいたしていただいております。

○石川(香)委員 千九百億円という数字は承知をいたしていただいております。これは、心配なのが、今三次公算をされているんです。これは、一回でも減収すれば公算できるといふ条件になっていきますけれども、これも含めて予算は大丈夫なんでしょうか。

○野上国務大臣 お答え申し上げます。この高収益作物次期作支援交付金につきましては、今第三次公算を行っているところであります。更に今後、追加措置の公算も行うということになります。

今後、追加の財政措置が必要と判断される場合には、必要な財源をしっかりと確保してまいりたいというふうに考えております。

○石川(香)委員 そうですね、十月三十日、先週の金曜日ですけれども、追加措置が発表されました。要件の見直しによって、本来もらえるはずだった交付金が減額もしくはゼロになった方が対象でありまして、十月三十日以前に機械ですとか施設ですとか肥料を購入又は発注した人がこの追加措置に当たるといふことでありますけれども、ただ、この追加措置では、買った人だけが得をしてしまっていて、買っていない若しくは買わずに定額だった人が不公平だという声が今度上がってきています。

農水大臣、これは不公平にならないように、まずは投資を予定していた農家に對しても支援をするというのが必要なのではないでしょうか。

○野上国務大臣 お答え申し上げます。今回の追加措置は、お話をございましたとおり、交付金を見込んで既に機械等の投資を行った農業者に対して、こうした積極的な取組を行った農業者の経営に影響が生じ、取組が続けられなく

なってしまうことがないように支援を行うものであります。

そういう中で、先生御指摘のように、不公平であるという御意見があることは承知をいたしておりますが、機械等の投資がこれからで、いまだ経費が発生していない方々に同様の支援を行うことは、国民の理解を得ることは難しいと考えております。

今回の追加措置の趣旨について、現場の皆様は丁寧に説明して御理解をいただけるよう努めてまいりたいというふうに思っております。

○石川(香)委員 追加措置は、コロナで減収したかどうかは問わないということでもまた要件変更がなされているということでも、もう現場は本当に混乱をしております。

これは、もともと減収の補填ではなくて、次期作に意欲を持つ方に向けての交付金だったということだったんですけれども、対象も金付面積になるということになったにもかかわらず、この一番大切な約束の部分が一転三転と、ころころ変えたことが一番問題なわけです。一方で、担当部署の方が要件を簡素化して農家の方に早く交付したいという気持ちは、意識として理解はしたいんですけれども、結果的に制度設計が甘く、それが結果的に裏目に出てしまったと思います。

この間、現場は非常に膨大な事務処理をこなしてきました。生産者、農協、自治体でありますけれども、この事務負担の軽減という配慮も当然必要だと思っております。

二日の予算委員会の中で、自民党が公明党の方がこの話題について触れられるのかと思っております。もししたら、一切この話題について触れられていないかということがあります。

私、今回この問題をやるに当たって、全国の方から、全く知らない方からも電話とかメッセージとかをいただいたので、とにかくこの問題をしっかりとやってほしいという激励の電話をいただきました。いつもは自民党だけれども今回はしっかりとやってくれという方すらいらっしゃいました。だからこそ、しっかりと私は言っておきたいし、約束をさせていただきたい。

農水大臣、これは何としても三次補正で初めの約束どおり交付するというのが筋ではないでしょうか。

○野上国務大臣 お答え申し上げます。高収益作物次期作支援金につきましては、減収額を超えない範囲で交付金を支払うこととするなどの運用見直しに加えまして、今お話をいたしましたとおり、運用見直し前に、交付金を見込んでコロナ禍においても積極的に機械や資材への投資を行った農業者の皆さんの経営に影響が生じ、前追加措置をしたところでありまして、これらの見直しによりまして、結果として関係者の皆様に御負担をおかけすることとなり、大変申しわけなく思っておりますが、御理解いただけるように丁寧に説明してまいりたいというふうに思っております。

○石川(香)委員 大変申しわけないということもおっしゃっておりますけれども、私は、全国の生産者を代表してここで質問させていただいているんです。何とか減収を見せたいだいたいと思っております。

総理、これは支払いも含めて、年内か年明けかでも、収支の関係で大きく影響するんです。ぜひこは、いつまでもしっかりと皆さんにお支払いしますという言葉をききっぱなしでいたいただいて、農家の方を安心させてあげてください。お願いします。

○青内閣総理大臣 これからも生産者の皆さんが安定的に経営を行えるよう、必要な支援はしっかりと行っていくしたいと思います。

○石川(香)委員 いやあ、それじゃみんながっかりすると思います。既に、同じ時期にあった経営継続補助金というのは、一次募集でオーバーした分を予備費で充てているということもやっていますし、二次補正、予備費というのはこういうときのためにあったん

じゃないでしょうか。ぜひこれは、意欲を持った人を後押しするところか、意欲をそぐことにならないように、しっかりと農家の方に安心をさせていただくということ、初めの……(発言する者あり)じゃ、もう一回お願いします。いつまでもしっかりと支払うという御答弁をお願いします。(発言する者あり)

○金田委員長 静粛にお願いします。

○青内閣総理大臣 生産者の皆さんが安定して経営を行うことができるように、そこはしっかりと対応していきたいと思っております。

○石川(香)委員 ぜひ、ふるさとの皆さん、地方の皆さんが安心できるような答弁をいただきたかったんですけれども、ちょっと冷たい答弁になってしまいました。

次は、お米についてお伺いします。二〇年度産、五十六万トン規模以上の減産が見込まれるということで、過去最大であります。安倍政権で廃止をされてしまいましたけれども、戸別所得補償制度の復活も求める方も非常に多い。そして、やはり国の責任において来年度以降の需給調整の役割を果たすべきではないかということに思っています。思いますけれども、農水大臣、御見解をお伺いします。

○野上国務大臣 お答え申し上げます。令和二年産産の水稲の十月十五日現在の作況指数は九二・五となっておりまして、予想収量は七百二十三万トンとなることを見込まれております。予想収量は先月時点より減少をしたところであります。令和二年産米の生産量が七月の米の基木指針で告示されている需要量の見直しを超える状況に変わりはありませんで、大変厳しい需給環境になっていると認識をしております。

他方、米政策については、主食用米の需要が毎年減少してまいります。そういう中で、今後も、国内の消費拡大や輸出拡大の取組を進めつつ、みずからの経営判断による需給に応じた生産、販売を着実に推進していくことが基本であると考えております。

同としては、引き続き需給見通し等についてきめ細かな情報提供を行い、事前契約や複数年契約による安定取引の推進をする。また、麦、大豆や高収益作物など需要のある作物、あるいは輸出用米など主食用米以外の米への転換に対する支援による水田フル活用などによって、産地が消費者、実需者のニーズを的確につかみ、どのような水田農業を進めていくのかしっかりと判断できるように環境を整えてまいりたいと考えております。

○石川(香)委員 同が生産調整を手放しまして、生産者の方の努力、地元の努力というものの、いわゆる自給を押しつける無謀な状況だと思えます。制度そのものが開かれていてと思いますけれども、ちよつと時間の関係上、また次の質問に移らせていただきます。

次は、所信表明の中でも触れられておりませんでした。一次産業の中でも特に厳しいと言われている水産業のことについてであります。

サンマ、アキサケ、イカなどは軒並み不漁でありまして、サンマ、アキサケはピーク時の八割から九割減という状況が続いています。シシャモもことしは歴史的な不漁で、例年の一割しかとれていない。十勝管内の漁業漁業の主力であるアキサケも、二年から五年で帰ってくると言われていますけれども、数がなかなか戻ってこないという状況が続いています。水温の変化なのか、それともほかの国の漁のとり方が影響しているのか、はっきりとした原因がわからないまま、とにかく厳しい状況が続いています。

水産業、漁村は、新鮮な水産物を供給するだけではなくて、国境の監視や環境保全にも重大な役割を果たしておりまして、総理にお伺いします。

今、このコロナ、それから資源管理、不漁と厳しい状況が続く中で、抜本的な漁業者、漁村の支援策というものが必要だと私は考えています。積立ぶらさず、共済以上の支援が必要だと思えますけれども、総理、総理の考える水産業の振興策というものはどんなものでしょうか。

○野上国務大臣 委員御指摘のとおり、水産業、今お話をあったサンマですとかアキサケですとか、不漁となっておりまして、大変厳しい状況にあることは承知をいたしております。

こうした不漁の事態に備えまして、漁業共済ですとか、さらに、その上乗せを行う収入安定対策事業、積立ぶらさず等々によりまして収入減少に対する補填を行い、漁業者の安定を図っているところでありまして。

こうした中で、今、水産改革ということを進めておるんですが、我が国周辺の水産資源や漁業を十分に活用することで、意欲ある漁業者や漁業従事者を確保して、漁業、漁村の活性化や漁業所得の向上を目指していきける環境をつくっていくことをするものであります。

このため、まず、有用な水産資源について広く資源評価をする、それから数量管理を基本とする資源管理を適切に行うことにより、持続的な漁業の基礎となる資源の維持、回復を図っていく必要があると考えております。

こうしたことを通じながら、水産業が若者にとってもやりがいのある魅力的な産業になるように努めてまいりたいと考えております。

○石川(香)委員 地方は本場に頑張っています、厳しい中で、ぜひ、総理、地方にも目を向けていただきたいということをお願い申し上げます。質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○金田委員 今、この際、達坂誠二君から関連質疑の申出があります。江田君の持ち時間範囲内でこれを許します。達坂誠二君。

○達坂委員 総理、御苦労さまでございます。総理就任、本席におめでとございまして。心からお祝い申し上げます。

まず、一問目、わかりやすい問題からちよつと行きたいと思いますが、総理のもととあるさとも関係のあることでありますけれども、北海道・東北の縄文遺跡群の世界遺産登録、これはコロナの関係で登録手続が今おくられているんです

が、これを早く登録できるように力をかしていただきたいということが一つと、もう一つ、二〇二一年の東日本大震災のときから検討を進めております災害用の病院船の問題について、これは超党派でやっておりまして、これについては超党派でやり進めていたんだというこの二点、総理の考えをお聞かせください。

○菅内閣総理大臣 北海道・東北の縄文遺跡群についてはあります。

農耕以前の人類の生活のあり方と、精緻で複雑な精神文化を示す十七の遺跡が構成をされており、世界的にも顕著な価値が認められることから、本年一月にユネスコに推薦書を提出したものです。現在、諮問機関による審査が行われていると承知しています。

引き続き、関係自治体と連携しつつ、世界遺産登録を日指して頑張っていきたい、こう思っています。

もう一点の病院船でありますけれども、病院船については、新たな感染症や大規模災害が発生した場合に、医療提供の場を迅速そして十分に確保する手段の一つとして、その利用の可能性について検討しております。

具体的には、今年度補正予算に調査検討の経費を計上して、関係省庁が連携をして、必要な機能、設備、平時や危機的な対応における体制や運用のためのオペレーション、こうしたことについて調査検討を進めています。

国民の命を守るための手段を幅広く検討する観点から、病院船の活用可能性について年度末を目途に取りまとめるべくしっかりと調査検討をしていきたい、こう思っています。

○達坂委員 総理、世界遺産登録は、ぜひ、来年、二年分やれるように働きかけていただきたいです。病院船、これは超党派でやっておりまして、ぜひしっかりとやっていただきたいと思えます。それから、次です。

原千力発電所について簡単にお伺いしたいんですが、総理は原発政策を進めるといふように言っておられますが、その中でも私は特に核燃料サイクル、これはやめるべきではないかというふうに思っております。しかも、その中核になる大間原発、今建設途中ですけれども、これを建設を進めるのはやめるべきだ、そう思うんですが、総理の考えをお聞かせください。

○菅内閣総理大臣 我が国は、高レベル放射性廃棄物の量を減少し、必要となる最終処分場の有無を減少させる、また、高レベル放射性廃棄物の有無がもとの自然界の状態まで低減する期間を短縮する、さらに、新たに燃料をつくり、ウラン燃料を節約する観点から、使用済み燃料を再処理し、回収されるプルトニウムなどを有効利用する核燃料リサイクルの推進を基本的方針としています。

政府としては、閣議決定したエネルギー基本計画に基づき、六ヶ所再処理工場の竣工やプルサーマルの着実な実施、利用済みMOX燃料の再処理に係る研究開発など、核燃料サイクル政策、ここは推進してまいります。

○達坂委員 核燃料サイクルについては政府は三つのメリットを言っておりますけれども、それはどれもメリットにはなりません。高レベル放射性廃棄物になると四分の一に体積がなると言いますが、それ以外にMOX燃料ができて、それ以外にも汚染されたものが出てきます。あるいは、期間、自然界に戻るまでに十万年が約八千年から一万年になると言っていますが、それが人間にとつてどれほど意味のある短縮なのか。それよりも何よりも、使用済みMOX燃料が出る、これによって、単なる使用済み燃料の問題の先送りしにかならないんです。

この意味で、核燃料サイクルから撤退する、大間原発の建設はとめる、これを強く主張しておきたいと思えます。これは時間があれば後にまたやらせていただきます。

そこで、総理、安倍内閣のときに公文書の改ざん、廃棄、捏造、隠蔽、これが顕著しました。こ

それはもうやらないということでもよろしいですか。
○金田委員長 國務大臣井上信治君。(逓坂委員
指名していないよ、登録していないよ)と呼ぶ
○井上國務大臣 委員長の御指名なので答弁させ
ていただきます。

公文書管理制度は、行政の適正かつ効率的な運
営を実現するとともに、現在と将来の国民への説
明責任を全うするため、極めて重要な制度である
と認識しております。

公文書管理の適正化に向けては、ルールの明確
化やチェック体制の整備など、その取組を着実に
実施してきたところであり、引き続きルールに
沿って適正な管理を徹底させてまいりたいと思
います。

○逓坂委員 非常に大事な問題なんです、総理
の口から、公文書の改ざん、捏造、隠蔽などはや
らないということが言えないんですか。

○菅内閣総理大臣 それをやらないというのは当
然のことだと思います。

○逓坂委員 公文書の改ざん、捏造、隠蔽
はやりません。

その上で、総理、安倍政権で廃棄された公文書
の復活をやっていただけじゃありませんか。職員
のメモが残っているはずですので、これをやる
ということが一つ。

それからもう一つ、国家戦略特区の会議録、非
公表のものがあります。それから、参加者が
明かされていないものもあります。これも公開し
ていただけませんか。

○菅内閣総理大臣 公文書管理法に基づいて、そ
こはしっかり対応したい。

○逓坂委員 しっかり対応するということは、や
るということですか。

○菅内閣総理大臣 公文書管理法というものがで
きています。御承知のとおり、そこでしっかり
と対応するという中であります。

まず、行政機関の所管業務が複雑で多岐にお
つたこと、公文書の管理については、
あくまで所管業務に知見と責任を負う立場にある

個々の行政機関がこれを行っていくという形にも
なっています。先ほど大臣が申し上げましたよ
うに、この公文書管理、適切なルール、この明確
なチェック体制の整備、こうしたものを着実に実
施、これからの各大臣のもとでルールに基づいて
適切な対策を行っていくのは自然なことだ
と思います。

○逓坂委員 総理の口から明確に公開すると
か、復元すると言っていただけなのは非常に
残念でありますけれども、特に国家戦略特区につ
いてはこれからは強く求めてまいりたいと思いま
す。

それで、日本学術会議の問題にちよっと入らせ
ていただきますが、総理は、繰り返しおっしゃっ
ているこのこと、日本学術会議の公員については
必ず申請のしとおり任命しなければならぬわけ
ではないという点について、内閣法制局の了解を得
た政府の一貫した考えがどういふふうにある
んですか、このことについて、昨日、我が党の
奥野議員に対する答弁で、法制局の近藤さんがこ
んな発言をされております。

「基本的には、拒否」、この拒否というのは任命
拒否のことですが、「拒否をしていく」というとき
には、消極的に拒否をしていくということだと思
いますので、憲法的に政府が、自由な裁量権を
行使したような形でのものは認められない、この
答弁を法制局の近藤さんがされております。

憲法的にやれないんだということを言っている
んですが、これは、総理、どういう意味だと理解
されているのでしょうか。

○菅内閣総理大臣 今、法制局長官が出席してい
ますから、後で答えると思っております。

内閣の立場として、この日本学術会議法の推薦
に基づいて委員の指名については、憲法第十五条第
一項によって、推薦された方々を必ずそのまま任
命しなさいとあることではない、この点につ
いては、内閣法制局の了解を得た政府の一貫した考
え方であり、このことについては変わりありません。

○逓坂委員 内閣法制局が、憲法的にやっちゃい

けないんだ、自由裁量はないんだというふうに
言っているんですね。これはなぜか。

それは、これは私の理解ですが、人事権といえ
ども、自由裁量に委ねられているというふうな
社会になってしまっています。それから、物言わぬ
社会になってしまっています。同調圧力が強まりま
すよ。全体主義的な傾向が強まっていますよ。社会の
自由が落ちていくんです。それは、最終的に社
会全体の発展を阻害するんですよ。だから、人事
権といえども、特に今回のこの学術会議の人事に
対する拒否権、拒否をするということは、法制局
が言っているのは、これは自由裁量ではないん
だ、憲法的にやっちゃいけないんだということな
んですね。

憲法的にやらないというのは、菅総理であつて
も、あるいは我が党の枝野さんが総理になったと
しても、金田委員長が総理になったとしても、誰
が総理になったとしても同じ結果が出る。そうい
うことが憲法的ではないということなんですね。
総理、いかがですか。

○金田委員長 内閣法制局長官近藤正寿君。(逓
坂委員「ちょっと委員長、余くその中身を聞いて
いません。そもそも指名していません、登録して
いません。登録していない」と呼ぶ)
○近藤政府特別補佐人 御指名でございますの
で。

私の答弁につきまして、今、御質問がございま
した。
先ほど申しましたように、憲法的に自由裁量で
はできないと申し上げたのは……

○金田委員長 簡単に説明してください、長官。
○近藤政府特別補佐人 従来から政府としてと
っております。憲法第十五条の規定で明らかにされ
ているところの公務員の終局的な任命権が国民にあ
るという国民主権の原理からは……

○金田委員長 簡単に説明して。

○近藤政府特別補佐人 内閣が国民及び国会に対
して責任を負えない場合にまで申出のとおりには
任命しななければならない義務があるわけではな

いという考え方に基きますと、あくまでもそう
いう責任が問えないときには、負えない場合には
拒否ができませんけれども、それ以外に、自由裁
量的に、憲法的に拒否をするということではでき
ないという趣旨でございまして、奥野先生から
は、昭和四十四年の高辻内閣法制局長官の答弁も
御引用されています。そこにもありましたような個
人的、主観的に……(逓坂委員「もういいです、議
事録を読んで質問しているんだから、いいです」
と呼ぶ)

○金田委員長 簡単に。

○近藤政府特別補佐人 気に入らないからとい
うようなものではできないという趣旨と基本的には同
じことを申し上げたつもりでございます。

○逓坂委員 それじゃ、総理にお伺いしますが、
今回の六名の任命拒否によって、六名の皆さんは
すぐれた研究や業績がないという判断をされたん
でしょうか。これについては総理の裁量に及ぶん
ででしょうか。それはいかがですか。

○菅内閣総理大臣 任命に至らなかった候補者六
人については、民間人の個人に関する情報であ
り、また、人事に関することでもありますので、
お答えを差し控えないというふうに思います。

○逓坂委員 人事にかかわることだから答えられ
ないと。実際に、今回任命拒否をされた方々に
了れた研究や業績があるかと聞いたのに、それも
答えられないと。

それじゃ、総理、八三年答弁ですが、中曽根総
理などが答弁しています。総理の任命は形式的な
ものである、学術会議から推薦された者はそのま
ま任命する、推薦の数はびつたりと人数でよい。
びつたりというのは今回のケースでいうと百五
名びつたりの推薦でよい。これら答弁は今も私は有
効だと思いますが、有効ですか。

○加藤國務大臣 今御指摘の答弁、それぞれの時
代の中で答弁されたということで、その趣旨を
今の段階で具体的に把握することは難しいという
ふうに考えております。

例えば、中曽根総理の答弁であれば、選挙制を

廃止して新たに各学会からの推薦に基づく任命制に移行しようとしており、当時の国会答弁にもあるように、その新しい制度によって会員としてふさわしい者が推薦されることになる、こういった期待があったんではないかというふうに思いますし、その後、平成十六年の法改正時等の文書におけるさまざまな記述も、その時点まで推薦された者をそのまま任命してきた、こうした実績を踏まえたものであったのではないかと想うわけでありますが、ただ、いずれにしても、日本学術会議法の会員の任命については、先ほどから御説明しておきますように、憲法第十五条第一項に基づけば、推薦された方を必ずそのまま任命しなければならぬということではないということでありまして、これまで、まさに日本学術会議が専門分野の枠にとらわれない広い視野に立って、総合的、俯瞰的観点からの活動を進めていただけるよう、こういう観点から任命が行われたものであるというふうに承知をしております。

○遠坂委員 先ほど総理は、すぐれた研究、業績がある科学者かということを開いたら、それは判断しなかったんですが、官房長官は先ほどこう言っているんですが、官房長官の答弁は、官房長官は、すぐれた実績、業績があることを踏まえた上で、法の設置目的に照らして今回の判断をしたと申しているんですが、官房長官はすぐれた業績や実績があると認めているんですよ。総理は、でも、それを判断できないと。こういうの、その内閣不一致というんです。総理自身が何で言えないのか、私はわからないですね。

そこで、設置目的についてお伺いしますけれども、今回六人を任命することで次の三つの設置目的、これが達成できないのか、我が国の科学者の内外に対する代表機関たり得ないのか、六人を任命したら、あるいは、我が国の科学の向上発展が図れないのか、あるいは、この六人を任命したら、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることができるのか、設置目的に照らして判断をしたと官房長官は言っているわけですが、

から、この三つの設置目的、これが達成できないから六人を任命しなかったのか、いかがですか、この点。

○加藤国務大臣 これは、先ほど申し上げましたけれども、日本学術会議法の中において、任命に関する具体的な基準については記述がないわけでありまして、推薦については、今委員御指摘のよう

に推薦があります。

そうした中で、当然、日本学術会議法の趣旨あるいは第二条の目的、こういったものを踏まえて判断をしていく。そして、さらに、その具体的な議論においては、これまでの総合科学技術会議等々の有識者の御意見、こういったものも踏まえて、そして、先ほど申し上げた総合的、俯瞰的観点からの活動を進めていただけるということと任命を行ってきたというわけでありまして。

ただ、今委員おっしゃった個々の任命そのものについては、これまでも申し上げておりますように、具体的な理由等についてはコメントは差し控えておきたいところでありまして。

○遠坂委員 設置目的に照らして判断をしたと答弁して、設置目的の中身について聞いたら答えてられない、こういうのを恣意性と言ふんじやないですか。なぜ答えてられないんですか。恣意的ではないというのは、誰が判断をしても同じ結果になるから恣意的じゃないと言ふんです。その根拠を示さなかったら、何が何だかわからないじやないですか。

じや、総理、お伺いします。

総理としての任命責任がある、すなわち、総理が任命すれば公務員になるんだから政府としても責任があるんだ、だから、総理としてこの六人を任命したら責任が果たせないという理解でよろしいですか。

○菅内閣総理大臣 年四十億円の予算を使って活動している政府機関であり、任命された会員は公務員となるのでありますから、その前提で、社会的課題に対し提言などを行うために、専門分野の枠にとらわれない広い視野に立ってバランスのと

れた活動を確保するために必要な判断を行ったというところであります。

ただし、個々人の任命の理由については、政府の機関に所属する公務員の任命であり、通常の公務員の任命と同様、その理由については、人事に関するものであり、お答えを差し控えたと思います。

○遠坂委員 法制局は、通常の公務員の任命拒否と違うことを言っているんですよ。極めて消極的にこれをするんだ、それから、恣意性があつてはならないんだというところを言っているんですね。だから、せめて、個別の人の理由は言わなくてもいいけれども、今回はかくしかじかの理由によりやけに任命拒否をしたということを言わないで、これは恣意的だと言われないですか。

それじや、お伺いしますけれども、今回の六人を任命しなかったこと、例えば、外交上、相手国のあることなどで言えないんだとか、あるいは国家機密にかかわることと言えないんだとか、あるいは個人の権利にかかわることと言えないんだとか、どういふ理由で総理が責任を果たせないのか、その外延ぐらひは言うべきじゃないですか。それも言わない。これは恣意的な人事と言われても仕方がないんじゃないですか、総理。

○菅内閣総理大臣 先ほど申し上げたとおり、個々人の任命の理由については、政府の機関に所属する公務員の任命であり、通常の公務員の任命と同様に、その理由については、人事に関するものであり、答えは差し控えるのが当然のことではないでしょうか。

○遠坂委員 総理、先ほど法制局長官は、聞いてもいないのにまた繰り返して言っていましたけれども、要するに恣意性があつちやないと言っているんですよ。しかも、これは消極的に拒否をするんだと申しているんですよ。自由裁量はないと申しているんですよ。だから、それをきちんと言わないで、今任命拒否をした総理が説明しなさいじゃないですか。なぜそれを説明できないんですか。説明できないければ、恣意的ですね、自由

裁量でやったんじゃないですか、そういう批判を受けかねないですよ。

だから、ぜひ総理、ここは、恣意性がないんだ、かくかくこれこれじゃないんだと、六人の個別に言う必要はありませんよ、でも、それを言わないとおかしいじゃないですか。

○菅内閣総理大臣 先ほど来申し上げておりますけれども、会員の任命については、憲法第十五条第一項に基づいて、推薦された方々をそのまま任命しなされることではない、こういう点については、内閣法制局の了解を得た政府の一貫した考え方であり、今回も、任命に、法律に基づいて行つたということでありまして。

○遠坂委員 総理、私は、今回のこの日本学術会議法の法文上、法理上、総理に任命拒否権が全くないとは思っておりません。法文を論ぜば、それは任命拒否権があることは、それは法文上、法理上は理解しますよ、法理上は。

ただ、法制局が言っているのとおり、今回の拒否というものは、消極的な拒否なんだ、恣意的に政府がやっちゃいけないんだ、自由裁量を持ってやっちゃいけないんだということなんです。

だから、例えばこういうケースならあるでしょう。学術会議が推薦をした、それで、総理が任命するまでの間に、期間がある中で、学術会議の会員の方が何か犯罪を犯すようなことをした、こういう場合は、やはり総理としてはこれは任命できないですね。これは多分、金田委員長が総理になつても、枝野代表が総理になつても、皆さんが総理であつても、これは任命できないということについて、恣意性がない、客観的だ、こういうことになると思いますよ。

でも、今回の場合はそうじゃないんですよ。法制局のことを言いつけるのであれば、法制局が言っているもう一つのこと、恣意性があつちやない、自由裁量はない、このことにちゃんと答えなさい、今回の問題、いつまでたつても、おかしい、おかしいと言われ続けますよ、社会の恣意性につながりますよ。総理、いかがですか。

裁量でやったんじゃないですか、そういう批判を受けかねないですよ。

○青内閣総理大臣 先ほど来申し上げていますが、私が指名すれば公務員になるわけであり、専門分野の枠にとらわれない広い視野に立つてパシンスのたれた活動を確保するために、必要な判断を行ったということです。

更に申し上げれば、今回の任命の判断とは直結はしていませんけれども、私は官房長官当時から学術会議自体にさまざまな懸念を持っており、かねて多様な会員を演出すべきと、言われながら、現状は、出身や大学に大きな偏りがある、三派、それぞれ。会員の選考には、全国九十万といふ研究者のうち、約二百人の現在の会員、また、三人の連携会員とのつながりのある方に限られた中から選ばれる。閉鎖的、既得権益のようになっていて、こう言われても私は仕方がない状況だと思えます。

そして、推薦された方々をそのまま任命されてきた前例踏襲をやめ、総合的な判断として、九十九人を任命する判断をしました。

そして、個々人の任命の理由については、政府の機関に関する公務員の任命であり、普通の公務員と同様に、その理由については、人事に関するもので、答えは控えないというのが考えです。

○達坂委員 総理が、総合的、俯瞰的な活動、専門分野にとらわれないパシンスのたれた活動、税金を使っているから国民に理解される活動や存在であるべき、こういうことをずっと言っているわけですが、この考えは、見直しそうに見えるんですけど、私は学問的には極めて危ういと思っています。

それで、まずこの点をお伺いしたいんですが、今総理が述べていたようなことは、科学者個人の活動を念頭に置いているんですか。それとも、学術会議全体の活動のことを言っているあるべきということを言っているんですか。どちらですか。

○菅内閣総理大臣 全体であります。

○達坂委員 それじゃ、今回の六人を任命拒否をする、あるいは逆に任命すれば、今この総理が言っている総合的、俯瞰的な活動が担保できない、そういうことでしょうか。いかがですか。これぐらいは答えられるでしょうか。

○菅内閣総理大臣 社会的課題に対して提言などを行うために、専門分野の枠にとらわれない広い視野に立つてパシンスのたれた活動を確保するため、必要な判断を行ったものであります。

○達坂委員 任命拒否の理由を個別に聞いても何にも答えられない。そして、総理の責任についても、その内容についても答えられない。これでは恣意的な今回の拒否だと言われても私は仕方がないと思えます。

総理、これはさきにと説明をする。そうしないと、後々、日本の社会に私は大きな影響があるというふうにも思えます。社会全体が萎縮しますよ。物を言えない社会になってしまいますよ。みんなが総理の思いをそんなにしなければならぬ、そんな社会になっていいんですか。多様な価値観なんかが絶対生まれないですよ、こんなことでは、午前の質疑は終わりましたので、午後に次は回したいと思います。

○金田委員長 午後、時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時開議
休憩前に引き続き委員会を開きます。

○達坂委員 午前中に引き続きやらせていただきます。

日本学術会議の問題、午前中やらせていただきます。

また、設置目的からも拒否の理由は言えない、あるいは、総理の責任の面からも拒否の理由は言えない。この答弁を聞く限り、今回の任命拒否が消極的とは言えず、かつ、恣意的ではないとも言えない。私から見ると、人事権、任命権を濫用している可能性が極めて高い、違法である可能性を強く指摘したいと思えます。

その上で、ちょっと別な話題です。

総理、少子化、この問題、がっちり取り組みましょう。少子化、少子化の問題に取り組み、これは、日本の社会全体にとってプラスになることであります。

一番日本で子供が生まれてきたのは一九四九年、二百七十万人。去年、八十六万五千九百人。もう三分の一も生まれないような状態になってしまっています。少子化の問題に取り組みというのは非常に大事なことです。

それで、今回、不妊治療に取り組むなどというの非常にいいことだと思えます。我々ずっとそれを指摘していましたが、不妊治療をしつかりやろうじやないかと。少し遅きに失したかもしれないけれども、総理、やるというのはいいいこと。幼稚園、保育所をつくるのもいいこと、医療費の無償化をしたり授業料の負担を減らしたりするのもいいことだと思っています。

ただ、問題があるんですね。実は、結婚したカップルが産む子供の数というのはこの五十年ぐらいいまわっていないんですよ。大体二人なんです。一九七〇年代の前半から大体二人で推移してきているんです。結婚したカップルが産む子供の数は。

だから、なぜ子供が減っているのかというところ、実は結婚しなくなっているんですよ。結婚の一番数が多かったのは一九七二年、百万件程度。ところが、二〇一八年、五十八万件。結婚が半分ぐらいに減っているんですね。ここがやはり問題なんです。

それで、結婚できない、望んでいるのに結婚できない人がいるというのが日本の少子化の大きな原因だということに私は思っています。これは京都大学の広井良典先生も著書の中で紹介されているわけですね。

それは、なぜ、総理、結婚できないのか。結婚できないのか。質疑時間が短いので私の方から言いますけれども、お手元のグラフを見てくださいます。

実は、収入、所得を見ると、年収によって結婚率が明らかに減っているんです。年収が高ければ結婚率が高い、年収が低ければ結婚率は低いんですよ。だから、年収をどうするかということが非常に大きな問題なんです。

だから、生まれた子供の応援をする、子育てしやすい環境をつくるということも非常に大事なことですけれども、子育てしやすい環境をつくるということは結婚できる人に対するサポートです。結婚できない人にどうやってサポートをするかというのがこれから非常に大事なポイントになると思っています。

年収と、もう一つ相関関係があるのがある。それは次のグラフなんです。非正規と正規雇用でどれほど結婚率に差があるかということです。正規の方は約六割結婚できる。ところが、非正規の方は、一五%程度しか結婚できない。こういう実態になっているんですよ。

だから、非正規をどう解消するか、若者の雇用をどう安定させるか、それから若者の収入をどうやって将来見通しのあるものにしていくかということが少子化では非常に大きな取組になるというふうに私は思っています。

一方で、非常に残念なことがあるんですが、総理の経済ブレーンというふうなことでいいかもしれませんが、竹中平蔵さん、先日テレビ番組でこんなことをおっしゃっているんですよ。

正規雇用と言われるものはほとんど首が切れないんですよ。首を切れない社員なんて雇えないんですよ。普通、それで非正規というのをだんだんだんだんふやしていかなざるを得なかった。こういうことを竹中さんがおっしゃっているんですよ。

二一

総理、まず伺います。

少子化対策を考える上でも、私は非正規を正規に転換すべきだというふうに思っていますが、総理のブレーンである竹中さんの言うとおり、総理はこれから非正規をややすという方向でしょうか。それとも、非正規をややすことは少子化のアクセラを踏むことになりまして、非正規をややすない、何とかしたい、そういう思いをお持ちでしょうか。

○管内閣総理大臣 雇用をやして正規雇用をやしたい、私の思いです。

○遠坂委員 そうなんです。それをやらないと、日本の少子化は私とはまらなと思っています。

お手元のこのグラフ、これを見ると、この間、終始、貫して非正規があえていっているわけですね。これを何とかしなければならぬというふうに思います。

そこで、総理、非正規を正規にする、あるいは賃金を上げる、これは非常に大事なことです。ところが、労働分配率を見てもいいんですが、お手元の資料、大企業の労働分配率は大体五〇％程度。要するに、もうけのうち半分程度を人件費に回している。ところが、小規模企業になると十六％。大体八割ぐらい人件費に回すわけですよ。

だから、総理が旗を振って、非正規を正規にしよう、賃金を上げようと言っても、大企業は内部留保もあるし、それはある一定程度できるかもしれない。ところが、小規模企業、中小企業は、労働分配率はもうこれぐらいの高さですから、最低賃金を上げる、人件費を上げると言っても、なかなか簡単にできない。

だからこそ、私は政府の直接支援が必要だと思ふんです。直接支援、直接給付という手もあるでしょう。税金を何とかするという手もあるでしょう。事業主に応援するという手もあるでしょう。とにかく、若者を応援する、こういう政策を、総理、やる必要があると思っています。

若者の職を安定させる、若者の収入を見直しするものにする、そうすることをやらないと、この少子化で日本は潰れちゃいますよ。総理、いかがですか。

○管内閣総理大臣 私の認識も全く一緒です。ですから、私自身、何としても少子化対策をやりたいという中で、不妊治療の保険適用というものを掲げました。そうしたら、いろいろな方から、これもあれもという御相談もいただきました。私も知らない中でいろいろの問題が山積しているということも、不妊治療を保険適用にするということでも私の手元に来ていました。

暮れに少子化全体の対策を政府として決めますので、そういう中で、できるものは全てやっています。きいた、このように思います。

○遠坂委員 総理、少子化対策が落ちるというところは非常にいいことだと思います。ただ、繰り返しますけれども、生まれた子供への対応、対策、これをやることも重要ですけども、望むのに結婚できない人の対策をやらなければ少子化対策は有効なものになり得ないということですので、その認識をしっかりと持っていた方がいいと思います。

それから、若者に応援するということは、実は、いいことが非常に多いんです。一つは、今言ったとおり、結婚しやすい環境をつくる、少子化にプラスになる。

もう一つは、若者は、基本的に収入が少ない。若者に例えれば五十万円年収をふやしたとすれば、その五十万円を使うわけですよ。限界消費性向が高いという言い方をしますが、消費に回る。経済にすぐ、若者を応援したお金は回るんですね。収入が多い人、年収一億の人に五十万円ふやしても、それは消費には回らないということですね。だから、限界消費性向の高い若者を応援する。

それと、もう一点いいことがある。若者を応援して所得がふえたら、社会保障の基盤が安定化するんです。そうすれば、これは金世代にとってプラスなんです。高齢者の皆さんにとってもプラス

なので。

ぜひ、総理、あらゆる手段を使って若者を応援する、このことをしっかりと決断をしていただきたいと思ひます。いかがですか。

○管内閣総理大臣 そのこともぜひやり遂げたいと思ひます。

それで、私自身、最低賃金引上げというものを政策の大きな柱に掲げています。そうした中で、非正規雇用の若者の正社員化の支援、こうしたことの中で、安定雇用に向けて、就職支援とか職場定着とか、いろいろな若者対策ということもしっかりと政府として取り組んでいきたいと思ひます。

○遠坂委員 ぜひ、総理、よろしくお願ひします。これをやらないと本所には金世代にとつて大変なことになる、地域も大変なことになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、冒頭に質問した原発の問題にもう一回戻りたいんですが、

原子力発電所。総理は、安全を最優先にして原発政策を進めるといふふうにおっしゃっていらっしゃいますが、日本の原発には致命的な欠陥があります。それは何か。避難計画がつかないということなんです。

なぜ避難計画がつかないか。一〇、一一年の三・一一が発生する前まで、日本の原発は事故が起きないことを前提にして建ててきたわけですよ。例えば、我が国の原子力発電所等につきましては環境に放射能物質が大量に放出されるというような事故が発生することは技術的に考えられな

い、これは、九九二年の予算委員会での政府の答弁。果たこういう弁弁をしているんです。だから、日本の原発は事故が起きないから避難計画も十分につくらない、そういう中でこの間来ているわけですよ。

私の地元もそうです。目の前に人間原発がありまして。人間原発があるけれども、国館市民が逃げられるような計画なんてないんですよ。そういうことをやるというプロセスもないんですよ。

だから、総理は、原発を推進したい、安全を最優先にと言ふんですけれども、今の日本の原発というのは、大きなスタジアムの中で非常口がない、非常口がない中で野球やサッカーを見ている、もし、万が一何かあったときに、非常口がないから、五万人も十万人も、例えば私の例で言うならば、三十万近い人たちが逃げられない、こういう状況になっているんですよ。

こんな原発は稼働させてはいけないというふうな思ふんですが、総理、いかがでしょうか。

○梶山国務大臣 二〇一一年の三月十日の事故の教訓を生かしながら、実効性のある避難計画というものを立てていかなければならないと思ひます。

以前とは違ふ、以前の考え方に、より安全性というものを入れながら、何が障害になるのかということも含めてその解消を図ってまいりたいと思ひます。

○遠坂委員 実は、総理、世経産大臣は、避難計画が十分に機能しないというふうな場合には、原発については実質的に再稼働しないとご言ひしているんですよ。

総理、いかがですか、その点。

○管内閣総理大臣 我が国において、しっかりとした避難計画がない中で再稼働が実態として進むことは、そういうふうに思ひます。

○遠坂委員 それじゃ、総理、もう一点御決断ください。要するに、きちんとした避難計画がないものについては実態として再稼働が進まないということであれば、その原発は原発として維持している意味がないんですよ。だったら、そういう原発を廃止する、そういう御判断をすべきではないですか。実質として稼働させないのであれば、稼働させることを前提にして維持をするなんということは無駄以外の何物でもない。

だから、総理がもし原発の安全性を最優先にして原発政策を進めると言ふのなら、避難計画がつかれるかどうか、そのところをしっかりと検討し

た上で、避難計画がつかれないものについては原

発をとめる、廃止する。いかがですか。

○菅内閣総理大臣 今私が申し上げたことに尽き
ると思います。我が国においては、しっかりとし
た避難計画がない中で再稼働が実現として進むこ
とはないということです。

○遠坂委員 一歩前進。総理の口から、避難計画
がつかれないということは再稼働が進まないと言
うことは一歩前進だと思えますが、であるなら
ば、廃止をするというのは私は筋だと思えます。
以上申し上げて、終わりたいと思います。

○金田委員長 この際、後藤一君から関連質疑
の中出があります。江田君の持ち時間の範囲内で
これを許します。後藤一君。

○後藤一君 立憲民主黨の後藤一でございます。
菅総理になって最初の予算委員会のシリーズで
ございまして、まず基本的な政権運営について
の考え方を伺いたいと思えますが、先ほど、午前
中の我が党の石川香織議員の質問に対し、農業の
一丁一番地は何ですかと聞かれて、菅総理は、
農協改革であります。これはがっかりですね。
これははよと心配になってしまいます。そうなん
ど、ぜひひよとといういろいろお伺いしなさいけ
ないんですが。

菅総理、教育について、どんな教育を目指しま
すか。

○菅内閣総理大臣 それは、どのような家庭に生
まれても安心して教育を受けられる環境をつくっ
ていくというのが、これは政府の役割だと思いま
す。

○後藤一君 そこは一番最初に書いてほしい
んです。ね。所信表明演説に教育については三行
しか書いていないで、オンライン教育を進めま
すとか書いていないんです。

手段としては大事だと思えます。ですが、や
はり最初の所信表明演説で、オンライン教育だけ
ではなくて、どんな所得の方でも教育格差を生ま
ないですか、あとほかには、いじめ、不登校の

問題ですとか、あるいは障害のある子でも教育の
機会をちゃんと均等に授けるんですとか、あるいは
少人数学級を実現するんですとか、もう少し、教育
の世界では当たり前に目指す、そういう大きい絵
をぜひ総理には描っていただきたいなというふう
に思っています。

それは、コロナについてちょっとお伺いした
いと思えますが、冬になってコロナの感染が広が
るのではないかと、これが懸念されておしま
す。北海道でも広がってきておられます。東京で
も広がってきておられますが、現在、感染法上、
新型コロナウイルスは二類感染症という極めて危
険なレベルに指定されていますが、この指定とい
うのは来年の一月三十一日までとなっています。
来年二月一日からどうするんでしょうか。

例えば、これをレベルを下げて、季節性のイン
フルエンザは今五類ということになっていま
すが、それと同じぐらいにして、もうインフルエン
ザとこれは一緒ですというようにしちゃう
のか、あるいは、引き続き二類指定で、やはりこ
れは危険だ、一定のリスクがあるということ
で、やっていくのか。これは来年度予算を決める上
でも大変重要だと思えます。けれども、せめて、冬
の間はリスクが高いということであれば、暖か
くなるまでの間は今の二類指定を続けるべきだと思
います。菅総理、いかがですか。

○田村国務大臣 今委員おっしゃられました指定
の感染症、これは、感染症法で指定感染症に指定い
たしまして、それぞれの項目でやれることがあり
ます。その中でそれぞれの部分を決めているわけ
であります。

先般、これは政令等を改正いたしましたして、例
えば入院措置に関しては、やはり、感染者があ
ってまいりますと、感染した方々は入院できると
なっていますけれども、皆さんを入院させると当
然のごとくベッドが足りなくなると、本来入院し
て治療を受けられる方が受けづらくなる、こ
ういうことがございまして、軽症の方々はまた
無症状の方々、言うなれば重症化する可能性の

低い方々、逆に言うと、高齢者でありますとか基
礎疾患を持っておられる方々、こういう方々は入
院をさせていただいて、他の方々は療養施設等々で
対応いただく。もちろん、これは都道府県の知事
さんの御判断で、軽い方々も入院をさせたいとい
う場合にはそれを排除するものはありませんけ
れども、そういう部分を改正させていただいた
と同時に、今までは、疑似症患者の方々、つま
り、まだ感染しているかどうか分からないとい
う方々をどうするかというのを全部保健所に報告
していたんです。後藤一委員「そんなこと聞
いていない」と呼ぶ。これも指定感染症の中の項
目でございます。そういうものを改正してまいり
ました。

来年の一月で指定感染症の期限が切れますが、
感染症法上、これは政令で一年延長ができるとい
うことになっておりますので、それに合わせて、
今委員がおっしゃられた、こういうふうな部分を
あと要するべきなのか、変えないべきなのかとい
うことも含めて検討を進めてまいりたいというふ
うに考えております。

○後藤一君 感染拡大と経済の回復、どっち
にどういう比重を置くかという質問なんです。
やはり感染拡大を懸念するのであれば二類を維持
すべきです。経済の方に比重を置くというので
あれば、いや、インフルエンザと同じだという判
断をすることもあるかもしれないけれども、今の
御答弁ですと、総理、二類のままにいくというこ
とでいいですね。感染拡大を防止することを引き
続き重視するということ。もう一回厚労大臣
に答弁していただいたんですから、これは基本的
な考え方ですから、総理、お答えください。

○金田委員長 田村厚労大臣、短日にお願いしま
す。

○田村国務大臣 二類ということじゃないんで
す。一類だった部分もあるんです。指定感染症と
いうのは、それぞれやれることをそれぞれどうす
るかというのを決めるというふうな、そういう
仕組みになっておりまして、その中で必要なもの

は維持しますし、これは極めていいなというも
のは緩めるという話でありますから、二類だとか
何類だとかという話じゃないことは御理解
をいただかないというふうには思っています。

○後藤一君 総理、総理に聞いていますときに、
総理、ううん、私じゃない私じゃないというの
をやめてください。これはかなり基本的なことを
聞いているんですから、総理。

ぜひ、少なくとも冬の間とか、暖かくなる
までは、今の状態というのは危険な状態がより続
くと思えますので、二類相当というんでしようか
は維持していただきたいと思います。

それと、このコロナについて、むしろコロナ不
況をどうするかということについて今度は総理に
お伺いしたいと思えますが、四月から六月に日本
ではGDPが一八％落ちました。諸外国でも三
〇％ぐらい落ちていて、これは欧米では四月・六月で
落ちたのと同じぐらい回復しているんです。

ところが、日本では、七月から九月のGDP
は、十月十六日発表だと聞いていますが、民間
エコノミストの予測ですと、一八％分ぐらいしか
戻らない、年率です。年率で二八％、四月・六月
でおこって、七月・九月では一八％しか戻らな
い、つまり、一〇％ぐらいおこったままという
状態が続いていて、GDP一〇％ですから五・五兆
円分ぐらいの経済が戻っていない状態なんです。
消費が六割だとすると、三兆兆円ぐらい戻って
いない。これは何とかしなきゃいけないんです。
これがまさに、中小企業が年を越せないとか、あ
るいは、派遣、パート、アルバイトの方なんかを
中心に仕事がないとかいうのが経済の実態として
あるわけですよ。きょうも朝、枝野代表がそうい
う質問をされました。

今、年を越せない、あるいは、これは会社だけ
じゃなくて、むしろそういう、特に低所得の方が
困っているわけですから、これについては、
我が党、立憲民主黨は、消費税を減税する、所得
税を減税する、あるいは所得の低い方に対して給

付措置を行う、こういったものをうまく組み合わせてやるべきではないかという提案をさせていただいておられますが、枝野代表の質問に対して、皆総理はこう答えているんですね。所得税免除については低所得者に効果が及ぼしません、消費税については財源が必要でと。つまり、この二つ、否定されています。

でも、残り一つありますね。低所得者向けの給付、これはせめてやるべきじゃないですか。我々は消費税減税と所得税減税と低所得者向けの給付、三つそろえてやるべきだと思いますが、せめて、年を越せないという方があるわけですから、七兆円も残っている予備費を使って、この低所得者向けの給付、やるべきじゃないですか、総理。

○管内閣総理大臣 先ほどのGDP下落の話ですけれども、世界と比較すると日本は下落率が低いということも、これは委員当然御承知の上だということふうに思います。また、十一月はまだ出てきませんので、そこについては答えを控えたいと思います。

それで、今委員からお話をいただきました中で、コロナが経済に与える影響、また内外の経済動向、そうしたことを注視しながら、この新型コロナウイルス感染症拡大防止を徹底して行って経済を回復させるのが基本であって、暮れを越せない、そうしたことがないように、全体を見ながら、やるべきことはちゅうちゅう行っている、ということだと思います。

○後藤(祐)委員 含みがある答弁だと思えます。やはり低所得者向けの給付と、あとは中小企業向けの持続化給付金そのものをもう一回やるということが含めて、ぜひこは、「二次補正」につなげていく面もあると思います。今検討中かもしれないんですが、まさに省経理のこの本、「政治家の覚悟」の表紙についている、「国民の「当たり前」を私が実現する」と書いてあるわけですよね。国民の当たり前前は、今言ったようなところで、それが実現しない人をして、どうしてくれるんだと。それを実現してください。ぜひよろしくお願ひしたいと

思います。

それでは、もう一つ国民の当たり前を実現してほしい話として、デジタル政策についてお伺いしたいと思います。

総理は、おとこの予算委員会でも、役所に行かずともあらゆる手続ができる、同時に、高齢者の方々も含めて誰でも使いやすいサービスになるように、丁寧に説明していきたいという答弁をされておられますが、そこで、手段としてはマイナパーカード、これでですね、これは私のマイナパーカードですが、マイナパーカードについて、今後二年半のうちにほぼ全国民に行き渡ることを目指して、来年三月から保険証とマイナパーカードの一体化を進めるといふようにこの所信表明演説でも書いてありますが、ぜひ、マイナパーカードは、もうここまでお金をかけてやった以上は生かした方がいいと思えますが、マイナパーカードを持っていて行政手続を進めるには、二つの暗証番号というのが必要で、この暗証番号を使える状態になっていくのか。そして、その暗証番号を使ってマイナパーカードというサイトに行くとログインをしないとできないんです。ログインをしたことがありますが、そして、今回行った保険証とマイナパーカード一体化ということは来年の三月からできるんですけれども、その申込みは今もできる状態になっていて、それもうさされていくのか、菅総理。

○管内閣総理大臣 カードは持っています。保険証適用は、まだ手続は行っていません。マイナパーカードにも申し込んでおられます。暗証番号は持っています。

○後藤(祐)委員 マイナパーカードを持っています。暗証番号は持っているけれども、マイナパーカードのログインはしていないということですね。うなずいていらつしやいますね。

そうなんです。難しいんです。マイナパーカード……(発音する者あり)いや、忙しいからとい

うお声がありましたけれども、国民だつて忙しいんです。これで行政手続ができるようにするには、忙しい国民が役所に行かなくていいようにするために、これができるようにするんだでしょう。忙しい人ができるようにするためなんだから、私も忙しいですけれども、やってきました、いろいろ。

このマイナパーカードのログインって、いや、何でこれを聞いているかというと、国民に難しいことをお願いするんですから、ぜひ総理、やってみていただいて、多くの方が、まず、どうやってこれを読み込むんですかというところからわからないうわけて、最近のスマホは、これをスマホにべたっとくっつけて読むことができますが、私も新しいスマホなのでやってみましたが、なかなかこれが読まない。御苦勞された方は多いんじゃないですか。なかなか、これがちゅうちゅうとずれていくと読まなかったりする。新しいスマホを持っている人、カードリーダーという二、三千円の機械を買って、それをパソコンにつなげて、やりますか、そんなこと。コスト悪過ぎなんですよ。

買ってきて、入れて、できることは、来年三月からもしかし健康保険証のかわりになるかもしれない。そのためにわざわざやらないです。ね。それがまさに、国民の当たり前どころに行っていないんです。だから総理に聞いたんです。何でマイナパーカードにログインしなかったんですかというのは、国民の絶意なんですよ。

もうちょっと簡単にできるようにしないと進まないと思います。いかがですか、総理。

○平井国務大臣 先生の御質問は、私も全く同じ問題意識を持っています。マイナパーカード等のユーザインターフェースは徹底的に改善しなきゃいけないというふうに思っています。

行政手続という前に、マイナパーカードというものが、やはり今、日本国内における最上位の身分証明書であるということに対する御理解と、ネット上で自分が自分であることを証明するとい

うことがいかに重要か。これからネット社会の安全、安心にもつながるという、先生とは一緒にずっと勉強させていただいたので、問題意識は共有していると私は思っています。ユーザインターフェースに関しては今後にも断に見直ししたいというふうに思います。

国民からの指摘、先生方の指摘も全部踏まえた上で、直せるものはすぐに直していく、それをやり続けるしかないというふうに今思っております。

○後藤(祐)委員 マイナパーでやることにちよつと限界があるんじゃないんですかね。

今、実は九月から、マイナパーカードにログインすると、マイナポイントですかね、マイナポイントにログインすると五千円もらえます、最大五千円もらえますという大キャンペーン中なんです。ところが、五千円もらいたくてつなぎたくても、つなぎ方がわからない、みんないらいらしているわけですよ。そもそも、このカードを持っている人が二〇%しか今いないわけですから。五千円もらえるのになかなか広まらない、やはり無理があるんですよ。

ちなみに、この政策に二千五百億円の税金をかけているわけですから、国民一人当たり二千円の参加料を払って、こういうのが上手な人だけが五千円もらえて、それ以外の人はもらえない、みんないらいらしている、これはまずいですよね。総理、これは平井大臣のことだからいいやって願をしないでください。

実は、さっき、ユーザインターフェースという難しい言葉で言いましたけれども、市町村レベルでいくとすごく進んでいて、例えば福岡市の粗大ごみの受け付けというのは、LINEで福岡市にお友達になってくださいとびつとやると、すぐ来て、それで、粗大ごみ、やってくださいという、LINEでばつばつと、御用は何ですかと向こうから聞いてくれて、これでいいという、会話するようにばつばつとでまっちゃうんですよ。

これは別に、いろいろな市町村でやっていて、文科省の給付金申請というの実は少しそれに近い形でやっていて、文科省は頑張っているし、道路のふくあいの見つけたら写真撮って送ってくださったと、LINEでとんとことんと投げ込むとやってくれたとか、罹災証明書も市川市はLINEでばつとできるというふうに、どんどん進んでいるんですね。

何も全部マイナンバーでやろうとすることは、むしろこうやって頑張っているところを閉塞しちゃうというので、これは、公明党からもそんな議論がちょっと前にあったと思いますけれども、でも、小さい町とか村とか、こういうのをつくれないわけですよ。ぜひ、最先端のこういう使いやすくてやっているとこのやつは、ほかの市町村がまねしたっていいじゃないですか。それをむしろ国は応援してあげる、そっちの方が先だと思うんですよ。

これをつなげられるようにするというのは、カードリーダーをむしろ安く支援するとかいうのをやったらいいと思いますけれども、むしろ、SNSなんかを使えばつばつばとできるよにすることの方が大事だと思えますけれども、いかがですか。

○平井国務大臣 私と同じように考えておられて、前回大臣だったときに、各自自治体の先進的な取組の情報共有をするための、自治体ピッチという、自治体が発表する、そしてそれがいいなと思った人が使えるようにするというのをスタートしました。四何ほど聞いたと思うんですけども、それで、ある自治体のアプリみたいなものがほかの自治体に広がったというケースもあるんですね。

さっき言ったように、民間のいろいろなものがうまく進んでいく、国のシステムだけではできないので、ユース・インテグレーションというのがあります。マイナンバーのAPIなんかも更にうまく使っていたら、いろいろな方がいろいろ

るなものを開発していただける、また、それを各自自治体が横に展開できるということを我々も支援をしていこうというふうに考えています。

これは、本当にすごい知恵を出していただける方々がたくさんいらっしゃって、私も、常にそういういろいろな御指摘を受けております。そういうものをできるだけ次の改善につなげていきたいと思っております。

○後藤（補）委員 極めて前向きな答弁、ありがとうございます。

総理、ぜひこれは、LINEで、やっていきますかね。あるいは、やっていく人のやつを見せていただくのもいいんですけど、すごい簡単なんですよ。ぜひ、ここにおられる議員の先生方も、ばつとやると、えっ、こんなに簡単なんだと、驚くほど簡単にできます。マイナンバーにつなげるまでの大変さともう比べ物になりません。デジタルの語というのは、小難しい話よりもそういうのを体感していただくことが大事なので、ぜひ総理、そこはやってみたいだけなんです。さうか、ね。それこそが「国民の「当たり前」」を私が実現する「デジタル政策だ」と思っていますので、立憲民主党としても提案したいと思っています。

次に、学術会議の話に行く前に、菅総理の人事権についての基本的な考え方を伺いたいと思っております。まさに総括的、俯瞰的に伺いたいと思っております。

今回の学術会議の話というのは、総理も私の配付資料にありますのでごらんいただけたら、学者に対して人事権を振るったわけですか、学者、安保法制に対して反対した学者ですとかを任命しなかったわけですか。

これは学者だけの話なのか。権力構造全体をもうちょっとまざまざと俯瞰的に捉えますと、国会議員、立法府です。安倍総理や菅総理に自民党の国会議員の中で磨きこくことのできる方、いさめることのできる方というのはどれだけおられるんでしょうか。村上先生とか石破先生とか、立派な先生方がここにいらっしゃいます。（発言する者あり）失

礼しました。いや、でも、私はすばらしいことだと思えます。中選挙区時代は、もっといさめる先生方が多かったと思うんですよ。これは選挙制度の問題もあるかもしれないが、なかなか与党の国会議員が、いさめると飛ばされちゃうかもしれない。だからこは言うのをやめておこうと、そんなくしちゃうわけですよ。

官僚については、おとといもさようもありましたけれども、例えばふるさと納税の局長ですね。ふるさと納税はちよつとやり過ぎにやないかと菅官房長官に対していさめた局長が、飛ばされちゃって戻ってこられませんでした。そして、NHKの担当課長の話もこの前ありました。この人は霞が関にやうに伝わるわけですよ。つまり、いさめたら飛ばされる。そうしたら、いさめないうすよね、官僚は。

その結果起きたことが何だと思えますか。アベノマスクですよ。アベノマスクは、安倍総理の側近の秘書官が、これを配れば国民は喜びますからといって、あれを専門家の方が見たら、ちよつとあれで大丈夫かと思つたと思えます。だけれども、総理官邸にいさめに行つたら飛ばされちゃうからやめておこうということで、いさめなかつたかもしれないですよ。

時の権力者は、いさめる方の御意見を謙虚に受けとめる。最終的にどうするかは決定権は総理と大臣にあるわけなんです。ですが、いさめたら飛ばされるとなつたら、誰もいさめませんよ。官僚は縮こまっていますよ。

検査。黒川検査長の話も、これは逆かもしれないが、総理を守る守護神の黒川さんが、ルールを変えてずつと残った。逆に言うと、時の権力に厳しい方は上に上がらなかつたというのが人事の裏返しとして潜在的にはあつたかもしれない。あるいは、マスコミに対して余り言うところあれば、もしも黒川さんが、厳しい記事を書き続けると官邸から情報をもたせなくなるかもしれない。これは常にあることかもしれないが、マスコミも似たところがある。

そして、学者ですよ。

これは総理にちよつと基本的なことを伺いたいと思えますが、いさめる人が人事で外されるといふ構造はまずいと思いませんか。これは、世界史上共通する、統治をしている人の持つていなきやいけない矜持だと思ふんですよ。そして、まさに「国民の「当たり前」」を私が実現する」とあるんですから、いさめる人が飛ばされるような総理官邸でいいと国民が思うわけじゃないですか。ぜひ、自信を持ってNHK担当課長を飛ばしたみたいなのを言っていますけれども、霞が関の官僚の方は特に安心して仕事ができないですよ。いさめる人を人事で飛ばすようなことはしないから、遠慮なくいさめてほしいと答弁していただきたいと思いますか。

○菅内閣総理大臣 私はいさめられる人間はいないんじゃないでしょうか。

いろいろな官僚の人たちがいろいろな提案を私のところに持ってきてくれてます。

ふるさと納税の話をよくされますけれども、ふるさと納税、私は、地方と都市、日本全体を考えたときにどうしても必要である、そういう判断で、総務大臣になつたとき、ふるさと納税をつくらせてもらったんです。そうしたら、地方の多くの市町村の方は喜んでいただいています。

私自身は……（発言する者あり）課題があるのは、これは当然だと思えます。それは一つずつ直していけばいいわけですから。

そういう中で、私は、ワンストップすべきだということだったんです。そうしたら、ワンストップをずつと反対をしてみました。でも、私はその方を局長までしていますよ。次官争い、そこだけですよ。

私は、それは客観的に、皆さんよく知つていてと思いますけれども、その人事は、私に逆らつたから外す、そういうことはなくて、やりたい、自分がやるべきことを説明して、「二回目で聞き直すけれども、三回目は自分の判断をさせていただく」ということです。

○後藤(祐)委員 みると納税の自治税務局長は、その後援はされて戻れなかったと思えますけれどもね。

更に言うと、さっきのNHKの担当課長の話は、午前中もありましたけれども、論議は、つまり記者を集めて懇談会をする場での担当課長が発言したということですが、その発言を、この「政治家の覚悟」によれば、知人の論議委員から菅総理は聞いたということなんです、これはそのとおりですか。つまり、大臣の、当時は総務大臣です、意向に沿わない行動をしていないか、官僚をマスコミを使って監視しているということですか、総理。

○菅内閣総理大臣 そんなことはしていません。私は大臣として、NHK改革が必要だということを出したのだから、NHKを方向性が出たんです。ですから、それに当然協力してもらいたいと思いました。

○後藤(祐)委員 いやいや、論議におけるこのNHK担当課長の発言を知人の論議委員から聞いたとこの本に書いてありますよ。それを否定するんですか。

○菅内閣総理大臣 それはそのとおりです。ただ、私が言ったのは、総理が、あ、総理じゃない、当時私は総務大臣でしたから、総務大臣がNHK改革をするという方針を出したことに對して、その論議の中で、NHKを担当する課長がそれに異議を唱えていたというんです。それは私のところに毎日来ているわけですから、それは私のところに毎日来ているわけですから、最終的にNHKの料金を下げましたよ、そうした方向性を打ち出したの、そこについては、私の前できちんと言うんだから別でしょうけれども、知らないところでやはりそれは言うべきじゃないと思いますよ。

よく政と官といろいろありますけれども、私は、やはり政治主導ということを通じて進めたいと思いますし、国会議論の中でも、政治主導でこの問を答えていきたいということを言っていますか

ら、そういう意味の中で、私は、NHKの課長はそういう形で担当者外しまして、結果的に、局長になって、事務次官クラスまでなりましたよ。それと、あると納税に反対した局長の話をしましたけれども、自治税務局長ですよ、委員から言われまして、もう最後の、次官になれるかどうかの争いだけれども、それは違う方を次官にしましたけれども、それは当然、総務大臣と相談をした中で次官にしていますから、そこは私は公平にやっているつもりだと思っています。

○後藤(祐)委員 論議委員から聞いたのは事実だと認めたように、いろいろなところに綱を張って、どこかで何か言ったら、もうその綱にひっかかって菅総理のところに着いて、(後藤)する者あり、いや、それはもう認めたようなものです。怖くてしゃべれないですよ。

この五つの方々以外にも人事権があるんです。総国民というか、そのほかの国民に対してもあるんですけれども、これは念のために、総理、お伺いしたいと思いますが、秋の叙勲、褒章の方々が発表されたばかりだけれども、念のためにお伺いしたいと思いますが、この叙勲や褒章を受けられる方の決定に当たって、通常、刑事事件を起こしていないかとか、ネガティブな事実的に行っているかと思うんですが、そういったチェックはあつていいと思うんですが、例えば時の政権の考え方に反対するような発言とか行動をしていないかとかといったようなチェックはまさかしてないでしょうか、総理。

○菅内閣総理大臣 それは当然していません。○後藤(祐)委員 先ほど文化功労者の話もありましたけれども、午前中、人事を使って権力に振り向かせる、そんなくさるというのをどういうトップの方でやっている、今言ったような疑いまで出てしまっているから、ぜひいさめを聞いていただきたいということを改めて申し上げたいと思います。

それでは、学術会議の話に行きたいと思えますけれども、午前中の達坂議員のやりとりの続きを

したいと思いますが、ちょっとここがわあとなつて聞かえにくかったところもあるんですが、法制局長官が、これは総理に聞きますから、ぜひ聞いておいてください、学術会議の推薦とおり任命しない場合のケースについて、自由、裁量的に、恣意的に拒否することはできないという答弁をしました。そして、昭和四十四年の法制局長官の答弁は、個人的、主観的に気に入らないからというものはできない、任命拒否はできないというのと趣旨的には同じことを申し上げたつもりです。という答弁もありました。

確認したいと思っています。総理、何らかの理由で主観的に政府当局の気に入らないというようなことで任命しないというのは違法ということでしょうか、総理。

○菅内閣総理大臣 これも何回も申し上げておりますけれども、日本学術会議法上の推薦に基づく委員の任命については、憲法第十五条第一項に基づけば、推薦された方々を必ずそのまゝ任命しなければならないということではない、こういう点について、内閣法制局の了解を得ています。了解を得た政府の一員としての考えであり、今回も、この任命の法律に、法に基づいてさせていたのだという事です。(後藤)「答えていないです、答えていないです」と呼ぶ。

○金田委員長 後藤一君、もう一度わかりやすく質問してください。

○後藤(祐)委員 午前中、法制局長官が答弁したことを、確認までに総理に聞いていますよ。法制局長官は、自由、裁量的に、恣意的に拒否することはできないと答弁しました。そして、昭和四十四年の法制局長官の答弁で、個人的、主観的に気に入らないからというものはできないということと基本的に同じことを申し上げたと答弁しました。そこで確認しているんです。主観的に政府当局の気に入らないという理由で任命しないということは違法だということでしょうか、総理。

○金田委員長 内閣総理大臣菅義偉君。(発言する者あり)

官房長官。(後藤)「委員、」回った。今言いましたよ、もう指名しましたよ」と呼ぶ。もと、官房長官加藤勝信君。

○加藤国務大臣 まず、先ほど総理が答弁させていたように、日本学術会議法の規定に沿って、任命権者として会議の目的、職務に照らして判断したもので、そもそも恣意的な任命ではないところでありませう。

また、先ほど、私も、部法制局長官の答弁はちょっと聞き取れないところはありましたけれども、これまでの法制局長官の答弁も含めて、恣意的な任命、これは適当ではないという判断があるというところは十分承知をしております。

○後藤(祐)委員 恣意的という言葉はすごく恣意的なので、主観的に政府当局の気に入らないという任命しないというのは違法ということではないですか。これは昭和四十四年の言い方ですか。(発言する者あり)

○近藤政府特別補佐人 委員長の御指名に従って、先ほど申しましたとおり、先ほどの、高辻内閣法制局長官の昭和四十四年の七月二十四日の答弁を念頭に置いて、奥野委員の御質問に答えて恣意的という言葉を使いましたけれども、基本的に、はそこで、御指摘を受けております、主観的に政府当局の気に入らないということ任命しないのは違法であるという部分を基本的にはなぞったという事で、同趣旨、違法ということで、同じ趣旨のことを申し上げたということでございます。

○後藤(祐)委員 なぞったじゃなくて、違法という事でいいですか。はつきり言ってください。○金田委員長 わかりやすく言ってください。○近藤政府特別補佐人 それは、その条文に反した任命をしているということですから、そういう意味で、その条文の規定に反した任命をしているということですから、違法という言い方を余り人

第一類第十四号 予算委員會議決第三号 令

文がうそだったとか、そういうった、およそその人を任命しちゃいけないような、誰が見たっていけないようなことが起きちゃったようなごく例外

ですけれども、学会会誌の場合には、あくまでも行政機関……（発刊する者あり）
○金田奎眞氏 静粛に。

んです。しかも、総理、ちよつと聞いてください、総理のおっしゃる多様性についても、性別、年齢、地域、所屬等の観点におけるバランスに配

感じ多様性を高めることも、組織全体としての柔軟性や普遍性を高める上で重要であると書いているんですよ。

そういう一般論はぜひ議論したいいいじゃないですか。

提案します。まず、学術会議にこの六人をもう一回推薦していただいて、総理は任命していただいて、その上で、今言ったような多様性ですとか学術会議の基本的なあり方ですとか、任命のあり方でもいろいろいいかもしれない、一般論としてその後議論したらどうですか、総理。建設的です、その方が。

○菅内閣総理大臣 今、後藤委員が言われた中で、その続きとして、例えば会員の皆さんから、いまだに例えば民間出身者や若手が少なく、出身や大学にも大きな偏り方が見られることや、会員の選挙方式が閉鎖的、既得権のようなものになっていると言われている状況にある、こういう問題があるということも指摘しています。ですから……（発言する者あり）

○金田委員長 静粛にしてください。

○菅内閣総理大臣 ですから、私自身、このような状況の中で、前例をもとに判断していいかどうか迷ったんです。そして、本格的な形として九十人にとせていただいたということです。

○後藤（社）委員 これだけ大議論になったんですから、多様性ですとかそういう議論をした方がいいと思います。ですが、法律に基づいてやってください。殺人事件とかを犯しているのではありません、まず推薦をしていただいて、任命して、今の議論をぜひしていただくことをお願い申し上げて、終わります。

ありがとうございます。

○金田委員長 この際、辻元清美君から関連質疑の申出があります。江田君の持ち時間の範囲内でこれを許します。辻元清美君。

○辻元委員 立憲民主党の辻元清美です。

総理、まず最初に、今、アメリカの大統領選挙、開票が進んでおります。

一つお伺いしたいんです。

私、このアメリカの大統領選挙を見ておりまして、社会の分断、これは非常に懸念されると思いましたが、トランプ大統領になってから、フェイクニュースだ、フェイクニュースでないとこの応酬とか、更にこの大統領選挙がアメリカ社会の亀裂、分断を深刻化していくんじゃないかという懸念を持ちながらこの大統領選挙を見ておりました。

そういう懸念について、総理はどのようにこの大統領選挙を、ごらんになっていただいでしょうか。いかがですか。

○菅内閣総理大臣 日本と比較をすると、歴史的にもいろんな民族の方が集まって国をつくっているわけでありまして、そういう中で、今度のこの選挙戦、その分断だとか、そうしたことも含めて私は見ていました。

○辻元委員 いずれにしても、どちらかの方が大統領に選ばれます。

この後、総理は新しい大統領とどのように向き合いたいですか。

○菅内閣総理大臣 日米同盟は日本の外交のまさに基本でありますから、そういうことのもとに、次の大統領としっかりとつき合っていきたい、こういうふうに思います。

○辻元委員 今、社会の分断ということを中心上げました。私は、アメリカだけの話じゃないんじゃないかと思うんです。

この予算委員会でも、私、歴代十人ぐらいの総理大臣と議論させていただいてまいりましたけれども、総理が官房長官を務められた安倍政権、私はやじを飛ばされたりもしました。しかし、非常にこれはゆゆしき事だと思つたのは、野党攻撃もひどかったんです。民主党政権は悪夢の時代だったとか。国民に向かっても、こんな人たちが負けるわけにはいかない。総理大臣みずからが対立をおおるような発言をされたんじゃないかと非常に懸念しておりました。

私が伴っている大阪でも、つい先日、五年間で

二回も住民投票を、あえて申し上げなければいけません、住民から望んだのではなく、一部の政党によって、まあ、しかけられたような形だったと思いますよ。署名を集めて住民投票したわけじゃないわけですから。これは日本でも、このトランプ政権で起こったような分断、私は、安倍政権でも社会の分断が進んだんじゃないか。

大阪では住民投票があつて、私は大阪を協同の時代に新たに持っていきたいと思っておりますから、大阪で頑張りたいと思っております。私は、やはり、菅総理になられたわけですから、安倍総理のように、対立をおおるような発言は慎んでいただきたいし、野党を攻撃したりして自分たちが政権を維持していこうとか。

それから、フェイクニュース。例えば日本学術会議の案件についても、自民党の議員が、フェイクニュースではないかと指摘されているようなことをネット上で流布するというところで起こっているんですよ。何か学術会議のこと、あたかも学術会議をみんなで問題にしているかみたいな、改革というよりもむしろ何か対立をおおるような、そういう風潮があるんですよ。そういうことは真ん中でいただきたい。

総理大臣としてまず約束していただきたいと思えますけれども、対立や分断をおおらないということ、そして、そういう姿勢で国会審議や政治をやっていただきたい。そして、日本学術会議のこと、もう、そういう対立をおおるような発言が御党の議員の中からあつたら、しっかりとそれは見過ごさずにご注意をしていく。まず約束してください。いかがですか。

○菅内閣総理大臣 対立と分断というのはよくないと思えますけれども、しかし、お互いに切磋琢磨して政策を主張し合うことは、これはいいことじゃないでしょうか。お互いに国民のために政策を提案し、そこについてかんかんがくがく議論を行っていくということは、私はいいと思います。

開いてみたいと思うことがあつたので、かつての総理が持論とされてきたこと、これをちよつと最初にお聞きしたいと思います。

私、総理と同じ意見なんです。世襲制限なんですよ。

総理は、もうあちこちで、ビラまでまいてるんですよ。世襲制限しなきゃいけない。そしてインタビュー、それから、さまざまところで原稿も書いていらつしやいます。世襲制限の断行が日本の未来を開く。世襲を許せば自民党は死ぬ。その中でどういふことをおっしゃっているかといひますと、世襲にしたら出たい人が出られない、それって国民目線から見ても変でしょう、世襲制限をして世代交代を図る、そんな当たり前のことをやらないと自民党に未来はない。

今も同じお考えですか。

○菅内閣総理大臣 まさに、私は地方から出てきて、何もなしとところで国会議員の秘書をさせていたで、ゼロからスタートしています。

私は、小選挙区世代、初めての選挙で当選をさせていただきました。そういう中で、当時、私も自民党は世襲の方が圧倒的に多かったんです。たしか六、七割、五割を超えていたと思います。が、そういう中で、私自身は、世襲は制限すべきだ、世襲制限ということ、制限をして、必ず、世襲の方が小選挙区から出る場合でも、その場で投票して出る。予備投票というふうな、党員投票みたいな形で出すとか、そういう方策を実はつくって、今日まで自民党は来ていると思っております。

○辻元委員 総理、自民党の世襲の方はそのころから減っております。総理も四割とおっしゃっていて、今も約四割いらつしやるんです。お、人お一人が、私は、立派な方とたくさんいらつしやいます。しかし一方、えらいこの人ばはんちやうかと思う人もいます。大田も、二十人、大臣いてはるんですけれども、十二名が世襲の方なんです。

総理、こういう提案をされています。具体的

に、二親等以内の親族を公認しないことを考えている、本に出たければ選挙区から出ればよい。

総理も、お父さんが町会議員をされてましたね。そして、四期当選されて、副議長をされたお父さんも、地方の政治家でいらつしやいました。これは事実ですか。

○菅内閣総理大臣 それは事実です。

○辻元委員 しかし、総理は、選挙選挙区からみずから実践して出ていらつしやるわけですよ。秋田で、副議長も務められて、お父さんが町会議員をやっていたところ以外のもので、非常に苦労もされたと思いますけれども、総理みずから、選挙選挙区で出た方が、世襲の方、非常にいろいろなことを親から学んで、いい面も持っている、しかし、やはり違うところで一から苦労してこそ、更に磨きがかかったいい議員になるんじゃないかとおっしゃっているわけですよ。

総理は、この世襲問題は自民党のタブーなんです、そこに私は切り込んだ、何も幹事長にならないうとできないわけではない、麻生総理のときに官邸に乗り込んでいたりしているんじゃないですか。

幹事長どころか、総理・総裁になったんですから、私は、やはり多過ぎると思いますよ。大伴、総理大臣候補もみんな世襲の方なんです。ずっと総理大臣の子供はみんな来てはるんですよ。

麻生大臣、麻生大臣はまだまだ煩張れると思えますけれども、御勇退されたら、お子さん、息子さんを出したいですか。いかがですか。

○麻生閣僚大臣 予定外の通告で、通告を受けていないですね、この質問はね。この質問は、あらかじめ事前通告はありませんでしたね。(辻元委員「通告は必要ない」と呼ぶ。必要あるかないか、私が決めますから。(辻元委員「いかがですか」と呼ぶ。)

御質問の内容をもう一回おつて下さい。後継ぎをさせるかどうかという意味ですか。(辻元委員「はい。どう思いますか」と呼ぶ。まだ引返す

ることを考えていないから。

○辻元委員 自民党には、例えば、一時、大正時代から議席を我が一族でいたしておりましてとおつしやうて批判を浴びた方、まだ今もいらつしやるんですけれども、でも、私は、その人が悪いと云うんじゃないんですよ。大正時代からだと百年ですよ。この中にいらつしやいますね、大正時代から先祖代々じゃないけれども。

なぜこういうことを言うかという、貴総理はこゝもおつしやうていらつしやるんですね。国民が厳しい生活をしているときに自分たちは何もしなくていいのか、だから世襲制限が必要なんだ。

今、コロナのときでしよう。言ってみれば、店が潰れたりとか、パートで仕事が出来なくなつて、子供を抱えて、本当に苦しんでいるシングルマザーの方とかいらつしやるんですよ。

私は、やはりこういうときだからこそ、あれだけ世襲制限とおつしやうてきたんですから、ちよつとはやってみようか、検討するぞ、自民党、それくらいおつしやうたらどうですか。総理、いかがですか。

ドラマもまいていらつしやいますよ、横濱で。だって、前例の打破とか、縦割り、前例主義、既得権益の打破、おつしやうていらつしやうていないですか。政治に新規参入者を招き入れる、これはとても大事なことです。遅いんですか。たまたま上げでしよう。本場の改革者になりたいんだって、いかがですか、少しはやってみたらどうですか。どうですか、総理。

○菅内閣総理大臣 まさに、多様性というものが必要であるというふうに思っています。そういう中で、自民党、今、女性の議員が非常に少ないです、から、そうしたものに対応しようとか、世襲について、先ほど申し上げましたけれども、世襲だからという形で公認しない、その、出馬する選挙区で党員投票をやった決まようとか、そういういろんなルールをつくっています。

○辻元委員 それについても批判しているんですよ。公衆で選べないといふいろいろ言っているけ

れども、おやじの後を受けて、息子や党員、党友の姿勢にはどうしても前任者の色にじみ出る、世襲の該当者がいる選挙区では厳正な公算は難しくなると言っているんじゃないですか。

ですから、私は、申し上げていくのは、やはり、たたき上げ、そして、前例主義、既得権益の打破と言ったたら、日本学術会議の人事の六人を飛ばすとか、そんなことをするんじゃないかと、みずからの政治のありようを改革する。今の答弁だと、結局、たたき上げ総理でも、自民党の政権である限り、総理大臣のたらい回しでは何も変わらないということじゃないですか。私はそう思います。

さて、そんな中で、学術会議の問題。総理にお聞きしたいと思いますが、事実関係です。私は、そこの方がやられてほしいですよ。学術会議の人、何の基準がわからないのに六人を任命拒否するよりも。

おととい、こういう答弁があります。百五名のものとどの名簿は見えていないということは事実です。総理、江田議員にお答えになりました。そのとおりですか、総理。

○菅内閣総理大臣 見ておりません。

○辻元委員 そうすると、九十九人の名簿、決裁、判こ押しているんですよ。このときに、いや、六名はよつと今回は任命できないという話は聞きましたか。

○菅内閣総理大臣 もともとこの……(辻元委員「いや、聞いたか聞いていないかだけだから」と呼ぶ)それは聞いていません。九十九人の名簿が出てきて、そこで印鑑を押して、参考資料としてつけてきましたけれども、見ていません。(辻元委員「じゃ、見ていなかった」と呼ぶ)はい。

○辻元委員 それでは、この六名が任命から外されたというのはいつ知ったんですか。その後ですか。これは総理しかわからないよ、総理の記憶だから。

○菅内閣総理大臣 ちよつとお待ちください。ちよつと、具体的に申し上げます。(辻元委員

思い出してください。これ、判こついたでしよう」と呼ぶ)ついた、ちよつと……(辻元委員「ちよつと待つて。じゃ、時計とめてもらう。じゃ、総理、時計とめろと指示してください」と呼ぶ)いや、私、総理大臣になってから正式に任命しますで、その日にちだけちよつと確認……(辻元委員「いや、日にちはいいいです。六名を、ちよつと委員長」と呼ぶ)

○金田委員 わかりやすく説明してください、辻元清英君。

○辻元委員 これを決裁したときに六人が外されていることは知らなかったとおつしやうたので、では、その後、六人の人が実は外されていたんだということを知ったのはこの決裁の後のいつごろですかと聞いています。

○菅内閣総理大臣 八月三十一日、学術会議の推薦を受けて、具体的な対応について相談を受けたわけで、具体的な相談を受けたのは総理大臣になった後です。九月十六日、私、内閣総理大臣に就任しましたので。その後、それを受けて、私が、懸念や任命の考え方を官房長官や副官を通じて内閣府に伝えて、最終的に九十九名を任命する決裁を行ったということです。

○辻元委員 ですから、もう一回言いますよ。この六名の、加藤陽子さん以下六名の名前が出ました。これは、じゃ、こんな人たちが任命されているなかったという話はニュースで知ったんですか、新聞とか。いかがですか。

ちよつと、関係ないでしよう。もう全然関係、何で。総理の記憶をお聞きしているんですよ。

○菅内閣総理大臣 まず、八月三十一日に学術会議から総理大臣宛てに百五名の推薦名簿が提出され、担当の内閣府からその内容の報告を受けて、私が官房長官時代から持っていた懸念というものを伝えました。こうした懸念点や任命の考え方を官房長官を通じて内閣府に伝えて、九月二十四日に内閣府が九十九名を任命する旨の決裁を起案して、九月二十八日ですね、決裁を行ったのは。

○辻元委員 そうすると、総理は、懸念は伝え

と。しかし、具体的に、こういう六名の方がこう
 いう理由で任命から外されたという
 説明は受けていないことですね、具体的に
 名前を入れて。
 ○金田委員長 菅内閣総理大臣。

○菅内閣総理大臣 先ほども申し上げましたよう
 に、懸念や任命の考え方を官房長官や副長官を通
 じて内閣府に、それに基づいて九月二十四日に内
 閣府が九十九名を任命する旨の決議を起案して、
 九月二十八日に私のところに決議が回ってきて、
 決裁を行ったということです。

○辻元委員 それね、今同じ答弁をされているん
 です。それから、これだけ騒ぎになっている六名の方
 の名前ですね、加藤さんとか宇野さんとか、具
 体的に、こういう人が外れていたんだと総理が名
 前も認識したのは決裁の後ですか。
 ○菅内閣総理大臣 決裁をする前に、九十九人に
 するという話は報告を受けています。

○辻元委員 ですから、百五名出されていて、六
 人のこの人が外されたんだということを総理
 が名前も含めて自覚したのはいつかと。決裁し
 ちゃったけれども、その後大騒ぎになりました
 よ。それで、ああ、こういう六人が外されてい
 のかと、そのときにお知りになったということ
 ですね。
 ○金田委員長 具体的事実だから、しっかり答え
 てもらいます。

○菅内閣総理大臣 私が九十九名のその決裁をす
 る前です。決裁を、九十九人から上がったその
 前に、こういう形で上げますからという形です。
 ○辻元委員 決裁を、判を押す前に、こんな六
 名の人が外されたということを知っていたとい
 うことですか。
 ○菅内閣総理大臣 そういうことです。

○辻元委員 それでは、その六名の方が外された
 という説明は誰から受けましたか。

○菅内閣総理大臣 まず、私は、八月三十日、日
 に……(辻元委員)いや、それはいいんだって
 と呼ぶ。いや、ちょっと経緯がありますから。
 八月三十一日に学術会議から総理大臣宛てに百
 五名の推薦名簿を提出され、担当の内閣府からそ
 の内容の報告を受けて、私、官房長官時代から
 持っていた懸念を伝えました。そして、こう
 した懸念や任命の考え方を官房長官や副長官を通
 じて内閣府に伝えて、最終的には、九月二十四日
 に内閣府が九十九名を任命する旨の決議を起案し
 て、二十八日に私が最終的な決裁を行った。二十
 四日にこの九十九名が任命が上ってくる前に聞
 いています。

○菅内閣総理大臣 多分、杉田副長官だと思いま
 す。これはいろいろの方が来ていましたので。内
 閣府からも来ていましたから。
 ○辻元委員 そうしますと、そのとき初めて総理
 は六名が任命されていなかったということを知っ
 た、杉田官房副長官から聞いたと。
 じゃ、六名を任命しないと決めたのは誰です
 か。

○菅内閣総理大臣 それは、最終決裁者は私です
 から。
 ○辻元委員 ということは、杉田官房長官がこの
 六名は任命しない方がいいですよと持ってきて、
 そこで話し合っていて、じゃ、この人はこうだね、こ
 の人はこうだね、じゃ、この六名は外れて九十九
 名にしておこうと相談したんですか。
 ○菅内閣総理大臣 先ほど申し上げましたけれど
 も、私、八月三十日に百五名の推薦名簿が提出
 されたときに、官房長官時代からの私の懸念を内
 閣府に伝えました。(辻元委員)だから、六名
 について「と呼ぶ」その中で、最終的に上がつて
 くる段階で聞いたのは杉田副長官です。

○辻元委員 じゃ、杉田副長官が六名を提示した
 ということじゃないですか。ということでは、杉田
 副長官がこの六名を外した方がいいという判断を
 されて提示しているわけですから、杉田官房副長
 官に、どういう理由で外そうとしたのか、ここに
 来ていただいて御説明いただく必要があるの
 で、私たちは参考人として来てくださると言っている
 わけです。

○菅内閣総理大臣 今度こそ呼んでくださいよ、杉田さん
 を。いかがですか、委員長。委員長に言っている
 んですよ、今は。
 ○金田委員長 理事会で協議をさせていたくださ
 います。

○辻元委員 それで、この間、総理は、加藤陽子
 さんだけ御存じだったとお答えになりましたね。
 どういうように御存じだったんですか、加藤陽子
 さん。
 ○菅内閣総理大臣 これは最終任命権者が私です
 から、最終的には私が決めているということ
 ですね。これは当然のことですけれども。(辻元委員
 「加藤陽子さん」と呼ぶ)
 加藤陽子さんについては、当日、あそこに名簿
 が出ていましたよね。この委員会でも配られて
 います。私は新聞とかそういうことで知っていま
 した。

○辻元委員 どういう判断基準で判断されたの
 か。
 総理は六人のうち加藤陽子さんは御存じだっ
 たということですか。加藤陽子さんについて、
 ちよつと、私は女性の歴史学者として本心に尊敬
 している方なんです。それで、本心から、
 「それでも、日本人は『戦争』を避けた、物すご
 く売れていますよ。なぜこの人が外されたのか
 と、すごいショックだったんです。
 総理、御存じですか。加藤陽子さんの例でいき
 ますと、小泉政権から菅政権までの十七年間、歴
 代内閣の政府の委員会や懇談会、例えば内閣府独
 立行政法人評価委員会など八つの委員を務めてこ
 られました。安倍政権、菅官房長官のときも、内
 閣府公文書管理委員会の委員に、内閣府の、官房
 長官が任命しているんですよ。そして、菅内閣、
 今も加藤陽子さんは、国立公文書館の機能・施設
 の在り方等に関する調査検討会議委員を務めてい

ただいてるわけですよ。
 こういう加藤さんが、ずっと政府が世話になっ
 てきて、その業績を評価して政府の委員に任命し
 ていたという事実が総理は御存じでしたか、加藤
 さんについて。いかがですか、総理の認識。い
 や、総理が知っていたかどうかですか。総理、
 どうぞ。

○菅内閣総理大臣 内閣でお願ひしているとい
 うことを私は承知していませんでした。
 ○辻元委員 こういうことも承知せずに、じゃ、
 杉田さんから言われて、外しておこう、外してお
 こうと外したんですか。
 加藤さんのケースでもそうですけれども、政府
 の委員というのは、政府がこの人はやめておこう
 と思つたらやめられるわけで、そして、推薦がな
 くて、政府の一存で決められるわけですよ。
 ハードル低いんですよ。そつちでは今もお世話に
 なつて、政府がその見識や学識を頼つて、そして
 今も委員を務めていただいている、政府の。とこ
 ろが一方、独立性が高い日本学術会議の推薦の方
 は外してしまふ。

同じ人物を、一方で政府が力をかけて、一方
 では拒否。任命拒否の根拠は破綻していると思
 いませんか。総理、いかがですか。いかがですか。
 ○菅内閣総理大臣 個人個人の任命の理由につ
 いては、政府の機関に所属する公務員の任命であり、
 通常の公務員の任命と同様に、その理由について
 は、人事にかかわることですから、控えたいと思
 います。

○辻元委員 この新しい国立公文書館をつくる
 というのは、上川大臣が議連の会長で、私も一緒に
 やらせていただいていますけれども、非常に見識
 の高い歴史学者として、私どもは加藤先生を始め
 歴史学者の方のお力をかりていまして、わか
 りますか。
 今まで、加藤氏のような歴史学者の、例えば、
 学術会議の答申によって国文学研究資料館が設立
 されています。
 今、国立公文書館、ありますね、これを新しく

たいているわけですよ。
 こういう加藤さんが、ずっと政府が世話になっ
 てきて、その業績を評価して政府の委員に任命し
 ていたという事実が総理は御存じでしたか、加藤
 さんについて。いかがですか、総理の認識。い
 や、総理が知っていたかどうかですか。総理、
 どうぞ。

しようとしてゐるわけですよ。これについても、学術会議の公文書散逸に向けてという動向がもと

になつて日本は初めて国立公文書館をつくつたんですよ。諸外国はあつたんですよ。日本はおくれて

いたんですよ。学術会議がそれに動向を出して、よし、やろうということ、国際基準に合ったものをつくろうとなつたわけですよ。

○菅内閣総理大臣 そうですね。総理、御存じでしたか。総理、

菅内閣総理大臣 そうですね。総理、御存じでしたか。総理、

菅内閣総理大臣 そうですね。総理、御存じでしたか。総理、

菅内閣総理大臣 そうですね。総理、御存じでしたか。総理、

菅内閣総理大臣 そうですね。総理、御存じでしたか。総理、

菅内閣総理大臣 そうですね。総理、御存じでしたか。総理、

菅内閣総理大臣 そうですね。総理、御存じでしたか。総理、

菅内閣総理大臣 そうですね。総理、御存じでしたか。総理、

菅内閣総理大臣 そうですね。総理、御存じでしたか。総理、

菅内閣総理大臣 そうですね。総理、御存じでしたか。総理、

菅内閣総理大臣 そうですね。総理、御存じでしたか。総理、

人しか答へられなかった。覚えてますね。覚えてるよ。

それで、合意という学者が少な過ぎると私が指摘すると、数じゃないと回つたんですよ。私は、この総理の姿勢が、そのものが、多くの学者や専門家が問題点を指摘しても、数じゃないんだ、政権は止しんだと。まるでこのときの総理の御答弁が、もともと学者の意見、そして学問を軽視してきた、そういうことをあらわしているんじゃないかと思ひます。いかがですか。数じゃないんですか、いかがですか。

菅内閣総理大臣 国会運営も、数でなくて、野党の皆さんの考え方もあるから私どもは進めているんじゃないでしょうか。

菅内閣総理大臣 国会運営も、数でなくて、野党の皆さんの考え方もあるから私どもは進めているんじゃないでしょうか。

菅内閣総理大臣 国会運営も、数でなくて、野党の皆さんの考え方もあるから私どもは進めているんじゃないでしょうか。

菅内閣総理大臣 国会運営も、数でなくて、野党の皆さんの考え方もあるから私どもは進めているんじゃないでしょうか。

菅内閣総理大臣 国会運営も、数でなくて、野党の皆さんの考え方もあるから私どもは進めているんじゃないでしょうか。

菅内閣総理大臣 国会運営も、数でなくて、野党の皆さんの考え方もあるから私どもは進めているんじゃないでしょうか。

菅内閣総理大臣 国会運営も、数でなくて、野党の皆さんの考え方もあるから私どもは進めているんじゃないでしょうか。

菅内閣総理大臣 国会運営も、数でなくて、野党の皆さんの考え方もあるから私どもは進めているんじゃないでしょうか。

菅内閣総理大臣 国会運営も、数でなくて、野党の皆さんの考え方もあるから私どもは進めているんじゃないでしょうか。

菅内閣総理大臣 国会運営も、数でなくて、野党の皆さんの考え方もあるから私どもは進めているんじゃないでしょうか。

菅内閣総理大臣 国会運営も、数でなくて、野党の皆さんの考え方もあるから私どもは進めているんじゃないでしょうか。

菅内閣総理大臣 国会運営も、数でなくて、野党の皆さんの考え方もあるから私どもは進めているんじゃないでしょうか。

に閣議決定をしたあたりからおかしくなつちやうに思ひます。

総理、権力には縛る必要はない。線がある。私は、総理と当選同期です。そして、自民党政権でした。自民党の先陣で、中曽根元総理もいらつしたんですよ。多くの自民党の先陣から学びましたよ。縛る必要はない。線がある。

菅内閣総理大臣 そうですね。総理、御存じでしたか。総理、

菅内閣総理大臣 そうですね。総理、御存じでしたか。総理、

菅内閣総理大臣 そうですね。総理、御存じでしたか。総理、

菅内閣総理大臣 そうですね。総理、御存じでしたか。総理、

菅内閣総理大臣 そうですね。総理、御存じでしたか。総理、

菅内閣総理大臣 そうですね。総理、御存じでしたか。総理、

菅内閣総理大臣 そうですね。総理、御存じでしたか。総理、

菅内閣総理大臣 そうですね。総理、御存じでしたか。総理、

菅内閣総理大臣 そうですね。総理、御存じでしたか。総理、

菅内閣総理大臣 そうですね。総理、御存じでしたか。総理、

菅内閣総理大臣 そうですね。総理、御存じでしたか。総理、

菅内閣総理大臣 そうですね。総理、御存じでしたか。総理、

河野さん、いいよ、もう」と呼ぶ。

菅内閣総理大臣 そうですね。総理、御存じでしたか。総理、

菅内閣総理大臣 そうですね。総理、御存じでしたか。総理、

菅内閣総理大臣 そうですね。総理、御存じでしたか。総理、

菅内閣総理大臣 そうですね。総理、御存じでしたか。総理、

菅内閣総理大臣 そうですね。総理、御存じでしたか。総理、

菅内閣総理大臣 そうですね。総理、御存じでしたか。総理、

菅内閣総理大臣 そうですね。総理、御存じでしたか。総理、

菅内閣総理大臣 そうですね。総理、御存じでしたか。総理、

菅内閣総理大臣 そうですね。総理、御存じでしたか。総理、

菅内閣総理大臣 そうですね。総理、御存じでしたか。総理、

菅内閣総理大臣 そうですね。総理、御存じでしたか。総理、

菅内閣総理大臣 そうですね。総理、御存じでしたか。総理、

菅内閣総理大臣 そうですね。総理、御存じでしたか。総理、

した。しかし、総理のこの説明に対して、どの世論調査でも、国民の六割から七割が説明不足と答えております。理由も示さずに特定の人の任命を拒否する、政府が自分たちに都合の悪い異論を排斥しているのではないか、ここに国民の不安と批判が集まっております。

日本学術会議は、人文・社会科学、生命科学、理学・工学など日本の科学者を代表する機関であり、その活動が総合的、俯瞰的活動となることが望ましいことは当然のことです。総理に言われなくても、学術会議自身がその重要性を繰り返し表明しています。

問題は、総合的、俯瞰的活動を確保ということが六名の任命拒否の理由になり得るかということです。

総理に伺います。

私は、十月二十九日の本会議の代表質問で、六名を任命すると、学術会議の総合的、俯瞰的活動に支障を来すという認識なのかと聞きました。総理からは答弁がありませんでした。私は非常にシゾルなことを聞きました。支障を来すという認識なのか、イエスカノーが、端的にお答えください、総理。

○青内閣総理大臣 極めて大事なことです。から、イエスカノーで答えられないと思います。私は説明をさせていただきたいと思っております。

年間十億円の予算を使って活動している政府の機関であり、任命された会員は公務員になります。その前提で、社会的課題に対して提言などを行うために、専門分野の枠にとらわれない広い視野に立つてバランスのとれた活動を確保するために必要な判断を行ったものです。

さらに、今回の個々人の任命の判断とは直結しませんけれども、私は学術会議自体に官房長官時代からさまざまな懸念を持っていました。

かねて多様な会員を選出すべきと言われてながら、現状は出身や大学に大きな偏りがある、民間人や四十九歳以下の若手はわずか三割です。大学を見てみると、七つの旧帝国大学が四五割を

占めています。百七十二ある国立大学、公立大学、一七割です。六百十五ある私立大学は二四割です。産業界、民間の人が二割で、そして四十九歳以下の若手は三割。

さらに、会員の選考というのは、全国に九十万人いる研究者のうち、約二百人の会員、また一千人の連絡会員とのつながりのある方に限られた方々の中から選ばれており、閉鎖的、既得権のようになっていると言われても仕方がないと思います。〔発言する者あり〕

○金田委員長 答えをまとめてください。まとめ、簡潔にお願いします。

○青内閣総理大臣 こうした中で推薦された方々がそのまま任命されてきた前例踏襲をやめて、総合的な判断として九十九人を任命することを判断をさせていただいたということでありました。

○志位委員 今、長々とお答えになりましたが、私の聞いたことに全く答えておりません。

その中で、最後総理が言われた閉鎖的で既得権益、これはひどい答弁だと思えます。会員、連絡会員とながりのある限られた中から選ばれていと言いますが、事実上反します。新会員の選考というのは、会員、連絡会員の推薦だけでなく、協力学術研究団体からの情報提供をもとに選考委員会が選考している。既得権益と言いますけれども、十億円ということも言うけれども、会員の給与はゼロです。それから、みずからの研究や教育の時間を削って、科学の成果を社会に還元しようという使命感で頑張っておられる。そういう科学者に対して、余りに敬意を欠いた失礼な発言だと思えます。

そして、あなたがあれこれ言ったことは、何よりも六名の任命拒否の理由に全くなっていない。別の問題のすりかえです。

私が聞いたのは一つ。答えてください。六名を任命すると、学術会議の総合的、俯瞰的活動に支障を来すのかどうか、これを聞いています。

これが答えられないんですか。

○青内閣総理大臣 個々人の任命の理由について

は、政府の機関に所属する公務員の任命であり、通常の公務員の任命と同様に、その理由については、人事に関するものであり、お答えは差し控えたいと思います。

○志位委員 個々人の任命の理由について聞いてるんじゃない。六名を任命したら支障が出るのかと聞いた。それに対して答えられない。つまり、総合的、俯瞰的活動を確保というのは任命拒否の理由になり得ないということでありました。更に聞きます。

総理は、総合的、俯瞰的活動では説明がつかなくないと、とにかく、学術会議の構成について、一部の大学に偏っている、私立大学が少ない、民間、若手が少ないなど非難を始めた。バランス、多様性が大事だ、これも言い出しました。しかし、言えは言うほど支離滅裂になっております。

私は、本会議の代表質問で、若手が少ないと言いながら、なぜ五十年前半の研究者の任命を拒否したのか、一部の大学に偏っていると言いながら、なぜその大学からただ一人だけという研究者の任命を拒否したのか、多様性が大事と言いながら、なぜ比重の増加が求められている女性研究者の任命を拒否したのかをたてました。

総理の答弁は、個々人の任命の理由について、人事に関するもので、答弁を控えるの一点張りでした。

しかし、私は、個々人の任命拒否の理由を聞いてたんじゃありません。総理が、多様性が大事等を念頭に判断したと言いながら、判断の結果がことごとく矛盾しているんじゃないですか、こう聞いてみませんか。

これは、総理、矛盾しているという認識はないんですか。お答えください。

○青内閣総理大臣 先ほど申し上げましたけれども、特定の大学に偏っているんじゃないでしょうか。さらに、新しい会員を選ぶについて、九十万人も研究員がいる中であって、連携会員二千人と約二百人の会員と何らかのつながりを持っていない

れば会員になれないということも、これは事実じゃないですか。

ことしの会員を見てみると、連携会員から上がつた人が七割で、会員、連携会員の推薦者が残りを占めているんじゃないでしょうか。

○志位委員 私は、矛盾しているという認識がないのかと聞いた。お答えがありません。一部の大学に偏っていると言いながら、一人しかいない研究者も任命を拒否している、これが矛盾しているんじゃないかと聞いた。

もう一問聞きます。

総理が任命拒否をした六名のうち二名は、私立大学の研究者です。あなたは私立大学が少ないとおっしゃったけれども、なぜ私立大学から二名割ったんですか。説明してください。これは矛盾していると思いませんか。私立大学の研究者の比重を下げたのはあなたじゃないですか、総理。

○青内閣総理大臣 さっき私申し上げたように、全体として見ればそのようになっているんじゃないでしょうか。

○志位委員 全く説明になっていない。私立大学が少ないと言いながら、なぜ割ったのかの説明になっていない。

もう一問聞きます。

総理は、バランスが大事だとも言いました。ならば、なぜ任命拒否された六名の全てが人文・社会科学系の研究者なのか。人文・社会科学系は、六人が欠員という違法状態がつくられています。現出座長は、運営や活動の著しい制約になっていると訴えておられます。

バランスと言いながら、みずから違法状態をつくり出して、バランスを壊しているのは総理じゃないですか。どうですか。

○青内閣総理大臣 先ほど申し上げていますが、これも、政府の機関に所属する公務員の任命であり、通常の公務員の任命と同様に、その理由については、人事に関するものであって、お答えすることは差し控えたいと思います。

○志位委員 ですから、個々の方の任命拒否の理

由を開いたんじゃないんです。矛盾しているんじゃないかと聞いた。

私が聞いたのは、総理がですよ、総理が、任命に当たって、一部の大学に偏っているとか、若手が少ないとか、私立大学が少ないとか、バランスが大事とか、多様性が大事とかおっしゃる、それを金頭で判断したと言われたけれども、判断の結果がごとく矛盾しているんじゃないかということなんです。それに対して、一切の説明があなたにはできない。

つまり、総理が任命拒否の理由として挙げたことは、どれもこれもがみんな虚偽だということになるんじゃないですか。言えは言えはど支離滅裂になっている。余りに見苦しい態度と言わなければなりません。

更に聞きます。

総理は、総合的、俯瞰的活動が大事、多様性が大事とおっしゃいますが、学術会議は、総理に言われるまでもなく、委員の推薦に当たって、そうした観点に配慮をした努力を行っております。

学術会議幹事会は、十月二十九日に行った記者会見で、ジェンダーや地域、あるいは所属機関の逆いも考慮して、科学者コミュニティの多様なあり方があるべく反映されるように苦心を重ねているとして、委員の性別、地域別、所属別の構成についてのデータを明らかにしております。

学術会議が明らかにしたデータをもとに作成したグラフです。二〇〇五年と二〇二〇年の比較であります。

青い棒は東京大学と京都大学の比率ですが、二五・二％から二四・五％に下がっております。オレンジの棒は関東地方以外の地方の比率ですが、二六・七％から四九・〇％に上がっております。そして、赤い棒は女性の比率ですが、二〇・〇％から三七・七％に上がっております。

総理は、現時点のこの断面だけを見てあれこれをおっしゃっていただきますけれども、この十五年というスパンで見たときに、多様性という点で、明らかに

かな改善の努力が図られているんじゃないですか。総理は、学術会議がこうした努力を行っていることを御存じないんですか。

○菅内閣総理大臣 今、私、先ほど数字を挙げて説明をさせていただきましたけれども、この数字から見たら、それは明らかに特定の大学に偏っている、そして、二百人の委員と連携委員二千人のつながりがある方しか今回も委員に選任されていないということ、これは事実じゃないでしょうか。

○本位委員 私が言ったのは、断面だけで見ないで、改善がされているかと。これを見て、改善されていると評価できないんですか。

それから、委員と連携委員のつながりのある人だけだと。うそですよ、これ。今回の二十五期についても、委員からの推薦、千三百人です。関係学術研究団体からの情報提供、千人ですよ。それをあわせて選考委員会でやっている。ですから、これは全く、あなたが言っているのは事実と違うんです。

学術会議は女性の比率を上げるために努力しているのに、女性研究者の任命を拒否する。特定大学に偏らないように努力しているのに、その大学からたまたま一人だけという研究者の任命を拒否する。私立大学の比重も、学術会議はこの十五年間で二〇％から二四％にそれでも引き上げてきているんです。それなのに、二名の私立大学の研究者の任命を拒否する。

総理のやっていることは、学術会議の努力にことごとく逆行するものじゃないですか。いかがですか。ことごとく逆行している。どうですか。

○菅内閣総理大臣 そういう努力をしているということは承知しています。

しかし、現実的に見たら、さっき言いましたけれども、四五％が七つの旧帝大ですよ。そして、国立大学と公立大学が百七十三あって、七％ですよ。私立大学は六百十五あって、二四％ですよ。全体統計から見ると、これは偏っていると評価されるを得ないんじゃないでしょうか。

○志位委員 こういう改善の努力を全く見ないで、断面だけ捉えてあれこれのまきに難癖をつける。本当にこれは情けないことだと思えます。

私は、総理の言う総合的、俯瞰的、云々、あるいは多様性云々、どれもこれも任命拒否の理由にはならない、こればかりはつきりしたと思いますよ。任命拒否に理由なし、これがはっきりしたんじゃないでしょうか。

更に聞いていきたいと思えます。

日本学術会議法に規定されている委員の選考基準は、すぐれた研究又は業績のある研究者の一点だけなんです。学術会議は、この法律の基準を踏まえて、推薦者ができるだけ多様になるように努力しています。そのときに総理が理由を明かさないうちに任命拒否を行ったら、学術会議をどういう立場に追い込むか。

学術会議の大西隆元会長、東大名教授は、任命拒否を次のように批判しております。総理、よくお聞きください。

その理由が明らかにされていないことが一番の問題だと私は考える。日本学術会議は、新委員の推薦を法律に基づいて決めている。法では委員の選考基準をすぐれた研究又は業績のある研究者と定め、明確な選考基準を示し、気に入らないからだめだなどという恣意的な選考にならないようにしている。任命しない場合には、首相は理由を説明する責任がある。選考基準が明確なだけに、理由がわからない場合の弊害が大きいからだ。学術会議は今後、どのように新委員を選ばなければならないか。法律に沿って拒否されるなら、今後の選考は基準を失いかねない。さらに、拒否の理由が隠れておれば、憲法が保障する学問の自由に抵触するおそれがある。

もう一方、広瀬清吾元会長、東大名教授は次のように述べておられます。

学術会議法には、すぐれた研究又は業績のある者から選出と書いてある。首相が委員の資格がないと言ふならば、この要件に照らして理由を言わなければならない。当事者の学術会議にも何も

わからないようであれば、学術会議としてはどうしてよいかさっぱりわからないではないですか。理由もなく拒否されたのなら、学術会議は虚方に算入されるばかりです。そして、もし世間が言うように政治的な理由で拒否されたのだというのであれば、次の委員の選考において、政府の法案に反対した人かどうかの判断をするかもしれない。その判断は明らかに法に反した判断です。そうした判断に導くおそれがある首相の行動は、法の解釈からいうと全く誤っているとしか言いようがない。総理に伺います。

元会長のお二人が共通して訴えておられるのは、学術会議は、すぐれた研究又は業績という法に基づいて推薦している。総理が委員の資格がないと言ふならば、この基準に照らして理由を言わなければならない。理由も示さずに拒否されたら、学術会議は、今後の選考の基準を失い、途方に暮れるしかない。拒否の理由が隠れておれば、次の委員の選考において法に反した判断に導くおそれがある。これは当然の批判じゃないですか。

総理はこの批判にどうお答えになりますか。総理、総理。総理が手を挙げていますから。総理です。

○加藤国務大臣 学術会議の、法律のお話でありますから。

今お話ありましたように、第十七条においては、確かに推薦の考え方、これは規定をしているわけでありまして、任命の考え方そのものの規定というのは、あくまでも推薦に基づくということのみ書かれているわけでありまして、したがって、任命に当たっては、従前から申し上げておりますように、この日本学術会議法の目的、趣旨等を踏まえて判断をしていくということになるわけでありまして。

したがって、それに関して、これまで総合科学技術会議等から指摘をされているように、総合的、俯瞰的、こうした観点から進めていくということが求められている。そうした意味において、この会議がそうした活動をしつかりしていくとい

うことを、政府としてしっかり責任を、国民に対して責任を持つ、そうした判断をする、これは当然のことなんだろうというふうに思います。

○志位委員長 何にも答弁していません。

お二人の会長が訴えているのは、理由もなく答弁が拒否されたら、もう学術会議としては逆方に落ちちゃうということなんですよ。

総理、どうですか。お答えください。

○菅内閣総理大臣 これも先ほどから何回も申し上げていますが、個々人の任命の理由については、政府の機関に所属する公務員の任命です、通常の公務員の任命と同様に、その理由については、人事に関するものであり、答えるべきじゃないと思いますよ。

○志位委員長 あなたみずから引き起こした混乱に対する自覚もなければ反省もない。理由を明らかにしないままの任命拒否は、私は、日本学術会議の独立性、自主性を根底から破壊することになると思います。

更に聞いていきます。

今、法の問題を言われましたので、そもそも任命拒否は日本学術会議法に照らして許されるか。パネルをござんください。

日本学術会議法は、その条文の全体を通じて、学術会議の政府からの独立性を幾重にも保障するものとなっております。

第二条で、学術会議は独立して職務を行うとされています。第四条、第五条で、政府は学術会議に対して諮問ができ、学術会議は政府に対して勧告ができることとされ、つまり、相互に独立した組織としてキャッチボールができることが明記されています。

第七条で、新しい会員は学術会議の推薦に基づいて内閣総理大臣が任命するとされ、第十七条で、学術会議はすぐれた研究又は業績がある科学者のうちから会員候補者を選考、推薦すると明記されています。

そしてさらに、第二十五条で、病気などで辞職する場合には学術会議の同意が必要とされ、二十

六条で、会員として不適当な行為があった場合ですら、学術会議の申出に基づかなければ退職させることはできないとなっています。

すなわち、実質的な人事権を全面的に学術会議に与えていることは、学術会議の独立性を保障するかなめとなっております。

そこで、総理に伺います。

これは学術会議法の全体の構成ですが、一九四九年、日本学術会議の創設のときに、当時の吉田茂総理大臣は祝辞の中で、学術会議には、時々の政治的便宜のための制肘を受けることのないよう、高度の自主性が与えられていると明言しました。

私は代表質問で、吉田総理が明言したように、高度の自主性が与えられていることを認めるかと聞きましたが、総理は、発言は承知しているとしかお答えになりませんでした。

そこで、この場でもう一度お聞きしたい。吉田総理が明言した立場、高度の自主性、これは変わらないとはっきり言っていたんだと。総理、総理の答弁にかかわる問題です。総理、総理の答弁にかかわる問題です。

○菅内閣総理大臣 御指摘の吉田元総理の発言は日本学術会議の創設時に発言されたものと承知しておりますが、日本学術会議の運営については、日本学術会議法を始め関連する法令に沿って行われるべきであるというふうに認識しています。

○志位委員長 承知しているとしたら、高度の自主性ということをお答えしない、高度の自主性ということをお答えしない。情けない態度だと思いませんか。

じゃ、条文に入っていくかと思えます。一九八三年、会員の公選制を推薦制に変えた改正の際に、学術会議の独立性が損なわれなかったか、学問の自由が脅かされなかったか大争点となりました。

パネルをござんください。

その際に、政府は、次のように繰り返し答弁しております。「政府が行うのは形式的任命にすぎません」「中曽根康弘首相」「実質的に総理大臣

の任命で会員の任命を左右することは考えておりません」「手塚康夫政府委員」「学会の方から推薦をさせていただいた者は拒否はしない」「丹羽兵助総務長官」。非常に明確です。

これは総理にお聞きします。

現在、政府は、日本学術会議法のこの法解釈を維持しているのですか。イエスかノーか。法解釈を維持しているのですか。

○加藤国務大臣 日本学術会議の会員の任命については、これまで申し上げておりますように、憲法第十五条第一項に基づけば、推薦された方々を必ずそのまま任命しなければならぬという点については、政府の一貫した考えであり、そうした確

認に当たっては、今お話があった中曽根総理当時の答弁等々も踏まえた上で、こうした考え方を確認をさせていただいているところであります。

それから、そうした、推薦と任命しなきゃならないということが、口学法上、職務の独立性は、これは保障されておまして、日本学術会議の職務の独立性を、そうした考え方に立って任命することが否定的なものではないというふうにも考えております。

○志位委員長 私が聞いたのは、この法解釈を維持しているかどうかなんです。維持しているのか、していないのか。今、全然答弁していませんよ。この法解釈を維持しているのか。どうですか、官房長官。

○加藤国務大臣 ですから、まず、前提となるのは、当時においても、任命権者の内閣総理大臣が推薦のとおり任命しなければならぬということではない、このことは一貫しているということでありまして、その上に立って、先ほどのような中

曽根総理の発言に関して、これまでも申し上げておりますが、今からその趣旨を把握することは難しいけれども、当時は選挙制を廃止して新たに各学会からの推薦に基づく任命制に移行しようとしており、当時の国会答弁において、その新しい制度によって会員としてふさわしい者が推薦される

ことになるという期待、こういうたものが盛り込まれているものと考えております。

○志位委員長 法解釈を維持しているかどうかを聞いています。全く答えていない。維持しているかどうか答えられなかったら、法治国家じゃないかなって思いますよ。国会の質疑、意味をなさなくなりますよ。

私、じゃ、聞きます。

一九八三年の国会審議で、政府はこのように答弁しております。ここに議事録を持ってまいりましたが、参議院の文教委員会、五月十一日の答弁であります。高岡完治内閣総理大臣官房参事官の答弁です。読み上げます。

「二十人の会員が研議から推薦されてまいりまして、それをその内閣総理大臣が形式的な発令行為を行うというふうにこの条文を私どもは解釈をしておるところでございます。この点につきましては、内閣法制局におきまして法律案の審査のときにおきまして十分その点は詰めたところでございます。」こう言っているんですよ。

つまり、形式的な任命であって、拒否はしない、これが内閣法制局とも十分に詰めた政府の法解釈だと、もう八三年のときに繰り返し繰り返して言っているんですよ。

この法解釈を、あなた方は解釈変更ではないと言っているならば、八三年のこの法解釈が変わっていない、現時点でも、法解釈ということになりますねというのを聞いています。維持しているかどうかを聞いています。もう一回答えてください。イエスかノーか、維持しているかどうか。

○加藤国務大臣 いや、ですから、先ほど申し上げた日本学術会議法上の会員の任命については、憲法第十五条第一項に基づけば、推薦された方々を必ずそのまま任命しなければならぬという点ではないという点について、これは従前から一貫した考え方である。そして、今お話があった、前の中曽根総理の答弁、それから今お話があった、そうしたことも踏まえた上でそうした確信が

ある。維持しているかどうか。

なされているということでございます。

○志位委員 これは大要人でありまして、

八三年のときには、八三年の政府の法解釈として、形式的な任命であつて、拒否しない、これは内閣法制局とも詰めた、ぎりぎり詰めた解釈だと首つてゐる、それを維持されているかどうかを私は何度も聞いてゐる。それに答へがないというのは、これは極めて重大であります。

これは紛れもなく解釈変更なんですよ。そして、形式的任命、拒否しないというのは、八三年の国会審議で確定した法解釈なんです。それに反する任命拒否は明らかに法律違反だということを言つておきたいと思ひます。

あなた方が答へないので、別の角度からもう一問聞きます。今度は総理、答えてください。

総理は、本会議の私の代表質問に対する答弁で、日本学術会議の会員について、必ず推薦のとおりに任命しなければならぬわけではないという点について、内閣法制局の了解を得た政府としての一貫した考えだと述べました。

それでは聞きますが、内閣法制局の了解を得たのはいつのことですか。この点は質問通告してあります。総理、お答えください。質問通告してある。あなたが答えてください。総理、総理に質問通告してある。

○井上国務大臣 委員御質問の点につきまして、日本学術会議事務局が文書を整理しております。その文書につきましては、平成三十年十一月十五日に内閣法制局の了解を得たものと承知しております。

なお、これは解釈変更を行ったものではありません。○志位委員 平成三十年十一月十五日、驚きました。二年前の話じゃないですか。あなた方は一貫した解釈と言つてゐるけれども、二年前の話じゃないですか。

これは、この間、内閣法制局が野党ヒアリングに提出した記録です。内閣府日本学術会議事務局

局からの相談に法制局として回答したとあります。相談年月日、平成三十年の九月五日から十一月十五日。相談、応接室にこうあります。日本学術会議法第十七条による推薦のとおりに内閣府が作成した別添説明資料について異論はない旨回答した。この別添説明資料には、内閣府大臣に推薦のとおりに任命すべき義務があるとは書いてないといふわけですね。

つまり、内閣府が日本学術会議の会員について推薦のとおりに任命すべき義務があるとは書いてないといふ理屈をつくつたのは、このときのことですね。総理、そういう理屈はありますか。総理、あなたの答へにかかっている。

○井上国務大臣 先ほど私の答弁の最後にも申し上げましたけれども、これは三十年十一月十五日に内閣法制局の了解を得たものではありますけれども、これは改めて確認をしたということ、昭和五十八年に選挙制が廃止された任命制になったときからの一貫した考え方であつて、解釈変更を行ったものではありません。

○志位委員 改めて確認したと言ふんですけれども、これ、文書を読んでください。『任命すべき義務があるかどうかについて、相談があった。』はつきりしてないから相談したわけでしょう、改めてじゃないんです。

あなた方は一貫した考えだと言ふ、内閣法制局の了承を得て一貫して主張してゐる言ひけれども、わずか一年前に決めたものじゃないですか。こつそり決めた。しかも、この文書は国会でも説明されていません。学術会議にも知られることはなかった。だから、突然の任命拒否に学術会議関係者は驚愕するしかなかったものであります。

経過を整理すると、こういうことになります。九八三年、推薦制に変わった法改正の時、形式的任命、拒否はないといふのが内閣法制局とも詰めた上での政府の法解釈だったことは既に述べたとおりであります。このときに、必ず推薦のとおりに任命しなければならぬといふわけではないという法解釈を示す文書はないことは既に政府も認めていることでもあります。

○〇〇四年、現議員による選出、コオプレーション方式に法改正がされたときにも、当時の総務省の説明資料では、日本学術会議から推薦された会員の候補者につき、内閣府大臣が任命を拒否することは想定されていなかった、政府としての法解釈を行つてゐます。

つまり、形式的任命、拒否はない、これが政府の一貫した法解釈だったんですよ。そうした一貫した法解釈を、国民に隠れて、日本学術会議にも隠れて、勝手に覆したのが二〇〇八年十一月十五日なんです。国会答弁で明確に示してきた法解釈を内閣の一存で勝手に変える、これはクーデターの法解釈の改ざんと言ふはかないじゃないですか。総理に伺います。今度は総理、答えてください。

法律というのは、それを制定する国会審議によつて解釈が確定するのであつて、政府の一存で勝手に解釈を変更するなどということはできないんです。そんなことが許されたら、おおよそ国会審議は意味をなさなくなるじゃないですか。総理、今度は答えてください。

○菅内閣総理大臣 学術会議の会員の任命については、憲法第十五条一項の關係で、推薦された方々を必ずそのまま任命しなければならぬといふことではないといふ点については、内閣法制局の了解を得た政府の一貫した考え方でありまして、それに基づいて、それぞれの時点で任命権者として適切に判断したものと考えます。

○志位委員 内閣の法制局の了解を得た一貫した解釈と言ふけれども、一年前にこつそり決めたことだと。これでは、国会審議は意味をなさなくなると。三権分立が成り立たなくなるといふことを私は言つております。

総理は呪文のように憲法第十五条一項を持ち出しますが、憲法第十五条一項「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」は、公務員の選定、罷免は主権者である国民の権利であるといふ一般原則を述べたものであり、内閣府大臣に公務員の任免権を与えた規定ではありません。国民の選定・罷免権は、いかに具体化するかは、国民を代表する国会において、個別の法律で定められるべきものであります。日本学術会議の会員の選定・罷免権は日本学術会議法で定められており、この法律に違反した任命拒否こそ憲法第十五条違反であり、総理の弁明は天に唾するものと言ふなければなりません。

そもそも、憲法第十五条一項は、戦前の大日本帝國憲法が、天皇主権のもと、第十條で、天皇は文武官を任免すると、官吏を全て天皇の官吏としたことが全体主義と侵略戦争につながつたことへの反省に立つて、公務員の選定・罷免権を主権者である国民に委ねたところに、その核心があるんです。総理は、公務員の選定・罷免権をあたかも内閣府大臣にあるかのごとくこの条項を誂みかえておられますが、それは、内閣府大臣が主権者である国民から公務員の選定・罷免権を奪取る暴挙と言ふなければなりません。

加えて言えば、憲法第十五条を持ち出した任命拒否合理化論は、憲法学界の通説でも何でもありません。著名な憲法学者の小林直樹氏は、憲法第十五条を持ち出した任命拒否が許されれば、どんな独裁制でも合理化されてしまうことになる指摘し、憲法第十五条の趣旨は、決してこのような官僚的な行政支配の基礎を敷いたのではないと厳しく批判しております。独裁政治に道を開くこのような法解釈は、断じて認められません。

もはや明らかだと思ひます。六名の任命拒否は、一九八三年の国会答弁で絶対やらないと言つていた、實質的に総理大臣の任命で会員の任命を左右するものであり、推薦していただいた者の拒否そのものです。任命拒否が日本学術会議法に照らして違法、憲法であることは、もはや議論の余地はありません。

更に聞いています。今度は、憲法のかかわりです。

任命拒否は、憲法二十三条が保障した学問の自由を侵害するものです。総理は、私の代表質問に対する答弁で、任命拒否が学問の自由の侵害になるとは考えていないと述べました。

しかし、現実には起きていることは何か。

十月二十九日に放映されたNHKのクロージングで、学術会議への人事介入問題が特集的に報じられました。

その中で、任命拒否された立命館大学の松宮孝明教授は、今回の問題の直後から、SNSにデマをもとにした批判的なメッセージが届くようになったと語りました。その多くが、中国が世界の科学者を集めて研究を進める千人計画に協力するなという、全く身に覚えのないものでした。松宮教授は、大要に怖いことだと語っておられました。

さらに、誹謗中傷は、任命を受けられなかった教授に指導されている学生にも向けられていたことが明らかにされました。SNSで、おめえ、ここ、おかしいんじゃないかと頭を指している漫画の投稿がされています。学生の一人は、こう語りました。大学を卒業し、将来、社会で活躍する学生が、今回の問題による、例えば、任命を見送られた教授の講義を受けていたことで何らかの不利をこうもってしまふような社会であつてはいけません。就職活動に不安を感じる学生は少なからずいると思う、こういう訴えです。

さらに、番組では、今回の問題を受けて、学問の世界に萎縮や自己規制が広がっていることも見えてきたと報じました。ある法學系研究者は、こう語りました。特に国立大学の研究費が非常に下がっています。例えば、各国立大学は人文社会科学だと一人当たり十数万円くらいしか年に予算がないので、やっぱり我々も人間ですから、そんなくしてしまっています。今回の任命拒否された先生に近いようなテーマは選びにくくなるんじゃない

かと思っています。本来、学問をやる我々はそういうことがあつてはならないですし、さまざまなことに、政府の見解も踏まえて批判的に検討していくのがあるべき姿ですが、やはり、政府に対する批判にそんなくした上で、自衛するようムードがないとは言えない、こういうことが報じられました。

現場では、総理、既にこういう事態が起きているんです。

総理、あなたが行った任命拒否によって、現実には学問の自由が脅かされているんじゃないですか。総理、総理の認識を聞いています。

○菅内閣総理大臣 私、今どのような状況にあるのかというのを共産党の志位議員から発言がありましたけれども、私自身はそういう状況だということでは思っておりません。

○志位議員 これは私が勝手に言っている話じゃないんです。NHKで報じられたことをそのまま言つた。

あなた、こういうことはあつてはならないことだと思いませんか。どうですか。総理の認識です、あつてはならないことか。

○菅内閣総理大臣 私、先ほど申し上げたとおりですけれども、六名の方々の学生さんの気持ちを傷つけたり、ましてや就職で不利になるようなことがあつてはならないが、公務員の人事に関することであり、政府の会議の会員としてどういう方が採用されるかという結果となり、それがどういう理由であつたかを公表することはできないことは御理解をいただきたいと思います。

○志位議員 総理は、あつてはならないとおつちやうなけれども、あつてはならないことをあなたがやつたから、こういう事態が起きているんです。

そもそも、日本国憲法が思想、良心の自由を表現の自由とは別に学問の自由の保障を独立した条項として明記したのは、歴史の反省を踏まえてのものでもあります。

一九三〇年代、滝川事件、天皇機関説事件など、改憲の意に沿わない学問への弾圧が行われました。それは、全ての国民の言論、表現の自由の圧殺へとつながつていきました。そして、侵略戦争の破滅へと国を導いたものであります。憲法に明記された学問の自由の保障は、こうした歴史の反省の上に刻まれたものであります。

戦前、学問の自由が制約されるもとで、科学者がどのような立場に追い込まれたか。

日本学術会議の前身として、戦前、九二〇年に学術研究協議会という機関が設立されております。学術研究協議会は文部大臣の管理下に置かれ、初めからその独立性は限られていたが、それでも当初は、会員は会議の推薦に基づいて選定され、会長も会員の互選で選出されるなど、一定の独立性が存在しました。

それが全く奪われたのが一九四二年のことでした。推薦制は廃止され、文部大臣の任命制に変わりました。会長も文部大臣の任命になりました。

科学者はどういふ立場に追い込まれたか。戦争遂行のための軍事研究への総動員でありました。パネルをらんくください。

これは一九四二年の十一月十六日付の朝日の一面です。『全科学者を戦時配属 学術研究協議会を強化』と大見出しにあります。

当初白人だった学術研究協議会の会員は、戦争の拡大とともに拡大され、最後は七百人に膨れ上がりました。科学者の軍事研究への総動員体制がつけられ、動員された科学者総数は二千四百人を超えました。

もう一枚パネルをらんくください。

学術研究協議会には、文部大臣の指示で、一九四五年四月時点で十の研究についての特別委員会が設置されています。これはその一覧です。読み上げますと、熱帯医学、地下資源開発、音響兵器、航空燃料、国民総武裝兵隊、動力管理、磁気兵器、電波兵器、噴射推進、非常事態食糧、本土決戦用の研究などです。本土決戦用の兵器開発など、全てが戦争遂行のための研究でした。

総理に伺います。

科学者がこういう形で戦争遂行のための軍事研究に総動員された、このような歴史は二度と繰り返してはならないと考えますが、いかがですか。

○菅内閣総理大臣 それは当然のことだと思ひますけれども、今回の任命をしながらのこととは関係ないことじゃないでしょうか。

○志位議員 当然のことと書われました。今回と関係ないと言つたけれども、大いに関係あります。聞いていなかったんですか。

こうした歴史の反省に立つて、戦後、日本学術会議が設立された際には、次の決意表明がされました。

パネルをらんくください。

これが戦後の決意表明ですが、「この機会に、われわれは、これまでわが国の科学者がとりきつた態度について強く反省し、今後は、科学が文化国家ないし平和国家の基礎であるという確信の下に、わが国の平和復興と人類の福祉増進のために貢献せんことを誓ふものである。」

日本学術会議の設立は、科学者が戦争遂行のための軍事研究に総動員された戦前の歴史、痛害の歴史への反省を踏まえたものでした。そして、戦後の日本学術会議が政府からの高度の独立性が保障されたのも、戦前の学術研究協議会が、先ほど言つたように、推薦制であつたもので任命制に変えられ、その独立性を全く剥奪されて、政府の御用機関とされた歴史の反省を踏まえたものでした。

総理にはそういう認識はありますか。今日のこの関係ないってわけじゃないんですか。どうですか。総理。関係ないと言つたけれども、そんなことない。独立性を侵害した結果こういうことになった、この反省の上に戦後の日本学術会議があるんです。いかがですか。総理。あなたが言つたことじゃないですか。

○加藤国務大臣 まず、学術会議は、あくまでも日本学術会議法上、科学に関する重要事項の審議等の職務を独立して行うことは、これは規定をさ

れておりますし、そういう運営をさせていただいておられます。

また、学術会議の会員の任命については、国の行政機関である学術会議の役割等も踏まえて公務員に任命するものであり、当然その職務は任命権者である内閣総理大臣が負っている、こういう関係になります。

こうした任命権の行使が、会議の職務の独立性、これは先ほど申し上げましたけれども、それは侵害することにはならないというふうに考えております。

○志位委員 総理、答えてください。

総理が今行っているのは、まさに日本学術会議の独立性の破壊という点で、過去の誤った道をそのまま繰り返すものじゃないですか。どうですか、総理。認識がないんですか。

○菅内閣総理大臣 全く考えていません。今、官房長官の言われたとおりです。

○志位委員 戦前の、まさに推薦制という一定の独立性まで遡って、そして御用機関とした、そのことがこういう道を歩ませたんです。

ですから、日本学術会議は一九五〇年、一九六七年、二〇一七年、二度にわたって軍事目的のための科学研究に反対する声明を発表しておりますが、これは科学の軍事利用への反省という原点上に立った当然の表明と言わなければなりません。最後に聞きます。

総理による六名の任命拒否は、六名の方だけの問題ではありません。日本学術会議だけの問題でもありません。日本国民全体にとつての大問題であります。六百七十もの学協会や大学、大企業、自然保護団体、消費者団体、映画人、演劇人、作家、ジャーナリスト、宗教団体など幅広い団体から、任命拒否に抗議する声明が出されております。

映画人有志による抗議声明は、この問題は学問の自由の侵害のみにとどまりません、これは表現の自由への侵害であり、言論の自由への明確な挑戦です、今回の任命除外を放置するならば、政権

による言論や表現への介入は更に露骨になることは明らかです、もちろん映画も例外ではないと訴えています。

生長の家は、科学的真理の探求を操作しようとする政治が、宗教的真理の探求を尊重するなどということはあり得ないと抗議声明を出しています。

日本自然保護協会、日本野鳥の会、世界自然保護基金ジャパンの抗議声明は、日本学術会議によって、私たちが活動する環境分野においても、気候変動、災害対策、感染症対策、環境教育、エネルギー、国土保全、野生動物管理、生物多様性保全などをテーマにした提言がなされ、科学的根拠をもとに活動する自然保護団体を始め多くの

人々に理論的よりどころを示してきました、政府が日本学術会議に政治介入したことは、日本の健全な自然保護の観点からも見過ごすことができませんと述べています。

つまり、今回の任命拒否を、多くの方々が、学問の自由の侵害のみならず、表現の自由、言論の自由の侵害につながり、信教の自由の侵害にもつながり、環境保護の運動にとつても重大問題だと声を上げている。総理はこの声、どう受けとめますか。

○菅内閣総理大臣 今回の任命をしなかったことについて、そうした表現の自由とか学問の自由とか、いろいろほかの団体もありましたけれども、そうしたことに全く関係がないということを手紙に説明させていただいたと思います。

それで、私自身は、この学術会議そのものを国民に理解をされ納得のされる学術会議にしたい、振興会長とともによりよいものにしていきたいというところで、その方向性を示したところでありました。学術会議を開鎖的、また既得権益、さらには前例主義、そういうことから脱却させる中でよりよいものにしていきたい、このように思っています。

○志位委員 国民の批判の声が全く届かないですね、あなたには。

山根芳一前京大総長、前学術会議会長は、「国の最高権力者が一言に拾わないものは理山なく切」と言い出したら、同中にその空気が広がる。「それは着実に全体主義国家への階段を上っていくことになる。」という警告しておられます。

総理は、これまでも、強権をもって異論を排斥する政治を進めてきました。人事をてこに政府が恐怖支配のもとに置き、喝喝と権力を振りまいて、メディア支配を強めてきました。そして、ついに、日本学術会議の人事にまで介入し、この機関を御用機関におとしめ、科学者までも支配下に置くとしていた。

しかし、強権をもって異論を排斥する政治には決して未来はないということは歴史が証明している。

憲法、憲法の任命拒否の撤回を強く求めて、質問を終わります。

○金田委員長 これにて志位君の質疑は終了いたしました。

次に、浦野靖人君。

○浦野委員 日本維新の会の浦野靖人です。よろしくお願ひいたします。

皆様も御存じのとおり、この話題から入らざるを得ない、しかも残念な結果でしたけれども、皆さんが御心配されているより我々元氣ですので、しっかりとやっていきたいと思ひます。

住民投票で否決の結果が出ました。二度にわたる選挙の結果で否決ということで、我々維新の会、これまで進めてきた、我々はベストだと思つてやってきた統治機構改革である大阪都構想、恐らくこれで、チャレンジすることは恐らくもうないだろうと、私個人でも思っています。大阪府議会時代からほとんど一緒にやってきた松井、郡、現大阪市長ですけれども、我が党の代表も、もう挑戦はしない、そして政界を引退をする、市長の任期満了で引退するというところで、私もはこの都構想によって党の精神的支柱である人物をこれまでに失うこととなります。我々はしかし、そこ

まで、政治生命をかけてでも実現をしなければいけないものだと思つて今までやってきました。この否決の結果について、その当時、大都市法を立法したときの責任者でもあった菅総理、受けとめをお伺ひしたいと思ひます。

○菅内閣総理大臣 いわゆる大阪都構想にかかわる今回の住民投票は、前回に続いて賛成反対が拮抗したものでありましたけれども、結果的には反対が過半数を占めることになりました。大阪市民の皆さんが大変悩まれた結果であった、このように思ひます。

地域の判断であり、政府としてコメントすることは差し控えますが、これまでの大阪における取組は、大都市制度、その議論に一石を投じたものであったというふうに思ひます。地方を元氣にするためにさまざまな議論がある、そうしたことを後押ししていきたいと思ひます。

○浦野委員 大阪では結果が出ました。だからといって我々、大都市の改革の必要性がなくなった、統治機構改革の必要性がなくなったとは思っておりません。

我々はやはり、時々報道にも出てきますけれども、今ある政令指定都市でも財政難で料金を上げなければならなくなったりとか、そういった問題は抱えているわけです。財政的な問題は政令市だからといってクリアできるわけではないですし、それはどこの都道府県でも市町村でも、唯一、東京都を除けば、交付金頼りの運営をせざるを得ないのが現状です。

そういう意味で、これからも統治機構の改革をすべきだと私も思っておりますけれども、総理はいかがでしょう。

○武田国務大臣 統治機構についてでありますけれども、これは国のあり方に深くかわるものであります。各党各派の議論、また国民の幅広い議論というものが必要になってくるもの、このように考えております。

○浦野委員 我々は、先ほども言いましたけれども、改革は続けなければならないと思っております。

選ったでまたどこかで。

印鑑証明という制度が日本にしかない。要は、世界では別に使っていないから、印鑑証明という制度は必要ないんです。だから、なぜ印鑑証明だけを残さないといけないのかという疑問です。別に私にも、選挙の対戦相手が前の判で議連の会長だから印鑑を付けたいんですけれども。

技術として判を残すのは、別に僕も絶対いいと思うんです。書き初めとかしたときに、僕、ちゃんと自分の落款、判を押します。そういう意味では、芸術分野の判とかは、今までも必要です。これからはもっと文化として残していきたいと僕も思うんです。

ところが、やはり、印鑑証明という制度は本当に必要なかどうかという検討を政府でされるのかされないのか、お聞かせください。

【委員長退席、山際委員代理出席】

○河野国務大臣 今回の行政手続における押印の見直しに関しては、主に認め印を中心に進めております。現時点で印鑑証明が必要なものの、あるいは金融機関への登録印などについては、今回は対象としておりません。やがてデジタル化が進んで電子認証ということになれば、そうしたものに替わって見直ししていくことが将来的には考えられると思います。

また、民間では、契約その他さまざまな場面です。印鑑証明というものが現時点で使われております。これについては、今なかなか一気になくすということにはならないだろうと思いますが、やがてデジタル化が進み電子署名ということに将来的になった場合には、そういうことも考えられるのかなというふうには思いますが、今一気になくすまでやろうとしているというわけではございません。

○浦野委員 せひ、印鑑証明一枚とるのにお金がかかりますので、それも国民の負担になっているというのだけしつかりとおきたいと思っております。

これはマイナンバーカードの交付通知書、申込

みをした後しばらくたってから、全部オーケーだったら家に届くやつですね。これをばつと見ていただいても、判を押すところ、三つありますよね。これは全部、認め印でたしかいいんですけれども。

これは大きくしているからあれでいいけれども、これははがきで来る、めっちゃくちゃちっちゃい文字で来るんですよ。確かに丁寧に読めば書いてあるんですけども、例えば「委任状」と書いてありますよね。ばつと見たら、自分のところの子供のマイナンバーカードをとるために、親がここに書いて持っていくたらとれるのかなと思いかねない感じがしますよね。

実際、僕ら夫婦もそう思って子供の分も一緒に持っていくたら、遅いんですよ。これはこうこうという場合ですというのを、めっちゃくちゃちっちゃい文字で書いてあるんですよ。それは確かに書いてあるんですよ。

下の暗証番号とかこんなところも、必要によつては書かなくてもよかったですとか、結構、これ一枚に全部書かなくてはならなかったらいいんですけど、どうでしょうか、物すごい情報なんですよ。

しかも、子供はいつに行くんかということなんですよ。これも、これは市町村によるらしいですけれども、僕の地元市では月に一回、日曜日に、この日やっていますと。それはこの反対側の券面に、十月は何日です、十月何日です、この日に来てくださいみたいなことを、それももっちゃく書いてあるんですよ。それも、もう目を血にしてみないとわからない。

じゃ、その日に行かへんかったら、日曜日で子供は忙しいですから、熱や何やらやっていますから、行けなかったらどうするんですかと。ほんなら、一応、ほんまはこのがきは九十日ぐらい有効らしいですけれども、更にあと二年ぐらいいは何か運用で問題ないそうなので、二年間の間に来てくださいますと。その二年間でも行かへんかったらどうするんですかと聞いたら、ちよっと

わかりませんということなんです。日曜日、月一回の日曜日の日だけしか、子供たちのマイナンバーカード、しかも、子供本人を連れていかないとマイナンバーカードが発行させてもらえないんです。

でも、二〇二二年末にはは全国民に交付するの掲げているんですけども、せめて自分たちの子供のマイナンバーカードをとるに当たって、この委任状というのはまたちよっと違う意味の委任状の書き部分なので違うんですけども、子供の分ぐらい親が委任状ぐらいうの手続でとれるように何とかできないのかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。そうじゃないと、多分これはなかなか進まないと思いますよ。

○武田国務大臣 このカードはオンラインで確定な本人確認を行うための基盤となるものであり、不正取得等を防ぐため、申請時又は交付時に市区町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て交付することをまずは原則とさせていただきます。

御質問の、就学中の方や平日仕事をされている方などの日中の来庁が難しい方のため、これまで、市区町村における土曜、夜間での交付の実施や、学校、企業、公民館などに市区町村職員が出張して申請を受け付け、後日カードを郵送する方式の実施を積極的に進めよう、要請や周知を行ってまいりました。

また、十月二十七日には、私の方から全国の都道府県知事、市区町村長宛てに、マイナンバーカードの普及拡大に向け一層の取組を要請する書簡を出したところであります。その中でも、土日のいづれかは交付窓口を開設するなど夜間、土日交付のさらなる実施、また、出張申請受け付けのさらなる実施などを直接要請したところであります。

引き続き、子供も含め、カードの普及が更に進むよう、市区町村の意見も聞きながら取り組んでまいりたいと思っております。

○浦野委員 せひ回答でしたけれども、これはでも、必ず本人を目で行政の人が確認を

するという、必ずそれを行っているがゆえにこういうことになってしまっています。それをデジタル技術で、例えば顔認識だとか、顔写真ももう既に登録はされているわけですから、そういうことも代用できるようなシステム、わざわざ市の窓口へ行かなくてもできるような取組ができればいいと思っておりますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

日本維新の会は、早くから公文書管理法改正案、これを出させていただいています。一時期、公文書が問題になったときに、各党いろいろ議論がありました。我が党の法案内容は、野党の皆さんからも、余りにも、ほぼ全部をデジタル化して記録を残しましょうというのが我々の内容でしたので、なかなかそこまでは一緒に乗れないなというところで、我が党は独自でこれを出しているんですけれども。

判をなくすということは、ほとんどほとんど書類もデジタル化されていく、加速しますよね。そうなるにつれて、公文書もほとんど全部デジタル化されていくはずなんです。

それであれば、我が党のこの改正法案、これにも乗れるんじゃないかなというふうに思っているんですけども、政府としては、この我々の法案に対してどういうお考えがあるのでしょうか。

○井上国務大臣 議員立法の件でありますから、基本的には、その取扱いも含めて国会で御議論をいただくということだと思いますけれども、あえて、デジタル化によって全文書の永年保存、これを実現していくべきではないかといった論点については、行政文書の適正な管理を一層推進する観点から、文書管理の電子化を進めることについては方向性を同じくするところであります。

歴史的に重要な文書に当たらず、将来的に利用が見込まれないようなものまで、一律に永久に保存し続けることについては、行政文書の体系的な管理や効率的な行政運営の観点から、慎重な検討が必要であると考えております。

具体的には、電子メールを含めた日々大量に作

成される行政文書の全てを常に整理、管理し、必要ときに速やかに活用できるか、膨大な電子データの保存のための費用をどうするか、アクセス制限やパスワードの管理などを引き継いでいけるかなどの課題があると考えております。

いずれにせよ、公文書の電子的管理の推進は重要な課題であり、デジタル化を一層加速、徹底される省庁関係の方針に沿って、関係大臣とも連携しながら、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○浦野委員 せっかくマイナンバーカードの質問をさせていただいたので。

関係の皆さんは、もちろんマイナンバーカードを持っていらっしゃるんですよね、発行済みでいらつしやいますか。持っていないという方はいらつしやいますか。大丈夫ですか。(発言する者あり) いや、ここは国会の予算委員会なので、うそをつけないので、持っていない人は持っていないと言わないとだめなはずなんですけれども、大丈夫ですか。さすがです。ありがとうございます。

ちょっと聞いてみたかなと思ひまして、ありがとうございます。

平井大臣、やはり回答がなかったですけども、何か今までの答弁で、いや、俺としてはもっとうしろに引きたいんだみたいな答弁はありますか。

○平井国務大臣 マイナンバーカードとか、さっき、その申請に関して、やはりもうちょっと普及をふやすためには自治体の皆さんにもっと頑張ってもらおう、武田大臣の方が答弁なさったと思うんですけども、私自身は、まだまだできることはあるだろうというふうに思っています。やはりこのマイナンバーは、便利便利という話ばかりありますけれども、まず、リアルな世界でデジタルの世界でも最高位の身分証明書なんです。それを皆さんに持ってもらおうということの意味をもう一回お伝えしたいな、そのように思いました。

○浦野委員 ありがとうございます。

それでは、次の質問に移ります。規制改革で

我々、アベノミクスの第三の矢の成長戦略がうまいこといっていないというところは常々言われていたに聞いています。この成長戦略にブレーキをかけたのが、省庁規制と言われているものですか。(パネルを示す)

コロナ禍で、このうちのオンライン診療などは、一部ですけれども限定的に、これもしかも時限的に解禁されていますけれども、この中で、省庁間で、よし、やろうというのがあるのでしょうか。

○河野国務大臣 何をもちて右横断制と言いかというのはいろいろな考え方があると思ひますけれども、そこにリストアップされているものの中で、既に動き始めているものも幾つかございます。

○浦野委員 では、ぜひまた、その幾つかの議論を我が党も先頭を切ってやっていきたいと思ひますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

次に、尖閣諸島についての質問をします。

中国が、現状変更を狙って、いろいろな活動をしつぱしています。まず、総領の現状認識、毅然とした姿勢をやはり内外に示さないとけないと思ひますけれども、現状認識をお伺ひいたします。

○菅内閣総理大臣 中国公船による尖閣諸島周辺の接続水域内での航行や領海侵入などが相次いでいることは、極めて深刻に考えています。中国側に対しては、海上保安庁巡視船による警告等を実施するとともに、外交ルートを通じて厳重に抗議をしております。

尖閣諸島は、歴史的にも国際法上も我が国固有の領土であり、現に我が国は実効支配をいたしています。政府としては、国民の生命財産、そして、我が国の領土、領海、領空は断固として守るという方針のもとに、関係省庁間で連携して、冷静かつ毅然と対応しているところであり、(発言する者あり) 大変失礼しました。有効に、

実効で、有効支配しています。

○浦野委員 私、内閣委員会でも当時の担当大臣に、ことしの五月八日の中国公船による日本漁船の追突事件に伴って質問させていただいて、そのときの映像を公開すべきだということを質疑しました。そのときは余り明確に答弁はいたしなかつたんですけれども、その後、検討するということになりました。その検討は今どうなっておりますか。

○小此木国務大臣 お尋ねのような件についてですが、政府内で、諸般の情勢を踏まえながら、総合的かつ慎重に検討していくものと承知をしております。

いずれにいたしましても、領土問題担当大臣、私ですが、私といたしまして、国内外において我が国の立場についての正確な理解が浸透するよう、内外発信の強化に努めてまいりたいと思ひます。

○浦野委員 ぜひ映像の公開をさせていただきたい。映像はあるということですので、公開をさせていただきたいと思ひます。

そのときに、灯台の保守管理についても質問をさせていただきました。(パネルを示す) これがその灯台です。今、日本がもちろんこの灯台の管理をしているわけなんですけれども、現状どうなっているのか、答弁をいただきたいと思ひます。

○赤羽国務大臣 この魚釣島の灯台につきましては、平成十七年の二月から海上保安庁が管理しまして、海上保安庁の職員が必要な保守点検を定期的に、支障なく点検させていただいているところでございます。

引き続き、しっかりと魚釣島灯台の保守点検を行ってまいりたい、こう考えております。

○浦野委員 ありがとうございます。日本固有の領土にある灯台ですから、当然、日本がこうやって保守点検をしていることだと思ひますけれども、環境省が年内に尖閣に生息する動植物の生態調査を実施すると漏れ聞こえていますけれども、

も、そのときの質問でも、私、その関連の質疑をさせていただきました。これはされるんですか。それと、同じように、自民党内からも周辺海域の海洋調査の早期実施を求める声が上がっているということもお伺ひしていますので、二つ一滅に質疑をします。

○小泉国務大臣 まず私からは、一点、お答えさせていただきます。

環境省において、年内にも尖閣諸島の自然環境に関する調査の実施を検討していることは事実であります。

この調査は、自然環境の把握を目的として、環境省が全国を対象にこれまで実施している各種調査の一環として行います。

具体的には、最新の人工衛星画像を用いて過去に作成した植生図を更新することや、今、環境省のレッドリスト、絶滅危惧Ⅰ類に位置づけられているアホウドリなどの生息状況に関する調査を行うこと、これを検討しています。

なお、衛星画像を用いたアホウドリの調査は、今回初めて実施を試みるものであります。

引き続き、可能な限り環境省として必要な情報収集と現状把握に努めたいと考えております。

○浦野委員 「海洋調査」と呼ぶのか、

○金田委員長 浦野靖人君、もう一回質問をさせていただきます。

を狙っておりますので、よろしくお願ひします。
続きまして、外国人、外資の土地取引規制につ
いてです。(パネルを示す)

これは我が党が大分前から出している法案です
けれども、自衛隊の施設、原発の周辺、国境近く
の離島、安全保障上重要な土地の外国人、外国資
本による買収というのを問題にしているわけであ
るけれども、その実例について把握をどうされてい
るのか、まずお聞かせいただきたいと思ひます。
○小此木閣僚大臣 日本維新の会が提出されまし
た国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規
制等に関する法律案については承知しております。

また、安全保障上の影響、いろいろなことがご
ざいます。そして、実例としてですが、例えば、
北海道の千歳基地に近接する新千歳空港の周辺地
域を外国資本が取得したことや、長崎県対馬市の
海上自衛隊対馬防備隊の隣接地を外国人が取得し
た事例があると承知しています。

○浦野委員 現在はそのようなものに対する規制
は事実上何もありません。ただ、それは我々は安
全保障上非常に問題だと認識をしていますけれど
も、例えば、逆に、中国、韓国ではそういう規制
を、実際に中国側の、中国本土のそういう安全保
障、韓国の安全保障というのをどういうふうにさ
れているのかというのを御存じでしょうか。

○小此木閣僚大臣 かねがね、この事象といいま
すか、委員の御指摘の点につきまして議論が行わ
れてきたと承知をしております。先ほども申し上げ
たように、御党からも提出されているというこ
とも申し上げました。

防衛施設周辺等における外国資本による土地の
取得等に関しては、安全保障にかかわる重要な問
題と認識しております。骨太方針二〇二〇にお
いても、「安全保護等の観点から、関係府省によ
る情報収集など土地所有の状況把握に努め、土地
利用・管理等の在り方について検討し、所要の措
置を講ずる。」と閣議決定をされました。現在、内
閣官房において、骨太方針二〇二〇の記述を踏ま

え、現状と課題を整理しているところでありま
す。
まずはじっくりと、課題をしつかりと整理した
上で、必要に応じて法的措置を含め新たな制度を導
き出すことも念頭に検討を進めてまいりたいと思
ひます。

○浦野委員 例えば、中国なんかは国内でそう
いった規制をかけています。韓国も、土地取引規
制、やっていないはずですが。ちょっと詳細はちゃ
んと、あれですけれども。
そうであるならば、相互主義で、日本も規制を
することについては何ら問題はありせんので、
与党内でもそういうお話が出ていたということも
もお聞かせいただいております。我々、もう平成二
十八年から二度にわたってこの法案を提出させて
いただいております。この法案、しっかりと議論を
して、早い段階で成立をさせていきたいと思つて
いますので、よろしくお願ひをいたします。

最後に、新型コロナウイルス対策なんですけれ
ども、これはもうずっと言われているように、イ
ンフルエンザとコロナの同時流行が心配をされて
います。
今のところ、数字だけを見ますと、手洗い、う
がい、そしてマスクのおかげで、インフルエンザ
も劇的に減っております。爆発的な感染がないん
じやないかという楽観的な意見と、いやいや、そ
うではないというお話もあります。

ただ、どちらにしても、政府としては十分な
対応できるような医療体制を整備しないといけま
せんけれども、政府として今どういうことをやっ
ていますか。
○田村閣僚大臣 委員おっしゃられますとおり、
現状、インフルエンザは、十月の十九日から二十
五日までですが、定点五ヶ所所で把握しておるん
ですけれども、二十件。昨年は三千九百五十三件
でありますから、百分の一以下になっております
が。

やはり、十二月から一月、一月の頭くらい、
ピークになってふえてまいりますので、そういう
意味では、例年の数出るということも前提に、現
在、都道府県にお願いいたしまして、各地域医療
機関、こういうところで、インフルエンザと同じ
ような数、発熱者が出ますから、そのときに、イ
ンフルエンザも、そして新型コロナウイルスも対
応できるように、検査キット、これをメーカーに
お願ひして供給をしていただいて対応させていた
だく。

なお、医療機関等々、いろいろな準備もありま
すので、それに対しては補助金等々の支援も準備
をさせていただいております。
○浦野委員 我々、当時は藤田委員が厚労委員で
質問したんだと思うんですけども、指定感染症
の期限が切れます。我が党は、今また波が来てい
るんじゃないかということでも少し心配ですけれ
ども、インフルエンザと同じ五類感染症に分類、最
後はするべきじゃないかという議論をしておりま
す。

いづれにせよ、一月末には、どうするかを決め
なければならぬとなれば、もうそろそろ、厚労
省は加藤大臣の時代に検討するという答弁をして
いただきましたけれども、今現在どういうふうな
議論されているのか、お聞かせください。
○田村閣僚大臣 委員御承知のとおり、指定感
染症という形になっております。

先般、政令、省令、見直ししまして、先ほど
ちよつと申し上げたんですが、入院措置、これに
関しては、重症のおそれのある方々、こういう
方々は入院をさせていただくことになりましたけれ
ども、比較的軽症の方、無症状の方々に限しては療
養施設等々でもよい旨をはっきりと明記をさせて
いただきました。もちろん都道府県の判断によつては入
院もできるようなになっております。

それから、インフルエンザとの、やはり同時の
発熱といいますが、どちらかわからないという症
状がありますので、疑似症患者の方々を、今まで
保健所に届けていただいていたんですが、こうい
う方々に関しては、やはりこれも重症化のおそれ

のない方々に限してでありますけれども、こうい
う方々に関しては、言うなれば届出をしていただ
かなくてもいいような形に変えさせていただいて
おります。
五類扱いのところもあるんですが、一類、二類
のところもそれぞれ必要なものがありまして、こ
れに関しましては、それぞれフレキシブルに動け
るような、そんな形で各項目を随時見直してい
たいということでもございますので、これから、こ
の秋冬に向かつて我々もいろいろな検討をさせてい
ただきたいというふうに思っております。

○浦野委員 時間が参りましたので、終わら
す。
ありがとうございます。
○金田委員長 これにて浦野君の質疑は終了いた
しました。
次に、玉木雄一郎君。

○玉木委員 国民民主党代表の玉木雄一郎です。
国民民主党は九月十五日に新たなスタートを切
りましたけれども、私たちは、生活者の立場に
立った改革中道政として、未来を先取りする議
論を展開していきたいと思ひますので、どうぞよ
ろしくお願ひしたいと思ひます。

省総理にまず伺います。いろいろなことをス
ピード感を持ってぜひ進めてもらいたいと思ひ
ますが、皇位の安定継承についてはまず伺いま
す。総理は、百房長官時代に、たしか二月の子
孫委員会だったと思いますが、立皇嗣の礼が終わつた
ら速やかにさまたまなご、具体的なことを進め
ていきたいと答弁をされていたと思ひます。皇室
典範改正の特例法の附帯決議には、速やかに議論
するということが書かれています。
ぜひ、スピード感を持って進めておられる官
内閣においては、皇位の安定継承、女性宮家の問題
も含めて、議論を本格的に早くスタートさせるべ
きだと思ひますが、以前明言された、立皇嗣の礼
の後に本格的議論を開始する、この考えに変わり
はないのか、また、行うとすれば、どのような形
でいつから始めるのか、お答えください。

○管内閣総理大臣 安定的な皇位の継承を維持することは、国家の基本にかかわる極めて重要な問題であると思慮しています。男系継承が古来例外なく維持されてきたことの重みを踏まえながら、慎重かつ丁寧に行う必要があると思っております。

また、女性皇族の婚姻等により、皇族数の減少等については、皇族方の御年齢からしても先延ばしをすることはできない重要な課題であると認識しています。この課題への対応等についてはさまざまな考え方、意見がありますが、国民のコンセンサスを得るためには十分な分析、検討、慎重な手続が必要だと思っております。

また、天皇陛下の御即位に伴う一連の行事の後となる立皇嗣の礼が十一月八日に行われる予定であります。まずは、立皇嗣の礼がつづがなく行われるように全力を尽くし、その上で、衆参両議院の委員会でも可決された附帯決議の趣旨、ここを尊重して対応してまいりたいと思っております。

○玉木委員 附帯決議の中には、皇族方の御年齢からしても先延ばしにすることはできない重要な課題であることを読み、本法施行後速やかにということが附帯決議についてあります。これは平成十九年ですから、もう二年たっていますね。

ですから、総理、ぜひこれは速やかに、立皇嗣の礼が終わったら一定の行事が落ちつきますから、これは検討をその後始めるということで、もう一度答弁いただけたらいいですか。

○管内閣総理大臣 まず今は、立皇嗣の礼をつづがなく終えることに全力で取り組んでいきますので、終わりましたら、速やかにという、これは両院の決議もありますので、そうしたことに沿う形で対応してまいりたいと思っております。

○玉木委員 ぜひ速やかにお願したいと思っております。我が党としても考え方を示していきたいと思っております。

次に、管内閣の看板政策の一つについて聞きます。不妊治療の保険適用です。

私も、これは五年ぐらい前からずっと言っていますから、ぜひ進めてもらいたいと思うんですが、

が、一つ提案があります。

この不妊治療の保険適用に取り組むときにあわせて検討してもらいたいのが、妊孕性の保存についてであります。これは聞きなれない言葉だと思っておりますが、妊孕性というのは、ある種、生殖能力を保存するということなんですけれども、特にAY世代、AY世代というのは十五歳から三十九歳の若い世代なんですけれども、この若い世代でも白血病とか脳腫瘍にかかることは結構あります。

そのときに、強い薬を使ったり、がん治療をするにによって、精子、卵子をどうしても傷つけたりとか生殖能力が衰えたりする。この治療をする際に、精子、卵子の凍結保存などをすると、治療を同時に行うことができます。ただ、これはお金がかかります。人によりますけれども、五十万以上かかるとも言われています。

ただ、十五歳ぐらい、若い、特に十代だと、まだ妊娠とか結婚をイメージできないんです。だから、命がかかっているのに、とにかく治療にばつと行きますから、精子や卵子を保存するなんというところに頭が及ばない。ただ、もしきちんとした補助とか助成とか保険適用があれば、こういった世代の方も希望を持つことができると思うので、こうしたいわゆるAY世代の小児がんや若年性がんの治療の際に行われる精子や卵子の保存も、広い意味での未来への不妊治療だということでは、あわせて今回、保険適用できるかどうかの検討対象に加えるべきだと思っております。総理、いかがですか。

○田村国務大臣 がん治療による妊孕性の低下というものは、子供を産み育てたいと思われている方々にとっては大変大きな課題だということに我々も認識いたしております。

厚生労働省が研究事業の中において、妊孕性の温存療法といったことを行った方でどれぐらいの妊婦でありますとか分娩数、それから、妊孕性温存療法、このための長期検体の保存の方法でありますとか、そもそも、それができるような体制、

こういうものがどうなっているかということをお願いするのと今情報収集をしておるわけでありまして、一つはエビデンスの問題があります。

受精卵ですとそれなりな、今も受精卵は不妊治療でいろいろ使っております。凍結もしておりますので、ある程度エビデンスがあるんですが、ただ、すぐに使うかどうかはわからない。というのは、治療をその後しますんで、どれぐらい冷凍保存しなきゃいけないかわからない。それから、ホルモンのバランスが崩れたりしますんで、がんを治療するときのリスクというものも考えなきゃいけない。もちろん、そういう意味では、妊孕性というものをどうやって温存するかという必要性、これもあります。

それぞれを考えた上で、しっかりとエビデンスを我々確認した上で、これからどういう支援をしていくかというのを考えさせていただきたいというふうに思っております。

○玉木委員 ということを検討してもらいたいんですね、総理。

これは実際やった方からの手紙の文があるんですが、私は速よく卵の保存がかないました。でも、同じ病気の友人は保存がかなわず、私の人生は後悔してばかりだと涙を見せました。

AY世代、十代とか二十代は、がん治療そのものにもすごいお金がかかります。それに加えて精子や卵子の保存をしたらもう、段々かかりますから、これは、私は少子化対策にこれを入れるのはどうかという思いはありますけれども、若い人たちをとかくサポートしないこの国はだめになりますから、そういう形で、希望を持つようなことを、少しは、その範囲を広げてあげようということについては、私は、これは今回検討しないこと、多分もう何十年と検討されないと思うので、ぜひ総理、菅総理がせっかく不妊治療の保険適用ということを掲げたわけだから、こういう余力でこれまでに政治的な課題にも政策的課題にも上がつてこなかった問題もぜひ検討をしていただきたいと思っておりますが、いかがですか。

○管内閣総理大臣 今、田村大臣から、エビデンスが確立しておらず、まずは実施されているさまざまな処置の実態把握、研究を行うとともにという話をされました。それを踏まえて、保険適用を含め、どのような支援ができるか検討していきたいと思っております。

○玉木委員 市町村によっては助成制度を持っているところもあるんですが、ばらばらなので、そういったことも含めて、あわせて検討いただきたいというふうに思います。

次に、二〇五〇年脱炭素の、カーボンニュートラルの目標について伺います。

私もこれは賛成ですが、問題は、中身がまだないんですね。アメリカは、もしバイデン大統領が勝てば、経済政策もがらりと変わるし、環境政策もすごい変わると思います。カリフォルニアなんかはもとと強いんですけど、EV車にシフトもどんどん進むのかと思います。

ちよつと資料一を見ていただきたいと思います。結構、改めて整理するとびつくりするんですが、まず、脱ガソリン車を各国どんなに進めているかと。中国は、二〇六〇年にそもそも実質ゼロという努力目標をつくった上で、この前、二〇三五年までにいわゆるガソリン車の製造販売について禁止する規制をするということを言っています。ノルウェーなんかは二〇二五年です。イギリスも三五年、二〇四〇年はフランス、書いていませんけれども、インドもこういう目標を定めてやっているんですね。日本はない。

一方の、このEVの、電気自動車の購入支援等々を見ていただくとわかるんですが、結構やっているんですね。

注目してもらいたいのはドイツとフランスで、今まで五十万とか八十万ぐらい、日本円でいうとやっていたんですが、ことしの六月、七月に、つまり、コロナを受けてぐっと拡充しています。日本は今、一応あります。EVの購入補助とか。最大四十万ぐらいで、あと、これに取得時

の免税措置があるので、これは価格によりますけれども、十万ぐらいがマックスかなと。そうすると、四、五十万ですとね。

これは、せっかくですから、三、四補正の予算も議論されているし、年末の税制改正とか、与党の先生もぜひ、せめてドイツ、フランス並みのEV購入補助にしないと競争力の観点から問題になるので、総理、二〇五〇年、せっかく目標をつくったんだから、せめてこのEVの支援については百万を超えるぐらいの購入補助にしませんか。いかがですか。

○小泉国務大臣 今、玉木委員に紹介していただいたとおり、世界は、ガソリン車の販売禁止、これが今加速をえています。

ノルウェーの紹介が今ありました。ノルウェーは、ノルウェーの中の自動車、電気自動車のシェアがもう最低でも三割は超えている。もしかしら、もっと高いかもしれません。一方で、日本は、国内のEVのシェアというのは〇・五%です。

この支援額を見ても、日本が二倍にしても二倍にしてもドイツやフランスには追いつかない。こういう中で、我々環境省としては、長期的にガソリン車のマーケットは、グローバルな市場は縮小していく、そういうふうに見ていますので、EVを始めとした、まあ、水素もそうですけれども、この後押しをしたいというふうに思っています。

そして、なぜ我々がこのEVの後押しをしたいと思っているかというと、運輸部門の脱炭素化と動く蓄電池として再エネの主力化を同時達成できる。そして、災害時には、給電可能で自立分散型のエネルギーシステムの構成要素ともなる。そして、バッテリーはリユースなどが可能であることから、脱炭素社会への移行と分散型社会への移行、そしてサイキユラーエコノミー、循環型の経済への移行という三つの移行を同時に統合的に進めることができる一つの鍵がこのEVにあると思っています。

我々として、環境省としては、もちろんメーコンは経産省の方のEVの関係もありますが、再エネと同時に、動く蓄電池としてEVを導入するような取組、そして物流、配送分野、この部分の二輪のEV化も含めて、我々も支援をしていきたいというふうな支援をしています。

今後、EVを始めとした電動車が日常にある社会を実現できるように、経産省等も含めてコミュニティカーシェアを深めて、縦割りを排して支援をより強化できることが何か考えていきたいと考えています。

○玉木委員 これは、政府・与党がやらなければ、我が党あるいは野党の次の政権公約にして出しますよ。

それで、今、私が象徴的だったと思うのは、小泉環境大臣が出てきたことも結構意味があるんですよ。多分、根っこは財源は、石炭税とか、石油石炭税ですよ。多分、エネルギー特会のお金。基本的にそれは大きな力は経産省が持っている、ちよこちよこつとしか環境省はもらえないんですよ、前から。

このままだに縦割り、菅総理がずっと言っている縦割りは、エネルギー政策に一番出るんですよ。どうしても、経産省、力が強いんですね、大臣。ちよこちよこつとでも、縦に、経産大臣に言ったんです。

ここを突破して、本来経産省だと百と言っているのを、これをやれと言って百万以上の購入補助を出せるか出せぬかが私は決まるところで、総理、どうですか。小泉大臣にも麻山大臣にも言っていて、少なくとも欧州に負けないぐらいの購入補助制度を、この年末の予算で麻山大臣も説明してつくるといふことで、いかがでしょうか。

○菅内閣総理大臣 二〇五〇年にカーボンニュートラル、脱炭素社会を実現するために、実は私、経産大臣と環境大臣を兼任させたいんです。まさに今日までの縦割りの、ある意味では象徴だったというふうに思っています。そういう中で留任をさせて、そして先般、金閣僚の会議を開きました。

で、それぞれ全力で取り組むような指示をいたしました。

いずれにしても、さまざまな問題について、厳しい問題でなければ、受け身でなくて積極的に取り組んで、それぞれが日本の成長につなげていきたい、そんな思いで取り組んできたところなんです。

○玉木委員 ぜひこれはやってもらいたい。結果として、小泉大臣が喜んで麻山大臣が泣くかもしれない、でも、国民が喜ばばいいんです。

そういう観点で、ぜひ、財源の配分の見直しも含めて、特会って難しいんですよ。ある種、既得権益だから、特会のお金というものは、特定財源がセツトですからね。ここを動かせるのが政治じゃないので、ぜひここは菅総理に期待したいと思っています。

次に、三、四補正について伺いたいと思います。私は、日本のコロナ対策は、基本的にはうまくいっていると思うんです。それは、死亡者と重症者の数を抑えているというのは、これはよくできています。ただ、問題は、その利には経済の戻りが悪い。

ちよこちよこつとこれを見ていたんですが、OECDが先般出したこととして来年の経済見通しなんです、まあ中国はすごいんですね。G20の中で唯一、十九カ国が全部マイナスですけれども、この中でもプラス成長、八ですよ。来年は八%成長に振りますからね。もう一つ、二〇二二年、戻りがそれぞれ、アメリカも欧州も世界も悪いんですが、四パー、五パーで戻ってくるんですよ。落ち込んだものだから、弾射が下がっているからそれは戻るんですが、日本を見てくださいますか。約六%、五・八%ことし落ちますけれども、私の予想は五・五%でしたから結構当たっているんですよ。来年の戻りは五・五%しか戻らない。ここは、これだけ死亡者と重症者が少ないのにこの戻りの悪さは、私は経済政策が悪いんだと思いますよ。

これまでのいろいろやってきたものを盛り込んで、

マイナス五・八ですから、ここで財政出動を繰めてはならないと私は思うんです。経済の再生に今全力を傾けないと、経済と社会に物すごい後遺症が残ります。コロナは実は、コロナに感染した方に後遺症が出ているんじゃないかということが結構言われていますが、社会と経済に、今の政策を間違ったら後遺症がずっと残りますからね。

既に、例えば妊娠の届出がすごく減っていて、来年の出生数はぐっと減りますよ。これは多分、低位推計に行きます。私は分析しましたが、四村さんも一回これは分析してもらったらいと思うんですが、高位推計、中位推計、低位推計だと、この推計でいくと低位推計にずっと行きますから、年金財政にも絶対きずきますから、これは悪い方。

そういう意味では、今の対策は、とにかくけちらずにやる、麻山大臣、これが結構、後の税収にもつながりますから、ここをぜひやってもらいたいです。

そこで、伺います。アメリカは、三月に二兆ドル、約二百兆円の対策をやって、七月に一兆ドルやっています。今度バイデンさんが勝てば二・三兆ドルです。トランプさんでも一・六兆ドル、約二百兆円前後ですね。合わせると大体五兆ドル、日本円でいうと五百兆円ぐらいですから、アメリカは大体GDPが二兆ドルなので、GDPの二五%、四分の一ぐらいをトータルでやっているんですよ。

日本はどうかというと、一次補正、二次補正を合わせて五十八兆円ぐらいですかね。莫大はもっと少ないですけれども、ただ、一応予算計上しているのは五十八兆円です。

そうすると、日本はアメリカのGDPの四分の一ですから、GDPの二五%ぐらい、アメリカと同じぐらいするんだと、やはりトータル百兆円ぐらいの予算にしまさなきゃなんんです。そうすると、あと四十兆から五十兆は、私、大胆にやらないと、この来年の戻りの悪さは変えられないと思うんですよ、ここは。

る上には効果があるだろうなと思ひまして、今のようには、いろいろ細かいのが幾つもありますので、ぜひいろいろ御意見をいただければと思ひます。

○菅内閣総理大臣 まず、コロナ対策に万全を尽くす、これは当然のことだと思います。その上で、経済を回復させるために、状況を見ながら、ちゅうちょなく対策は講じていきたい、それが基本的な考え方です。

○玉木委員 否定されないので期待したいと思ひますし、具体的な案も提案したいと思ひます。

今、麻生大臣からマイナンバーの話がありましたが、私も、マイナンバー、持っているんです、私。私、今回の特別定額給付金は、マイナンバーで給付を申し込んで受け取りました。なんちゃってマイナンバーカードというか、なんちゃってデジタル申請だということがよくわかりました。

これはちょっと伺いたいです。次の効率的なときにはぜひ、麻生大臣、やつたらしいと思ひます、デジタル化をもっと進めたらうまいんですけど、提案があるんです、一つ。

平仮名、片仮名の、この仮名をどうするのかというの、実は、何かデジタル序をつくってどうしようかという立派な議論の前に、日本のデジタル化の結構、私、自分も体験したので申し上げるんですけれども、この振り仮名の処理が、ルールもちゃんと決まっていなければ、例えば、出生届には振り仮名を書くことが義務づけられていますけれども、戸籍とか住民基本台帳は義務づけられていないんですよ。

例えば、うちの議員に浅野君というのがいますけれども、サトルなのかサトシなのか、漢字だけ見たらわからぬじゃないですか、哲学の哲と書くんですけれども、でも、それを役場の人が見て、漢字だからこうだと便宜的に入れていることがいっぱいあって、それで別人だということである合致できなくて、御存じのとおり、銀行の全銀システムは片仮名になっていますよね。合わないんですよ。

この片仮名の統一をきちんとしてやらないと、アルファベットは二十六文字だから完璧なんですよけれども、実はこういうところでもずれているんですよ、これは多分自民党の中でも長年議論されてきたんですけれども、全然できていないんじゃないですか、まだ。法律も通っていないし、これを先にやるべきだと思いますが、総理、どうですか。

○平井国務大臣 この話は、もう本当に長い間いろいろ議論をしていて、法務省、総務省のちやうど間に落ちちゃっているんです。

それで、おっしゃるとおり、出生届のときに義務づけられているとききお話しになりました。あれは義務づけられているわけではなくて、書いたものを、あれはよく読んでいただくと、要するに、戸籍の中で公に明かしてはいないんですよ。参考として送られていくというふうになっているんです。義務づけられているのであれば、そこで公に明かしたことになるんですが、それがなっていない。

そして、名前と読み仮名というのは、これは一部の方ですけれども、選挙のたびに口分の名前の読み方を変えて立候補される方もいるんですよ。だから、要するに、日本では名前の読み方というものを誰にも公に明かしてはいないところがある、個人を特定するときに非常に不安定になる。なのでマイナンバー等々が国民に振られたということは間違いないんです。

これは、今、総理が主査するデジタル・ガバナメント関係会議のもとに、マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤基本改善リーディンググループにおいて、氏名の読み公証、公に明かすのに向けた工程表を年内につくろうということ、当然、法改正も視野に入れています。

そして、デジタル序では、このような、要するにペーパレスストリーの本質の基本ですよ、ここは、こういうものをきっちり固めてつくっていくかないとこれからのデジタル社会が不安定になるので、そういうものの整備とルールをつくっていく

くということもデジタル序の一つのミッションにしたいと考えているところで。

○玉木委員 いや、こういうことができていないんですよ。平井大臣がおっしゃったように、まさに、間に落ちているって、これは縦割りの象徴でしょう。こういうところからちゃんとやらなくと、デジタル社会、デジタル社会と言ってもできないんですよ。だから、河野大臣が判こをなくすのを一生懸命やっておられるのはいいんだけど、もう、こういうところも行半の観点から私はやってもいいんですよ、ぜひ。

総理は、これはぜひ、今、法改正も含めてと平井大臣は言いましたけれども、総理のリーダーシップもしっかり發揮していただきたいと思ひます。

もう一つ伺います。

今回の定額給付、私は、これは本当に、マイナンバーでやったんですけれども、結局、プリントアウトして受け取ったものを住民基本台帳と目で突き合わせて、もう一度それで新しいデータをつくって、それをまたプリントアウトして、今度は銀行入カシステムにまた目で突き合わせているんですよ。一回紙になつていようなケースがある。

それを、自治体の中には、例えば静岡県、三島市とか、神戸市もそうだったと思ひます、独自にマイクrosoftとかと組んで、一人の職員が物すごい優秀な仕組みをつくって、三島市なんかだったら一七対八二で、両方できるんだけれども、マイナンバーで来た人は一七％、市独自のルートで、システムで申し込んだ人は、利用率は八三％ですよ。負けているんですよ。

マイナンバーを使うこともいいんですけども、これは武田大臣ですかね、こういう、いわゆるベストプラクティスですよ、結構すぐれた自治体職員はいるので、うまくいったのを教えていただいて、教えて、それを次の標準実装にしたらいいので、そういう地方の知恵とか実質うまくいったやつをもっと集めて、それを横展開するということをやったかどうか、これ。

○武田国務大臣 給付の実施主体というのは市町村ですよ。我々も今日まで、市町村の実態把握並びに数々のいろいろな成功例の情報提供というのをやって、極力、各自治体の事務負担軽減に努めてまいりました。いろいろアイデアや先端技術を持った技術者の方もいろいろいるところにおられて、我々もそういう方々から今と今と意見をお聞いおるんですけども、中には、やはり本人確認の確実性がどこまで担保できるかという問題がついて回るんですよ。

やはり、利便性というのをとらえようとするといふのは、我々研究していかなくちゃならないんですよ、その裏で絶対守らなくちゃならないのは、個人情報保護というものがあつた。つまり、そこで本人確認というものの確実性がどこまで担保できるかということをよくよく検証していかなければ、そういう利便性だけの成功例をどんどん紹介するというわけにもいかない部分があつて、よくよく検証してまいりたいと思ひます。

○玉木委員 これをやっていると進まないんですよ、武田大臣。平井大臣はわかると思ひますけれども、イギリスはGDS、ガバメント・デジタル・サービスをつくって、官民、あるいは民間だけじゃなくて地方の自治体の職員の知恵も結集して、うちがベストプラクティスをつくってこれで主導すると。多分、デジタル序をつくるんだつたらそれぐらいやらないと、いや、個人情報があるからできませんと口をつた、今までも何も変わらないうじゃないですか。

もちろん、だから、高度なセキュリティはまた民間の知恵をかりればいので、そういうことを、うまくいって工夫している人を吸い上げて、盛り上げて、そういうことをやっていかないと最新のデジタル社会にはなっていないかと思ひます。これはぜひ総理もリーディングシップを発揮してやっていただきたいと思ひます。

それに關して、ちやうど憲法の話をします。私は、今、個人情報保護の話もありましたけれども

も、やはりこれからの新しい時代の新しい人権というものを憲法上議論しなきゃいけないと思ってるんです。というのは、今までは単なる情報漏れとか漏れないのだったんですが、今アメリカ大統領選挙をやっていますけれども、四年前のトランプさんが勝った大統領選挙では、ビッグデータと心理学の手法とアルゴリズムを使って、まだ行動を決めていない人の行動変容を巧みに促したというふうに言われています。

憲法十九条は、思想、良心の自由を保障しています。ただ、私は、これからのAI時代に必要なのは、思想、良心の自由って、皆さん、どうやって皆さんの思想、良心はつくられたと思いますか。私の思想、良心はどうやって、自由なんだけれども、どうやってつくったんだろうと思ってる。いろいろの影響を受けているんですよ。多分、ここにAIとかビッグデータの解析とかいろいろなことが入ってきたときには、我々はそういうものから自由でいられないかもしれないですね。

だから、憲法十九条で思想、良心の自由が保障されていることは守るべきだけれども、あわせて、思想、良心形成の自由、プロセスの自由も確保しないと、さまたげなそういって、しかも金銭的な理由で、あるいは政治的な理由でそれを行動変容させようとする者の影響を受けてしまう。こういうことも含めて、私は憲法上の議論が必要になってきていると思ってるんです。

ただ、総理に伺いたいのは、自民党の改憲四項目、イメージ案ですか、あれにこだわっている、私は非常に、いろいろな意味で柔軟な憲法議論が、与野党一緒にならなくてやることがなかなか難しいんじゃないのかな。今回の大阪の都府県の住民投票を見ても、例えば一発目の国民投票を九条でやると、結構やはり荒れると思うんですよ。だから、みんなが安心して、これはやはり憲法上も含めて変えた方がいいなところから憲法改正議論をしていったらどうかと思ってる。我々は憲法改正議論を積極的に行いたいと思うんですが、その環境とフォーマット

をきちんと与野党で整えるということが大事だと思ってるんです。総理に伺います。

総理は安倍政権の継承をとおっしゃっていましたが、改正項目の四項目も継承されるのか、それとも、例えば二〇二二年の自民党改憲草案を継承するのか、総理が憲法改正議論において継承するものは何なのか、お答えいただけますか。

○菅内閣総理大臣 まずもって、国民民主党が憲法改正について議論を呼びかけておられる。ここには敬意を表したいと思えます。

憲法改正について、国会でお決めいただくことでありまして、総理大臣として回答することは差し控えたと思いますけれども、その上で、憲法改正は、国会が議論し、最終的には国民投票により主権者である国民の皆さんが決めるものであり、改正の内容についても、国会における御議論や国民的な議論の深まりの中で決まってくるものというふうに思っています。

憲法審査会によって憲法改正についての議論を返って国民の皆さんの理解を深めていくことは、私たち国会議員の責任ではないかと考えています。まず憲法審査会において、与野党の枠を超えて建設的な議論を始めていくこと、そのことが大事だと思います。

○玉木委員 四項目は継承されるということでしょうか。

○菅内閣総理大臣 自民党として提案するたたき台でありますので、そこはそのまま継承していきたいと思えます。

○玉木委員 それも含めて、与野党が本当に円満な形で議論できる環境をぜひ総理も整えるように努力をしていただきたいなというふうに思います。最後、これからやるべきコロナ五策について、やはりこれから経済を回していくことが大事なので、安い、早い検査を私は充実させることが大事だと思ってるんですが、牛丼屋みたいですけ

れども、やはり、価格を下げることで、例えばプール方式のPCR検査も、今実施を準備をつけてやっていますけれども、一番値段を下げて規制緩和しなきゃいけないのは、私は検査だと思ってるんですよ。今、携帯電話が下がったいいですけども。

こういうところをやってもいいの、あと、今経営が悪化している公共交通機関、特に、航空会社もそうだけれども、JAL各社、特に私の地元、JAL四国も北海道も、もともと大変なんですけれども、これは本当に大変ですから、具体的な対策をちゃんと打たなきゃいけない。あとは、総理は今のがたまらないうちの、あと、可っている特措法の改正、出入国管理法あるいは感染症法、いろいろやはり喉元過ぎれば熱さ忘れるになっちゃうかぬので、これは法整備を今、日本は比較的死亡者、重症者が少ない、ここでやらないやいけません。

あと、デジタル化は、先ほど言ったように、本当に進めなきゃいけません。最後は、国益を守るための経済安全保障と書きましたが、上場企業は一部資本規制を入れましたけれども、中小、中堅がノーマークですよ、皆さん。これは自民党にもぜひ考えてもらいたい。これは、安全保障上あるいは健康、保健医療の関係で重要なコア技術を持っている、ちよっと、ある経済成長がことしもプラスの国は、あるいはその国の影響を受けた企業は買いに来ますよ、本当に。

だから、そういうところをしっかりとやらないと、コロナの先の日本の希望ある姿をつくることのできないと思ってるんです。そこ、まず伺います。

この検査に関してはなんですけれども、例えばアメリカでは、これはハーバード大学も開発が出てきています。確かに、抗原検査の場合、はいわゆる感度の問題とかあって、PCR検査でも七〇%とか言われていますから、いわゆる

偽陽性、偽陰性の問題はあるものの、安くなれば頻度でカバーできますから。何回もやることによって、これはこういう論文もあります。だから、これはこういう論文も、ホームテストインクと言われる自宅で検査できるようなこともできるようになってきている。例えば、出社する前とか学校に行く前とかでチェックをしていくようなことは、私は一つの安心感の材料になるし、社会や経済を回していく基礎になると思うんですよ。

いや、批判する方もいるけれども、じゃ、どうやって経済を回していくんですか、而立して。検査拡充に批判する人は、対策を示さないもの、だって。そんなことをやったら問題があると思うけれども、じゃ、どうやって経済と一緒に関っていくんですか。私は、これは一つやるべきだと思います。

そこで、質問は、今、自治体、私の地元の東かがわ市なんかもうなんなんです、海外とか県外に出張するときに、やはり会社で検査を社員にやらせているんですよ、取引先から陰性証明を求められたりするから。これに対して、これは基本的に金額自己負担なんですけれども、一部自治体は補助を、三分の二の補助とか四分の三の補助を始めていますけれども、そういうところは国がしっかりと財政的な支援をする。それが広がってくればマーケットメカニズムで下がっていくんですが、最初のときは、出張に行くときに会社が社員に検査を受けさせるようなものについても、医療機関とか介護の現場は事実上金額負担でうまくやっていますけれども、そういうところも含めて国が支援すべきだと思いますが、いかがですか。

○田村国務大臣 まず最初に、安いキットの話が出ました。これは、先ほど言われたとおり、感度や特異度という問題もありますが、そもそも精度自体、つまり、どれぐらいウイルス量がふえないと出ないかというのが、結果が出ないかということがあり

ますので、発症してからわかるのか、暴走する何日か前からわかるのか、まずそれが、私ちょっと、アメリカのはわかりません。ちなみに、回数で精度を何とかカバーできるかというところ、これはなかなか難しいと思います。

一方で、何かいろいろな経済活動をするのに検査をすることは必要だ、これは我々も認識をいたしております。

今、PCR、結構金額に幅があるんですね、日本の国内も。例えば、医療機関を通じているところと医療機関を通じていないところ、それによっても違いますし、そもそも精度管理をちゃんとやっているところとやっていないところがあるかもわからない。

そういうのを、オープンデータ化で、今度、そういう掲示板をつくって、金額も載せていただいて、そこで競争が起こるように、一定のちゃんとした信頼性も得られるような形で、これは自己申告になりますけれども、そういうものをつくった中において、やはり値段が下がっていくような、そういう競争が起こるように我々としても考えております。

○玉木委員 大臣、日本の場合、精度管理を国がしていないんですよ。それを言うんだとすると、精度管理を国が責任を持ってやるべきですよ。そこを、橋本元副大臣はわかっていると思うけれども、国が責任を持って精度管理をしていないのに、あれがだめだ、これがだめだというのは、私は経済を回す本気度が足りないんじゃないかなと思います。

もう一つ、時間がないので、最後に。

さっき言ったJ-R、大変なので、私は本当に経営支援すべきだと思いますが、少なくとも、今の経営支援策、これまでやってきたもの、ことし切れるんですね。だから、二〇二一年以降も少なくとも今までやってきた支援策は継続すると、早目に安心感を与えるためにも、年末の予算とか税制で議論するんじゃないかと、同僚大臣、これはもうやる、継続すると言ってくたさい。

○赤羽国務大臣 J-R、特に四国、北海道は、これまで、コロナ禍以前から大変厳しい状況であります。これまで、鉄道・運輸機構から、助成金の前倒しの支払いですとか、また無償貸付けの償還の猶予等々やっております。

今おっしゃられたように、こうしたことは、法律が今年度末に切れますので、これは私自身、J-R四国の会長、社長、またJ-R北海道の社長、出張に行くたびに、私も在来線に乗って、しっかりとやって、気持ちが悪くなるようにということを努めていますので、年度末には決着をつけますが、口ごもるから連携を密にして、しっかりと支えていきたい、こう思っております。

○金田委員長 中合せの時間が参りましたので、よろしくお願いいたします。

○玉木委員 はい。

総理に改めてお願いしたいんですが、今、これからの何カ月間の経済対策とかは物すごい大事だと思えます。さっき言ったように、ここで間違えると社会と経済に後遺症を残しますから、その意味では、今が瀬戸際だという意識をもう一回持つて、余力で、それこそ金策中の呼吸で取り組んでいただくことをお願い申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

○金田委員長 これにて玉木君の質疑は終了いたしました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二分散会

令和二年十二月九日印刷

令和二年十二月十日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局